

化学製品P L相談センター
2017年度活動報告書

2018年 6月

化学製品PL相談センターのご案内

相談内容

化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカー等にお問い合わせ願います。

※ 当センターでは特定の製品、企業等の紹介(推薦)は行っておりません。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。

臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ(当センターでは現場訪問は行っておりません)では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合、個人営業者、農業・漁業従事者、マスコミ、教員、学生など

相談対象製品

化学製品（食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。）

- ・ 日常生活用品
洗剤・洗淨剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、
芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
- ・ 企業間で取引される中間原料、汎用化学品
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

相談費用

無料

受付方法

電話、FAX、手紙、来訪など（インターネットでの相談は受付けていません。）

相談受付時間は午前9:30～午後4:00(土日祝日を除く)です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7F

「茅場町駅」(東西線・日比谷線)3番出口より徒歩約3分、6番出口より徒歩約4分

「八丁堀駅」(日比谷線)A4出口、(JR京葉線)B2番出口より、それぞれ徒歩約8分

「水天宮前駅」(半蔵門線)2番出口より徒歩約8分

電話：03-3297-2602 FAX：03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル：0120-886-931

情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティノート』(ホームページ)や年次報告書(冊子)等で公開させていただきます。

目 次

巻頭言「消費生活相談から考えるニオイ、臭い、匂い」 鈴木 春代	1
1. 活動の概要	3
2. 2017年度の活動状況	
(1) 総受付件数	4
(2) 相談者別の比較	6
(3) 相談内容別の比較	8
(4) 事故内容別の比較	10
(5) 商品群別の比較	11
(6) 相談処理状況	12
(7) 2017年度の相対交渉事例	13
(8) 活動の所感	14
資料集	
3. 1 2017年度の受付相談の具体的内容（目次）	15
(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」	16
(2) 「一般相談等」	62
3. 2 相談受付件数の推移等	
(1) 相談者別受付件数の推移	90
(2) 相談内容別受付件数の推移	91
(3) 2017年度 月別相談受付件数（相談者別）	92
(4) 2017年度 月別相談受付件数（相談内容別）	92
3. 3 2017年度の主な対外活動	93
3. 4 名簿	94
(1) 運営協議会	
(2) サポートイングスタッフ	
(3) PLネットワーク	
(4) 事務局	

3. 5 「ちょっと注目」

- ・エアゾール缶の廃棄について…………… 95
- ・防水スプレーの吸引事故に注意！…………… 96
- ・塩素系カビ取り剤を安全に使用するために！…………… 97
- ・ふっ素樹脂加工フライパンの空焚きに注意…………… 99
- ・知っておきたいリチウムイオン電池の危険性…………… 101
- ・電子レンジで使えるプラスチックとは…………… 104
- ・ホワイトボードの不思議…………… 106
- ・電子レンジで飲みものを温める時は“突沸”に注意！…………… 108
- ・知って 防ぐ 着衣着火による事故…………… 109
- ・じゃがいもの天然毒素による食中毒…………… 111
- ・洗たく物が臭い！ その原因と対策は…………… 113

3. 6 「コラム」

- ・ヘアカラーの誤解…………… 115
- ・振るべきか振らざるべきかそれが問題だ！…………… 116
- ・リスクホメオスタシスと徒然草…………… 117
- ・『出前講師』 出動…………… 119
- ・もし化学製品で事故にあったら… その1 製造物責任（PL）法の概要…………… 120
- ・もし化学製品で事故にあったら… その2 相対交渉のコツ…………… 122
- ・もし化学製品で事故にあったら… その3 ADR(裁判外紛争解決手続)とは…………… 125
- ・人は皆、崖の上の家に住んでいる…………… 127
- ・チョコレートにまつわるエトセトラ…………… 129

3. 7 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関…………… 131

裏表紙「お知らせ」

- ・ インターネットホームページの紹介
- ・ 化学製品PL相談センターニュースメール

消費生活相談から考えるニオイ、臭い、匂い

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
週末電話相談室長 鈴木 春代

はじめに

消費生活相談窓口には、生活上の諸問題（商品・サービスの購入トラブル、商品知識、安全にかかわる相談など）に加えて、日進月歩のごとく成長を続けるインターネット、通信関連の相談や被害が一向に減らない特殊詐欺（振り込め詐欺・架空請求・還付金詐欺・融資保証金詐欺）などが寄せられています。近年は製品に関する相談が少なくなったとはいえ、安全性に関しては消費者の関心が高く、製品事故、健康被害に関する相談は相当数寄せられています。ホルムアルデヒド、化学物質過敏症、金属アレルギー、シロアリ駆除剤の安全性などの他に、清潔志向、消臭志向から消臭剤や芳香剤などの「ニオイ」についての相談も増加しています。

ニオイは臭い？匂い？

同じ「ニオイ」でも日本語では「臭い」は臭気、いやな臭いなどの悪いイメージで使用され、「匂い」は花の匂い、香り、ふるさとの匂いなどとよいイメージに使われています。消費者相談では、良い匂いのはずが悪い臭いになることで苦情が発生していることもあります。例えば、「汗のニオイを消すために香りの消臭製品を多量に使用したところ気分が悪くなった」「職場に香水の匂いが強い同僚がいて気分が悪くなった」など「ニオイ」は体調、気分、思いこみなど、人それぞれの感じ方によっても違いがあると考えられます。

消費者相談に寄せられる「ニオイ」の相談

全国の消費者相談窓口には毎年4,000件以上の「ニオイ」に関する相談が寄せられています。前述のように、「ニオイ」は人それぞれの感じ方の違いもあり、寄せられている苦情も多種多様となっています。

ニオイ成分は体に害はないか？隣家の防虫剤のニオイが気になる、衣服のニオイで気分が悪くなったなどが多く寄せられています。相談者からの苦情は抽象的なニオイ表現が多い上、電話相談がほとんどのため、相談者の申し出を的確に判断することが容易ではありません。

例1：「マスクのニオイが気になる、今までとは違うニオイで海外製品だからではないか？店に苦情を言ったがニオイは気にならないし問題はないと言われた」と窓口にマスクを持参した。数人で嗅いでみたが、気になるほどではなかった。

例2：インターネット通販で、除毛剤を定期購入した。使用したが臭いがきつい。翌日までニオイが残ってしまうので使用できない。キャンセルできないか。

例3：ヘルパーが着用の衣服から柔軟剤のニオイがきつく気分が悪くなる。改善要求を数回したところ、やっと柔軟剤やシャンプーなど、ニオイ成分の少ない製品に変更したらしく気にならなくなった。

相談の中にはホルムアルデヒドや防かび剤などによる健康被害例もあります。

例1：インターネット通販で組み立て家具を購入したがニオイが2週間たっても消えない。家具や接着剤から化学物質が出ているのではないかと調べたが、ホルムアルデヒドの濃度は基準値内だと販売店から連絡が来た。体調を崩しじんましんが出てしまったので、販売店の報告には納得ができ

ない。

例2：通信販売で電動ベッドを購入したが、1時間ほど寝たらホルムアルデヒドの臭いで頭が痛くなった。接着剤の臭いようだ。使用できないので解約したい。

最近気になるいい香りの製品

テレビから香りが出てきそうなコマーシャルを見ていると、使ってみたい、本当かどうか試してみたい気持ちに駆り立てられます。柔軟剤や洗剤は今や香りの販売競争のようで、香り付き商品が氾濫しています。日常的に使用する消耗品にも香りを重視する傾向があり「臭いを防ぐ」「除菌」「消臭」「〇〇の香り」などのキャッチコピーはとても魅力的に感じます。市場に氾濫する香り付き商品ですが、反面、無香料、微香などと表示されている商品も多く、利用者も多い現状もあります。香りは商品には必要不可欠のようですが、過剰なる香りは臭いとなるので、周りの人へ迷惑をかけない配慮も必要と思われま

す。
また、悪臭、防臭、臭気等については環境省の悪臭防止法で規制されていますが、香りに関しては現在のところ事業者の自主的判断に委ねられているようです。一般的には、微香は香りが弱い、ほのかな香り、無香料は香料を使っていないので本来の臭いのまま、無香性製品は、もともとの臭いを打ち消すために香料を足すので、一般的には臭いがしないとされています。

おわりに

「香り」はリラクゼーション効果として心地よさを与えてくれる反面、周囲に不快感を与えてしまうこともあります。周囲に香害を発生させない香りマナーを守るためには、香り選びも大切で、それには、企業の消費者への適切な情報提供も重要と考えます。

ニオイについての消費者相談のほとんどは、被害が発生し相談してくるケースが多く、メーカーや購入店から納得できる説明が消費者にされていれば問題はその時点で解決されます。しかし、消費者は専門用語で説明を受けても理解ができずに相談してきます。ただし、信ぴょう性がなく過度な主張や要求をする消費者もいることも事実です。また、消費生活相談員は的確な回答をするため、専門家の相談窓口に頼ってしまう現実もあります。化学製品について情報が得られる「化学製品PL相談センター」を重要な情報収集窓口とさせていただいています。公正な立場での情報発信をこれからも期待します。

◇ 活動の概要

◇ 化学製品PL相談センター

1994年7月1日に日本で製造物責任(PL)法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにもなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、1995年6月に(社)日本化学工業協会(2011年4月1日より一般社団法人日本化学工業協会に移行)内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

◇ 相談対応

2017年度に当センターが受け付けた相談の総件数は212件で、2016年度より約8%減少しました。全体の約9割を占める消費者側からの相談(消費生活センター経由の相談を含む)のうち、半数近くは一般的な問い合わせで、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関する問い合わせが多く寄せられています。(受付相談の具体的内容についてはP.15からの資料集をご参照ください)

◇ 情報提供

当センターのホームページ(<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

◇ 関係機関との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。2017年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。

◇ 2017年度の活動状況

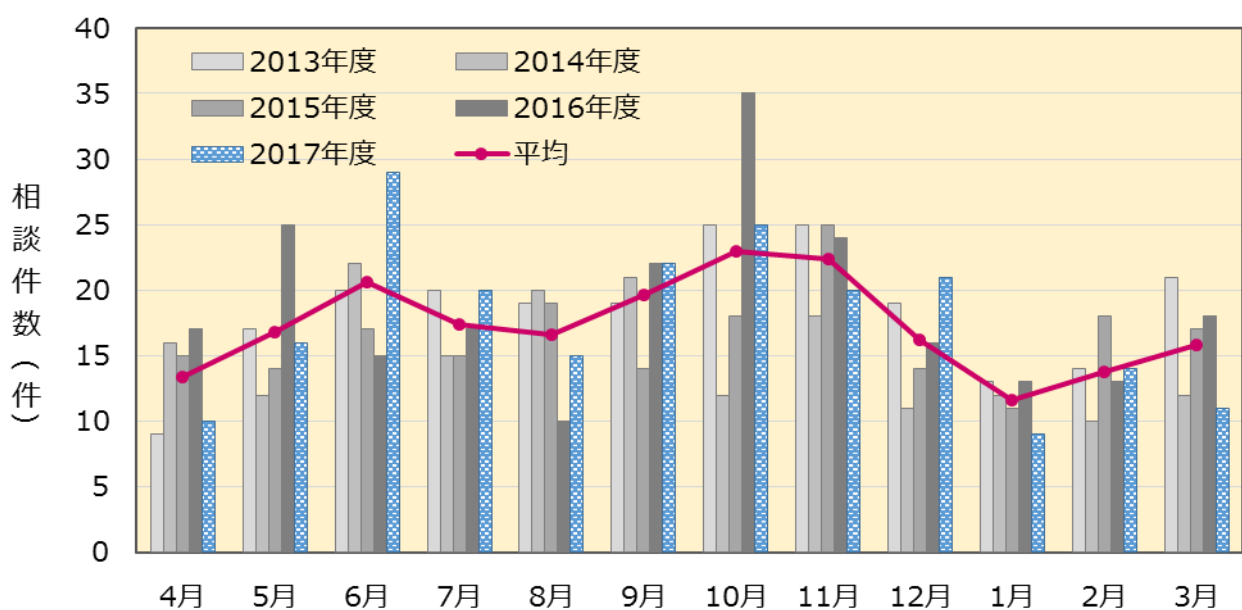
(1) 総受付件数：前年度より約8%減少

2017年度(2017年4月～2018年3月)における相談等の受付状況は、表1の通りです。総受付件数は212件(月平均17.7件)で、前年(231件)よりも約8%減少しました。クレーム関連相談は120件で、前年(109件)比110%と若干増加しましたが、一般相談が92件と前年(122件)比75%に大幅減少しており、相談件数全体を押し下げる結果となりました。

月別相談件数を見ると、年度毎のバラつきは大きいものの平均してみると、冬場の1月～4月は相談が少なく、5月以降で増加し6月～11月が多い傾向にあります。2017年度も、ほぼその傾向で推移しました。当センターには、ニオイに起因する相談が数多く寄せられますが、ニオイの揮散は温度に依存することから、夏場多く、冬場少ない傾向にあり、そのことが反映されていると考えられます。

表1 2017年度 相談受付状況 (総実働日数 244日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	59	14	3	49	2	127	59.9%
消費生活C・ 行政	33	6	0	20	0	59	27.8%
事業者・ 事業者団体	1	4	0	20	0	25	11.8%
メディア・ その他	0	0	0	1	0	1	0.5%
合計	93	24	3	90	2	212	
構成比	43.9%	11.3%	1.4%	42.5%	0.4%		100.0%



グラフ-1 月別相談受付状況

相談者区分

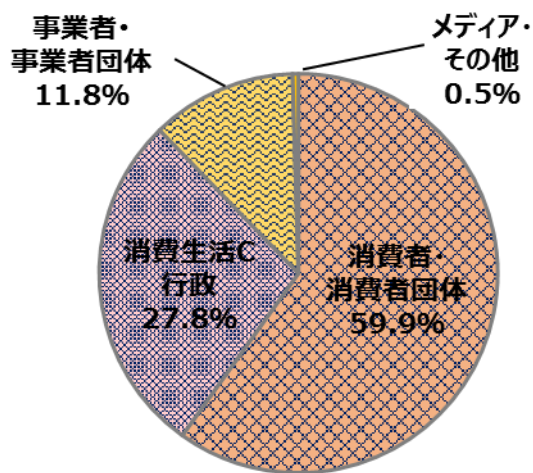
消費者・消費者団体	一般消費者、消費者団体
事業者・事業者団体	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活C・行政	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関
メディア・その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

相談内容区分(改訂 平成15年8月)

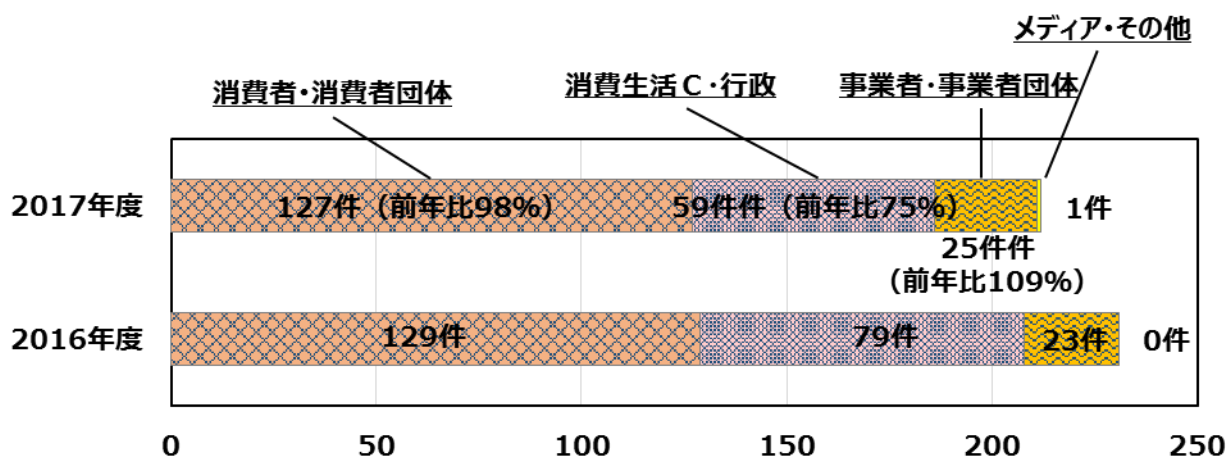
事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

(2) 相談者別の比較：消費者側からの相談が全体の約9割

相談者別では、「消費者・消費者団体」からの相談が59.9%（127件）と最も多く、次いで「消費生活C・行政」からの相談が27.8%（59件）となっています。これらを合わせた主に消費者側からの相談は、全体の約9割を占めています。相談者別に見ると、消費生活C・行政からの相談が前年比75%と減少が顕著であり、これが全体の相談数を押し下げる結果となっています。ただし、消費者・消費者団体からの相談には、消費生活Cに当センターを紹介された案件が少なからず含まれており、もう少し今後の動きを見守りたいと思います。



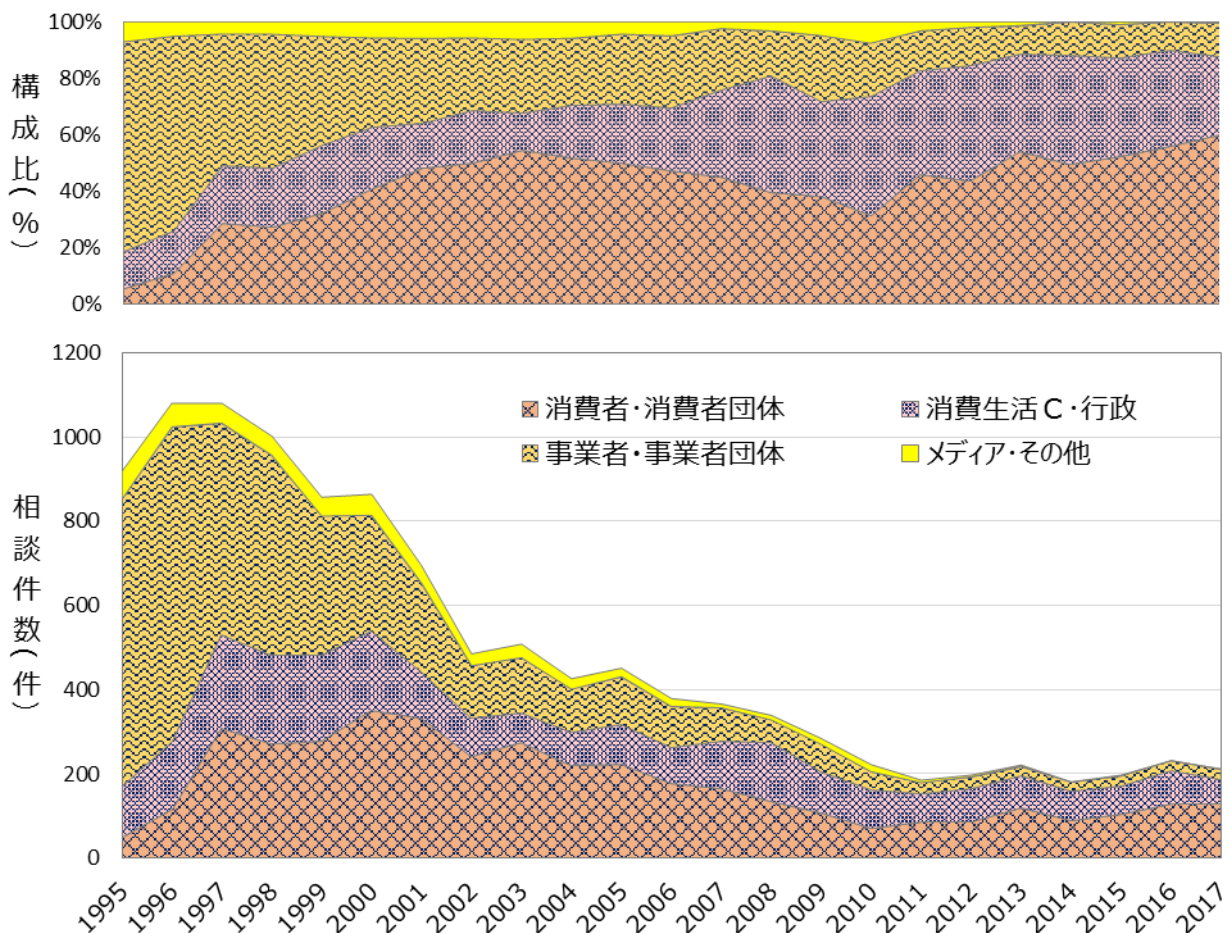
グラフ-2 相談者別構成比



グラフ-3 相談者別構成比前年との比較

当センター開設(1995年)以降の相談件数の推移を見ると、開設当初は1,000件を超える相談が寄せられていたことがわかります。相談の多くは事業者・事業者団体からであり、内容は製造物責任法(PL法)に関連した一般相談がほとんどでした。1995年にPL法が施行された当初、事業者がその対応、つまり事故案件を抱えたということではなく、製造者責任と向き合う体制づくり等、に追われたことが窺われます。事業者からの相談はその後平成14年頃には一段落ついています。その後も相談件数は、2011年頃まで、なだらかな減少傾向が続いています。これは、インターネットの普及により情報収集が容易になり、トラブルや疑問点があっても自己解決できるようになったことによると推察されます。

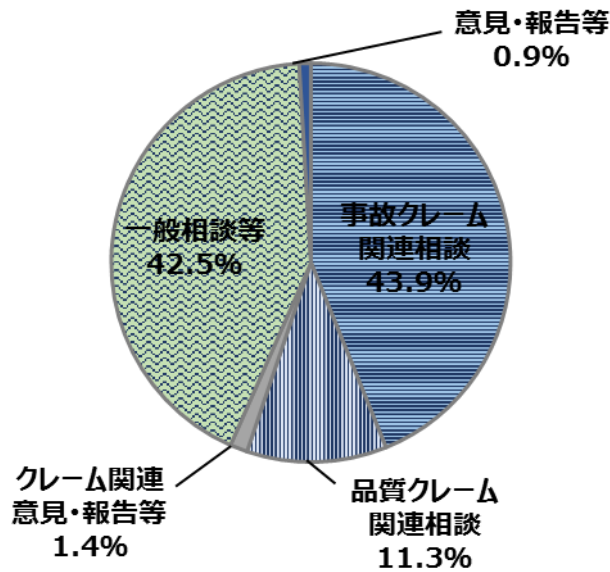
消費生活センターの設置数は、PL法が施行された1995年には395ヶ所だったものが、2015年には786ヶ所にまで増えています。これに伴い、「消費生活C・行政」からの相談の比率は2011年頃までは増加傾向にありましたが、ここ数年は若干減少傾向にあり、「消費者・消費者団体」からの比率が若干増加傾向にあるように見て取れます。これは、化学製品PL相談センターの活動が、消費者センターや行政機関に認知されるようになったことで、そちらから紹介された消費者が相談してくるケースが増えているためと考えられます。



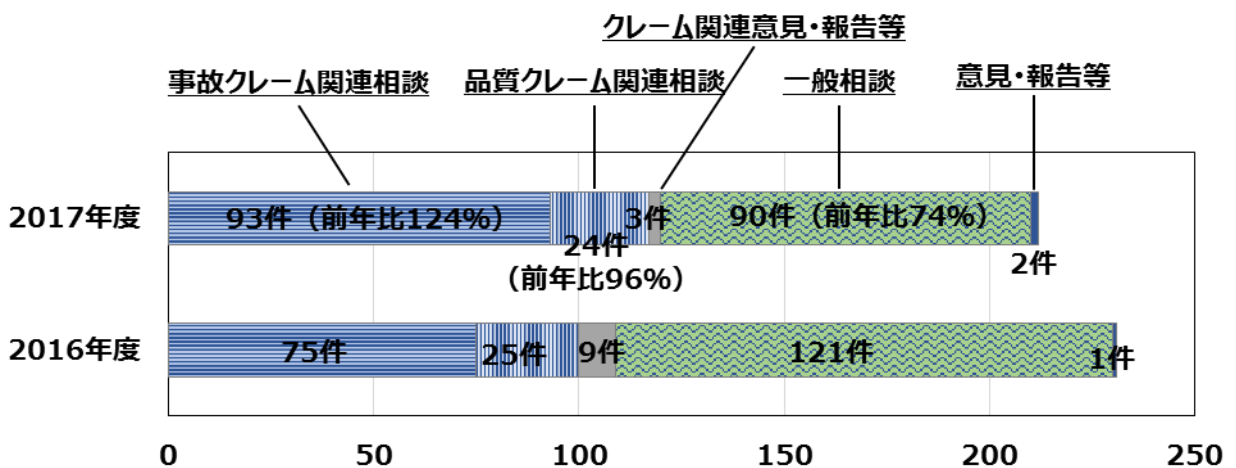
グラフ-4 相談者別受付件数と構成比の推移

(3) 相談内容別の比較：2011年以降「事故クレーム関連相談」＋「品質クレーム関連相談」はほぼ100件で推移

相談内容別では、「事故クレーム関連相談」が43.9%（93件）と最も多く、次いで「一般相談」が42.5%（90件）、「品質クレーム関連相談」が11.3%（24件）となっています。前年度と比較してみると、「事故クレーム関連相談」は前年（75件）比124%に増加したのに対し、一般相談は前年（121件）比74%と大幅に減少しており、相談数全体を押し下げる結果となりました。



グラフ-5 相談内容別構成比

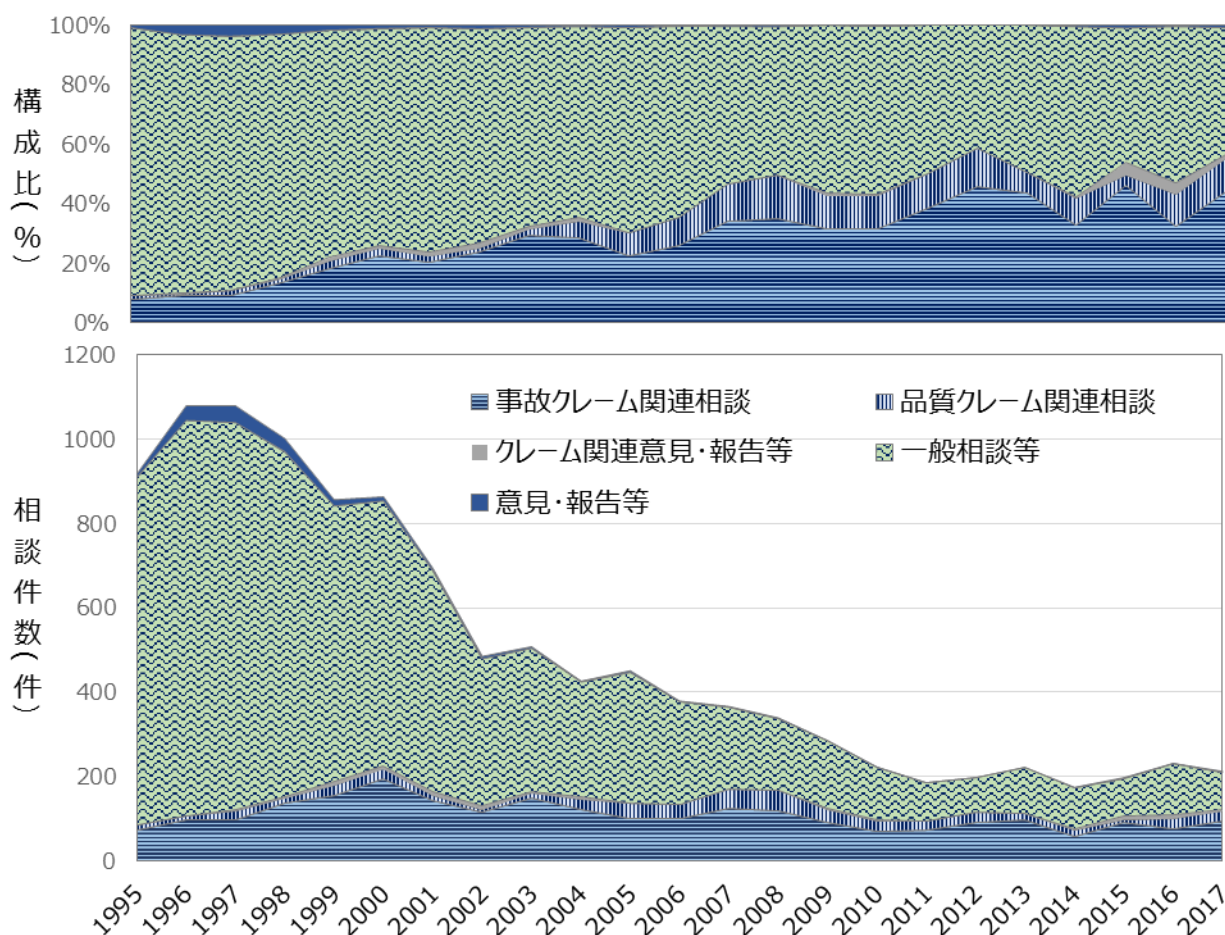


グラフ-6 相談内容別構成比 前年との比較

当センター開設以降のトレンドを見ると、一般相談が件数、構成比とも減少傾向にあります。これは前述の通り、PL法施行当初、PL法に関連した「事業者・事業者団体」からの一般相談が多く、それが数年で落ち着いてきたこと、インターネットの普及により自己解決しやすい環境が整ったことによるものと考えられます。

「事故クレーム関連相談」は構成比で見ると増加傾向にありますが、件数は2000年をピークに緩やかな減少傾向にあり、2010年度以降は「事故クレーム関連相談」と「品質クレーム関連相談」を合算したクレーム関連相談の総件数で見るとほぼ100件程度で推移しています。2017年度は117件と若干増加していますが、長期トレンドの中では振れの範囲と見ることもでき、今後注目して行きたいと思います。

2017年度の一般相談は90件でしたが、一般相談は2011年度以降、80～120件程度の幅の中で変動しており、より長期なトレンドで見た場合、この振れの範囲内と捉えることができます。個々の一般相談の相談内容を見てみると、化学製品や化学物質の安全性について過敏になり、過度に心配した相談が多く見受けられます。インターネットの普及で情報収集が容易になった反面、情報過多となり正しい情報を選べない、といった状況が生まれていると推察されます。



グラフ-7 相談内容別受付件数と構成比の推移

(4) 事故内容別の比較：相変わらず体調不良が最も多い

2017年度は身体被害71件、財産被害22件、拡大被害なし27件で合計120件でした。昨年(2016年度)と較べると、身体被害、財産被害とも、それぞれ5件多く、被害なしが1件多い状況で、総件数としては、11件増となりました。内容別に見ると、体調不良を訴えるクレームが身体被害71件中52件と最も多く、これは例年と同じ傾向でした。体調不良の原因としては、ニオイに由来するものが37件と最も多く、体調不良の71%を占めています。ニオイとしては柔軟剤、洗剤、芳香剤などの香料に由来するものと、建材、防蟻剤、接着剤などの薬品臭に由来するものがほぼ半々の状況でした。

表2 事故内容別クレーム件数

		2015年度		2016年度		2017年度 ()内は前年との差	
身体被害	死亡	0	61	0	66	0	(±0)
	体調不良	43		49		52	(+3)
	皮膚障害	14		10		13	(+3)
	眼	1		2		2	(+1)
	頭髮	1		4		1	(-3)
	火傷	1		1		2	(+1)
	腹痛	0		0		0	(±0)
	開放創	1		0		0	(±0)
						71	(+5)
財産被害	家財	14	34	13	17	15	(+2)
	衣類	7		3		1	(-2)
	身の回り品	5		1		1	(±0)
	自動車	6		0		2	(+2)
	動植物	2		0		3	(+3)
	会社財産	0		0		0	(±0)
						22	(+5)
拡大被害なし(品質・性能)		11		26		27 (+1)	
合 計		106		109		120 (+11)	

(5) 商品群別の比較：多種多様な製品について相談が寄せられている

商品群別に見ると、最も相談件数の多かった洗剤・洗浄剤でも12件と全クレームの10%程度であり、特定の商品群に片寄るのではなく、多様な製品についての相談が寄せられていることがわかります。その中で、洗剤・洗浄剤、柔軟剤、プラスチック製品、家電製品、芳香剤・消臭剤など、広く普及していて、日常的に高頻度で使われている製品についての相談が上位に挙がる傾向にありました。

2017年度に相談が増えた商品群としては、プラスチック製品（6件増）、繊維製品（5件増）、柔軟剤、接着剤・粘着剤（それぞれ4件増）が挙げられます。しかし、年度毎の変動も大きいので、もう少しトレンドで増減の傾向を捉えてみる必要があります。

表3 商品群別クレーム件数

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度 ()内は前年との差	順位
家具 7	洗剤・洗浄剤 19	洗剤・洗浄剤 11	洗剤・洗浄剤 12 (+1)	1
洗剤・洗浄剤 6	その他生活用品 10	その他生活用品 10	その他生活用品 12 (+2)	
殺虫剤 6	家電製品 6	住宅設備 9	柔軟剤 9 (+4)	3
その他生活用品 6	芳香剤・消臭剤 6	その他 9	その他 9 (±0)	
化粧品 5	殺虫剤 5	カビ取り剤 6	プラスチック製品 8 (+6)	5
住宅設備 5	住宅設備 5	芳香剤・消臭剤 6	家電製品 7 (+3)	6
柔軟剤 5	その他 5	家具 5	芳香剤・消臭剤 7 (+1)	
その他 5	防虫剤 5	柔軟剤 5	接着剤・粘着剤 6 (+4)	8
ゴム製品 3	柔軟剤 4	防虫剤 5	繊維製品 6 (+5)	
プラスチック製品 3	除湿剤 4	家電製品 4	建材 4 (+1)	10
ヘアケア品 3	染毛剤 4	建材 3	住宅設備 4 (-5)	
芳香剤・消臭剤 3	オートケミカル 3	殺虫剤 3	オートケミカル 3 (+2)	12
家電製品 3	家具 3	除湿剤 3	化粧品 3 (+2)	
繊維製品 3	抗菌剤 3	染毛剤 3	防蟻剤 3 (±0)	
ヘルスケア品 2	繊維製品 3	ヘアケア品 3	防虫剤 3 (-2)	
除湿剤 2	ヘアケア品 3	防蟻剤 3	カビ取り剤 2 (-4)	16
塗料 2	カビ取り剤 2	身体洗浄剤 2	殺虫剤 2 (-1)	
防蟻剤 2	化粧品 2	接着剤・粘着剤 2	食品・飲料 2 (+2)	
オートケミカル 各1	建材 2	プラスチック製品 2	自動車 2 (+2)	
おもちゃ	接着剤・粘着剤 2	不明 2	塗料 2 (+1)	
カビ取り剤	塗料 2	エステ等 各1	燃焼器具 2 (+2)	
抗菌剤	不明 2	オートケミカル	農薬 2 (+1)	
清浄剤	防水剤・はっ水剤 2	乾燥剤	シーリング剤 各1 (+1)	23
染毛剤	おもちゃ 各/1	化粧品	工業用薬品 (+1)	
漂白剤	自動車	抗菌剤	抗菌剤 (±0)	
防水・はっ水剤	農薬	石油・灯油	除湿剤 (-2)	
防虫剤	漂白剤	繊維製品	身体洗浄剤 (-1)	
不明		塗料	動物用薬剤 (+1)	
		農薬	入浴剤 (+1)	
		糊剤	漂白剤 (±0)	
		パーマ液	ヘアケア品 (-2)	
		漂白剤	ワックス (+1)	
		防水剤はっ水剤		
81件	106件	109件	120件	

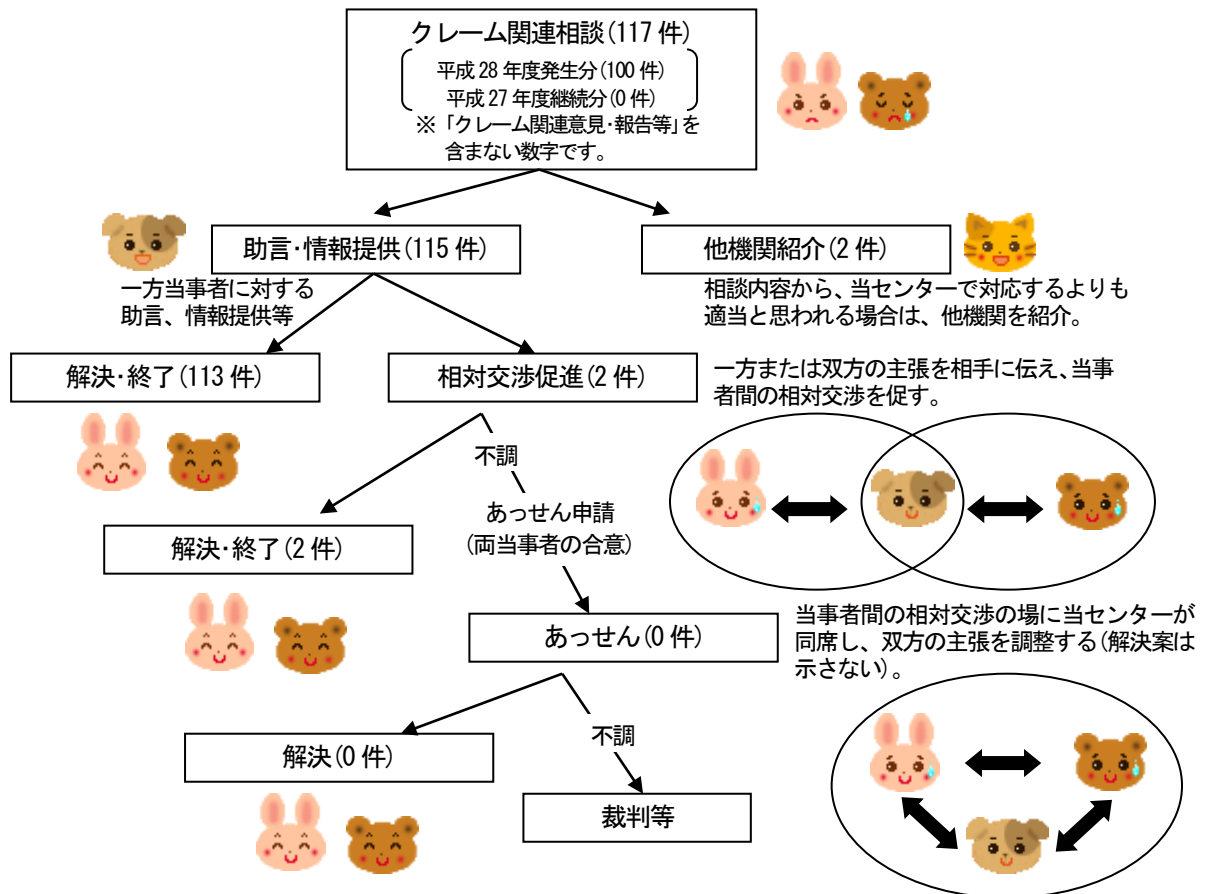
※ 「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」を合わせた数字です。
※ 個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています

(6) 相談処理状況：多くは助言、説明で解決

「事故クレーム関連相談」93件、「品質クレーム関連相談」24件の合計117件が2017年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。相対交渉促進2件は、解決・終了しています。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、相談者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのようなときは、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図1 平成28年度クレーム関連相談の処理状況



(7) 2017年度の相対交渉事例

相対交渉とは、前頁の「クレーム関連相談の処理状況」にも記載しておりますが、“一方又は双方の主張を相手に伝え、当事者間の相対交渉を促すこと”と、ここでは定義しています。

相対交渉の内容は、交渉内容に深く踏み込んで話し合う場合や、お互いの意見整理をするだけで交渉促進に繋げる場合など、さまざまな形があります。ここでは、上記定義にあてはまる、今年度当センターで関与した事例を紹介します。

○塗料廃棄により汚染された土壌の分析結果の解釈についての相対交渉促進

・製品分類 = 塗料 <塗料が廃棄された土壌の分析結果について> p. 53

相談者は2年ほど前、自宅を新築した際に、建築業者が外壁用の塗料を庭に廃棄したことで、土壌汚染の健康への影響と汚染除去の是非で建築業者と相対交渉を行っていた。2016年1月に汚染された土壌の分析の件で当センターに相談してきており、その際は地方自治体の廃棄物担当課に相談するようにと回答をしている。その後、建築業者との交渉が進展し土壌調査が行われたが、報告された調査結果をどう判断してよいのかわからず、再度、当センターに相談があった。相談者から調査結果をFAXで送付してもらい、検出された化学物質（メタノール、エチレングリコール、エチレングリコールモノブチルエーテル）の安全性データと検出量から、健康上問題にならない旨を説明し、了承を得た。

○非使用時の石油ファンヒーターからの灯油のニオイによる体調不良

・製品分類 = 燃焼器具 <石油ファンヒーターからの灯油のニオイで体調不良> p. 54

オフシーズンに少量の灯油が残ったままで保管していた石油ファンヒーターからのニオイで、9歳の女子が体調不良を訴え、化学物質過敏症を発症した可能性がある（専門医で検査中）との案件。灯油のニオイと症状の因果関係は明確ではないが、相談者は他に思い当たるものがないことから、石油ファンヒーターのメーカーに損害賠償を求めたいとの意向を持っていた。当センターには相対交渉を行う前の状況でアドバイスを求めてきた。PL責任を問うには石油ファンヒーターに欠陥があったことを証明する必要があるため、当センターから、燃焼機器に詳しいガス石油機器PLセンターに、過去のトラブル事例や石油ファンヒーターからのニオイ漏れについての情報等を問い合せて、参考として相談者に伝えた。また、メーカーに原因調査を依頼することをアドバイスした。相対交渉の結果、メーカーの対応に不満がある場合は再度相談するようにと伝えたが、現在のところ相談はない。

(8) 活動の所感

当センターに寄せられる相談の件数は、2010年以降ほぼ年間200件程度で推移しています。消費生活全般における化学製品による事故の総数に対しては、決して多いとは言えない件数です。しかし、個々の相談の背景にある周辺環境、消費者の意識・実態、製品との関係性などを詳細に見ていくと、事故防止に繋げるためのポイントが浮き上がってきます。また、中・長期的なトレンドで、世の中の動きと照らし合わせて見ることで、今後の動きを予測する事もでき、企業や業界は先を見越した対応に繋げていくこともできます。そういう意味では、個々の相談対応のみならず、当センターからの情報発信も重要な意味合いを持つものと考えています。

2017年度は、当センターの月次報告である『アクティビティノート』の内容について見直しを行い、『化学製品PLレポート』、『ちょっと注目』、『コラム』を新たなコンテンツとして、掲載をスタート致しました。

『化学製品PLレポート』は特定分野の化学製品の話題を、総論的にまとめたもの。『ちょっと注目』は日頃の相談で気になった案件について解説し、事故防止の観点から消費者の注意を促すもの。『コラム』は生活の知恵や知っておきたい化学の知識などを、誰にでも分かり易くコラム形式で書いたものになります。これらの情報は、『アクティビティノート』に掲載すると共に、化学製品PL相談センターのホームページの『PLセンター通信』でもご覧頂くことができます。

また2018年4月には、ホームページをリニューアル致しました。新ホームページでは新たなコンテンツとして、上記の『PLセンター通信』に加え、『相談事例』に463件の相談事例を掲載、検索機能で見たい相談、参考にしたい相談を検索できるようになりました。『知っておきたい知識・情報』は当センターによく寄せられる問い合わせについて、Q&A形式で解説したもので、これも検索して必要とする情報を見ることができるようになっています。

今後、相談対応と並行して情報発信にも注力し、『アクティビティノート』やホームページ情報の充実を図って行きたいと思っております。是非、ご活用いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

◇ 資料集

3. 1 2017年度受付相談の具体的内容

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

1) 洗剤・洗浄剤	16	17) 殺虫剤	51
2) その他生活用品	20	18) 食品・飲料	52
3) 柔軟剤	24	19) 自動車	53
4) その他	27	20) 塗料	53
5) プラスチック製品	31	21) 燃焼器具	54
6) 家電製品	34	22) 農薬	55
7) 芳香剤・消臭剤	36	23) シーリング剤	56
8) 接着剤・粘着剤	39	24) 工業薬品	57
9) 繊維製品	41	25) 抗菌剤	57
10) 建材	43	26) 除湿剤	57
11) 住宅設備	44	27) 身体洗浄剤	58
12) オートケミカル	46	28) 動物用薬剤	58
13) 化粧品	47	29) 入浴剤	59
14) 防蟻剤	48	30) 漂白剤	59
15) 防虫剤	49	31) ヘアケア品	60
16) カビ取り剤	50	32) ワックス	61

(2) 「一般相談等」

1) トイレタリー製品、化粧品等	62	6) その他	83
2) その他の化学製品、化学物質等	69	7) 繊維製品	85
3) プラスチック製品	74	8) 住宅全般（住宅設備、建材等）	87
4) 製造物責任（PL）法、法規制全般	78	9) 生活用品（雑貨品等）	88
5) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等	81	10) 照会	88

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」－120件－

1) 洗剤・洗淨剤－12件

1. <輸入の中性洗剤で変色> 中性タイプで多用途に使えるというドイツ製のクリーナー〇〇を紺色の法被(はっぴ)の染み抜きに使用したところ、シミはとれたが紋の部分の紺色が茶色く変色してしまった。法被は綿100%で、販売されているものではなく、神社から支給されたもの。シミ抜きの前に色落ちの確認はしていない。中性洗剤でもこのような変色が起こるものか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒中性洗剤は一般的なアルカリ性の洗濯用洗剤に比べ、衣類を傷めにくく設計されています。しかし、衣類の染色の状態によっては色落ちや変色を起こすことがあります。販売サイトで〇〇の製品情報を確認すると『色落ちテスト厳守。色落ちしやすい製品には使用しない』と掲載されています。また、法被などを専門としているメーカーの手入れを確認したところ、染色方法によっては堅牢度(洗濯による色落ちのし難さ)が低く、そのような場合は、水ですすぐ程度に留め、洗剤を使った洗濯を避けるようにとありました。注意表示に従った使い方を心掛けるようにしてください。

2. <台所のシンクに残る斑状の汚れ> 台所の流しを〇〇社の水回り用の弱酸性洗淨剤△△で掃除をしたところ、シンクの中に白い斑点状の汚れが出来てしまった。お掃除の専門業者に頼んで、クレンザーなどを使って掃除してもらったがどうしても取れない。〇〇社に問い合わせたところ、汚れは水道水中のカルキ成分が蓄積したもので△△では落せない。蓄積しないようにするには、シンクを使ったら水分を拭き取っておくなど、日頃から気をつける必要があると言われた。コマースシャルでは何でも落ちそうなことを言っておきながら、落せないとは納得がいかない。何かいい方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒お伺いしたお話から、シンク全体が汚れていたところを洗剤でお掃除したことで、ある程度汚れが取れ、その洗剤では落せない汚れだけが残って斑点状に目立つようになったものと思われる。落ちなかった汚れは、水道水に含まれるケイ酸塩などが、次第に蓄積したものと思われる。洗剤や漂白剤では除去が難しく、研磨剤を含むクレンザー類で物理的にこすり落とす必要があります。付いてそれほど時間がたっていない場合は、比較的簡単にこすり落とせますが、時間が経つと汚れが固着し落ちない場合もあります。クレンザーでも落ちなかったとのことですので、ご家庭用に市販されている洗剤で落とすのは難しいと思われます。

3. <シャワートイレのノズルクリーナーが破裂> 「5年くらい前に買ったシャワートイレ用のノズル洗淨クリーナー〇〇が破裂した。〇〇は泡で出てくるエアゾールタイプの洗淨剤で、時々使用していた。昨日、トイレで大きな音がしたので行ってみると、〇〇が破裂しており、洗淨液が飛び散って置いていた棚が破損していた。自分や家族に怪我は無い。とても危険だと思うがどうしたらいいだろう」という相談を中年の女性から受けている。幸い怪我人は出ていないが、一歩間違えば大きな被害につながる事故だと思う。どう対処したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒エアゾール製品は噴射剤として、液化ガスや圧縮ガスが封入されており、容器内は高圧にな

っています。耐圧性の容器が使われていますので、通常の使用で破裂するようなことはありません。しかし、加熱源の近くや直射日光の当たる場所などに置かれて、過剰に温度が上がると内圧が上昇し破裂することがあります。また、水周りや湿気の多い場所に置かれて錆が発生し缶の腐食が進むと、中身が漏れたり破裂する恐れがあります。相談者から事故発生時の状況をお聞きになって、そのようなことがなかったかをご確認になってはいかがでしょうか。思い当たることなく、製品の品質上の問題が懸念される場合は、製造メーカーに原因究明を求めるか、または製品安全技術基盤機構（NITE）などの然るべき機関での原因究明調査が必要になると思われます。

4. <トイレタンクに置くタイプの芳香洗剤によると思われるタンク内のカビ> 「1年前に入居した賃貸住宅のトイレタンクにカビが発生していることに最近気がついた。そこで便器メーカーA社に連絡したところ担当者が来訪し、現場確認の結果「カビ発生は、B社のトイレ用芳香剤（タンク給水口におくタイプ）を使用していることとトイレの使用頻度が低い（単身のため1週間程度使用しないこともある）ことが原因」と言われた。しかし、B社に問い合わせたところ〇〇がカビ発生の原因とは考えられないと言われた」との相談を中年の男性から受けている。〇〇がカビの原因になるか。〈消費生活C〉

⇒当センターの2001年以降の相談内容を検索しましたが〇〇で同様の事例は見当たりませんでした。そこでA社の問い合わせ窓口を確認したところ、カビの発生はタンク内の温度・湿度・水質などによるところが大きく、〇〇が原因となった事例はないとのことでした。これらのことから、今回のカビ発生原因については〇〇によるとは考えにくく、水がタンク内に長期間滞留することによる水質変化などが原因と思われます。

5. <エアコンクリーニングの洗剤で浴槽の水が青くなった> 3日前にハウスクリーニング業者〇〇社によるエアコンクリーニングを実施。その際、浴槽を使用してエアコン部品などを洗浄したようで、喫水線にラインができて、下部がキレイになっていた。また、底部に排水口に向かって青いシミができていた。水を張ってみると、水が青っぽいような気がし、自分は安全性が心配で使えなかった。〇〇社に申し出たところ、訪問され、浴槽は使用していないこと、青いシミの原因は配水管の銅によるものではないかとの説明であり、浴槽の掃除をすると提案された。使用された洗剤の成分は、アルカリ性で界面活性剤、溶剤、アルカリ剤、オレンジオイルである。自分は洗剤が残っていることで影響しているのではないかと考えているがどうだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒業者がエアコン部品の洗浄に浴槽を使用したか否かは当センターでは判断できません。エアコン洗浄に使用された洗剤は住居用洗剤の類いと思われます。通常、水で洗い流されますので問題ありません。浴槽の青いシミについては、銅石けんの可能性があります。銅石けんは給湯器の配管に銅が使用されている場合に銅イオンが溶出して、石鹸や湯垢に含まれる脂肪酸との反応によって生成されます。銅石けんは健康上問題のない物質です。浴槽に付着した場合はアルカリの洗剤で落とすことができます。業者の提案を受け入れて問題ないように思います。

6. <錆取りスプレーで目に違和感> 1週間ほど前に〇〇社の錆取りスプレー△△を自宅の浴室で使用した。マスクとゴーグルを掛けて換気にも気をつけて使用したが、ニオイがきつく、使って

いるうちに目がしょぼしょぼしてきた。直接、液が目にはいることはなかったが、揮発した成分の影響かと思い、使用を中止して、目をシャワーで洗った。翌日、少し充血していたので眼科を受診した。医師の診断は、角膜に損傷はなく、緊急性はないとのことで、ステロイド系の目薬を処方された。その後、充血が治まらず、ひどくなってきているように感じ心配になってきた。成分表示にチオグリコール酸塩の記載があり、インターネットで調べたらパーマ液の成分らしい、この成分の安全性はどうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒チオグリコール酸塩には還元作用があり、パーマ液にも使われています。眼に対し強い刺激性のある物質ですので、もし目に入ったとしたら、何らかの影響を与える可能性は否定できないでしょう。ただし、お伺いした内容からは、適切に事後処理されていると思います。眼科医の診断もできていますし、視力の低下もないとのことですので、もう少し様子を見てはいかがでしょうか。違和感が取れないようでしたら再度、眼科医を受診されることをお勧めします。

7. <スプレータイプの尿石除去剤を使用して咳き込み> 2週間前、〇〇社のスプレータイプの尿石除去剤△△を使用。表示通りに使用したが、咳き込んで眼にも刺激を感じた。その後、タオルで鼻や口を防いで使用を続けた。使用後、症状はすぐに消失した。成分はメタンスルホン酸とスルファミン酸とあるが、このようなことが起こるものなのか。〇〇社にはホームページのメールフォームから、今後の参考にしてほしいと意見として伝えている。もう、この製品は使用したくないので残った液を廃棄したいがどのようにすればよいか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒メタンスルホン酸とスルファミン酸は強い酸性物質です。酸が気管に入ると粘膜を刺激してむせることがあります。お伺いしたところ、症状はすぐに消失したとのことですので一過性だったと思われます。眼や皮膚に対しても刺激性が高いものですので、使用される際には目に入ったり、皮膚につかないように充分注意し、ミストを吸い込まないようにマスクをさることが望ましいように思います。残りの液の廃棄につきましては、1本程度であれば、もともとトイレに流す製品設計ですので使用した時と同じように水を流しながら廃棄されても問題ないでしょう。

8. <石けん系のおしゃれ着洗剤のニオイで体調不良> 息子の学生服を石けん系のおしゃれ着洗い〇〇で洗濯したところ、〇〇のニオイで息苦しくなった。数年前にマンションに引っ越してから、化学物質に過敏になり、使用する製品を選んでいる。〇〇は初めて使用したが、石けん成分も化学物質か。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒石けんの原料は、動物や植物から採れる油脂です。これを鹸化と言って、アルカリで脂肪酸とグリセリンに分解し、脂肪酸を取り出して中和したものが石けんです。化学物質を「加工されていない天然物ではなく、化学的に合成されたもの」と定義すると、石けんも化学物質のひとつです。化学物質に過敏なので使用する製品を選んでいるとのことですが、体調不良の原因が何なのかをもう少し突き詰めて考えてみてはいかがでしょうか。どの様な製品でも、使われている成分に由来するニオイがあるものです。まず、主成分の石けんですが、石けんの元となる脂肪酸は単一の化合物ではなく、様々な脂肪酸の混合物です。その組成は、原料の油脂によって違ってきます。脂肪酸の種類によっては特有のニオイがあるものがあります。製品には主成

分の石けんの他にも、様々な成分が配合されていると考えられ、それらに由来するニオイの可能性もあります。また、温度や紫外線の影響で製品が劣化した場合、ニオイが強くなることもあります。製品に使われている成分の詳細や、品質に関連した事柄については、製造メーカーに直接お問合せになってみてはいかがでしょうか。

9. <塩素系洗浄剤を使用して嗅覚異常> 数年前から、排水口に〇〇社の次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした洗浄剤△△を使用している。1ヶ月前に浴室、トイレ、台所と同時に使用したところ、いつもより強く刺激臭を感じ、しばらくしてニオイを感じなくなっていることに気がついた。大学病院の耳鼻科を受診したところ、粘膜に炎症ありとの所見。診断書は△△と障害との因果関係は否定できないとなっている。同様な事例はないか。〇〇社に申し出たところ、初回治療費のみで交通費や今後の治療費は支払わないと言われ納得できない。また、〇〇社に診断書は送付していないが、交通費や今後の治療費を請求できないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系の漂白剤や除菌剤等に配合されている成分で、塩素系の刺激臭があります。日本ソーダ工業会が提供する安全データシート(SDS)によれば、「皮膚、眼、粘膜を激しく刺激する」との事です(<http://www.jsia.gr.jp/data/nacl.pdf>)。このため、製品には使用上の注意が詳細に記載されています。しかし、使用状況によっては、一時的に嗅覚が働きにくくなる可能性も否定できないでしょう。〇〇社が何故、そのような対応をとるのかの理由、更には、ご自身の使用方法に問題がなかったかも考慮のうえ、再度、交渉してみてはいかがでしょうか。

10. <洗剤・柔軟剤のニオイで体調不良> 昨年の8月に専門の病院で化学物質過敏症と診断された。近隣の洗濯物のニオイや、会社や出先で感じる洗剤や柔軟剤由来と思われるニオイで体調不良となり、生活全般に支障を来している。自分では、粉石けんなどの香料無添加の製品を使用するなどして何とか対処しているが、外出がままならず、仕事も辞めざるを得ない状況に追い込まれている。特定のニオイに反応しているようなので、そのニオイに含まれる原因物質を知りたい。原因物質を突き止めることで、症状の軽減につなげたり、企業に使用中止を働きかけるなどできると思うが、同様な相談で原因物質が特定された例はあるのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかになされておらず、治療方法も確立されておりません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質との接触を避ける必要がありますが、必ずしも一つの化学物質に反応しているとは限らないこともあり、原因物質の特定は中々難しいようです。当センターに寄せられた相談でも、原因物質が明確に特定された事例はありません。専門医の診察を受けているとのことですので、当面の治療と原因究明について医師に相談されてはいかがでしょうか。

11. <灯油中和剤による体調不良> マンションの1階にある店舗でエステサロンの営業をしている。1ヶ月前に工業者が地下の水道管工事の際にボイラーを傷つけ、中に入っていた灯油80リットルが漏れた。臭いで吐き気や頭痛がひどいため、一週間前に灯油中和剤〇〇社の△△で処理してもらった。灯油の臭いは消えたが中和剤の臭いで鼻、喉、頭が痛い。中和剤の成分は界面活性

剤と聞いているがこのような症状になることがあるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(30代女性)〈消費者〉

⇒△△の商品案内を確認すると、「灯油が引火しない状態に変化させ、臭気を香料で軽減させます」とあります。灯油の臭いを軽減させるために匂いの強い香料が配合されていることが考えられます。また、灯油のニオイと混じったニオイとなった可能性もあります。一般的にニオイの感じ方は個人差があり、人によって体調が悪くなることもあります。再度、業者の方へ現状の確認と状況を説明し、解決策を相談してみてください。また、症状が続くようであれば、医師を受診されることをお勧めします。

12. 〈業務用洗剤を使用後に洗い流した液がかかり身体被害〉 近所のマンションで清掃業者が使用していた業務用洗剤〇〇を洗い流していた時に通りかかり、被液した。何を洗浄していたのかはわからないが、流れてきた液は茶色く汚れていた。すぐに自宅に帰って、うがい、鼻洗いをした。手も洗ったがなかなかヌルヌルが取れなかった。その後1時間くらいで、喉や舌がヒリヒリしたため耳鼻科を受診し、化学物質によるものと診断された。さらに両手、顔、足、胸に発疹。皮膚科を受診し接触性皮膚炎と診断された。〇〇でこのような症状がでるか。業者からは〇〇は素手で触れても問題ない洗剤であると説明されている。化学製品PL相談センターは医薬品医療機器総合機構から紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は強いアルカリ性の洗浄剤で、製品安全データシート(SDS)を見ると、皮膚に対する腐食性・刺激性が高く、眼に対しても重篤な損傷・刺激性があることが記載されています。被液された時の詳細な状況を見ていないので断定できませんが、お申し出のような身体被害の原因となった可能性は否定できません。業者は素手で触れても問題ない洗剤と言っているとのことですが、決してそのようなことはありません。製品の安全データシートを入手されて、それを参考にして交渉されてみてはいかがでしょうか。

2) その他の生活用品－12件

1. 〈エアゾール式消火具の中味が出なくなった〉 未使用の〇〇社のエアゾール式消火器△△を廃棄するために中味を出していたところ5秒くらいで出なくなった。まだ液は残っているようだがどうすればいいか。製品に連絡先は表示されていない。化学製品PL相談センターはインターネットでエアゾールの廃棄を調べていて知った。(40代女性)〈消費者〉

⇒エアゾール製品が出なくなる原因として、スプレーボタン部に中味が詰まった、または、噴射剤がなくなったことが考えられます。一般的にエアゾール式の消火具は未使用の状態では15秒から30秒くらいで噴射剤が吹き出してしまう設計となっているようです。傾け過ぎて噴霧した場合はより短時間で噴射剤がなくなり、薬剤だけが残ってしまいます。お話しの状況からは噴射剤がなくなったように思われます。廃棄の仕方は地方自治体によりルールが異なりますので、お住まいの地域の清掃事務所に相談されることをお勧めします。

2. 〈コンタクトレンズが曇る〉 コンタクトレンズを新しくしたところ曇っている。販売店経由でメーカー〇〇社に調査をしてもらったが、品質に問題ないとの回答で納得できない。メーカーとは直接話していないが、欠陥製品なのでそちらで対応してほしい。化学製品PLセンターはイ

ンターネットで知った。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒当センターは、製造物責任法に関連する事故の相談に対し、専門的な立場から助言や情報提供を行っておりますが、あっせんや調停は行っていません。コンタクトレンズは医薬品医療機器等法の医療機器にあたり、当センターでは、情報を持ち合わせておりません。他に該当するPL相談センターがないか調べてみましたが、ご案内できる場所はありませんでした。本件は拡大被害が発生しておらず品質的な問題と考えられます。販売店を通して問合せでメーカーから回答を得ているとのことですが、納得できない点について直接メーカーに説明を求められてみてはいかがでしょうか。

3. <油凝固剤をエンジンオイルの処理に使用してボヤ発生> ○○社の食用油用の廃油凝固剤△△をエンジンオイルの廃油処理に使用。使用方法を見て、油の温度を上げるため庭先で炭火でオイルを温めて、△△を入れたところ発泡し、噴きこぼれた油が炭火で引火した。すぐにエアゾール式簡易消火具で消し、ことなきを得た。消防署に連絡し、ボヤとして処理されている。○○社に申し出たが用途外であるエンジンオイルに使用した場合には確認していないという。製品の裏面に廃油処理剤とあるがエンジンオイルでこのような状況になることは記載されていない。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターにも事故について情報提供するように紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒確かに△△の品名表示には「廃油(植物油)処理剤」とありますが、商品説明を見ると天ぷら油などの食用油の処理を目的としていることは明白です。もし、拡大被害を伴う事故となった場合、誤使用(用途外使用)と判断され、○○社のPL責任を問えない可能性は高いでしょう。エンジンオイルは植物油ではないものの、同じ廃油ということで拡大解釈されたものと思いますが、使用に際し不明や疑問に思う点がある場合には、事前に製造メーカーの消費者相談窓口にお問い合わせになることをお勧めします。尚、当センターとしては、報告いただいた内容をアクティビティノート、および年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

4. <シールはがし液の液漏れ> ○○社のシールはがし液△△を購入し、レジ袋に入れたままで数日置いておいたら中の液がこぼれて、レジ袋の中の他の商品を汚損し畳にもシミができてしまった。△△には可燃性の有機溶剤が使われており、近くに火気があれば引火の危険もあった。△△は外蓋が緩んでおり、通常ついているはずの内蓋は付いていなかった。○○社に申し出たところ、製造工場における出荷検査では異常はなく、出荷以降の問題で、当社に責任はないとの回答であった。実際に被害が発生しているのに納得がいかない。○○社の責任を問いたいがどうしたらよいか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒工場から内蓋がついていないなど、製品本来の仕様と異なる状態で出荷され、それが原因で液漏れを生じたのであれば、○○社に責任があります。一方、出荷以降に、開封されたり、外蓋が緩められたりといったことがあった場合は、必ずしも製造者に責任があるとは言えません。口頭での説明に納得がいかないのであれば、文書で回答を貰うようにし、納得のいかない点を明確にしていくとよいでしょう。また、幸い大きな被害はなかったようですので、△△と汚損した商品の補償といった具体的な要求を提示して、○○社と再度交渉してみてもはいかがでしょうか。

5. <フローリングシートによると思われる床の色抜け> 2週間ほど前に、自宅（アパート）のフローリングを、△△社のウェットシート〇〇で拭き掃除した。しかし、数時間たってフローリングが白く色抜けしていることに気づいた。色抜けは、〇〇によるものだろうか。〇〇の成分は『水、エタノール、アルカリ電解水、pH安定剤、除菌剤、セスキ炭酸ソーダ』と書かれている。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（若い男性）〈消費者〉
⇒フローリングの材質や、ウェットシートの成分濃度が不明のため、断定的なことは申せません。なお一般的には、ウェットシートで床を掃除した際、床の汚れが部分的に落ちて、色むらを生じることがあります。また、アルコールなどの有機溶剤をフローリングにつけて放置すると、フローリング表面に微細なクラックが生じ、部分的に白く色抜けする可能性もあります。
6. <ポリエステル製の毛布を収納していた不織布の袋がボロボロに破損> 100円均一の店で購入した不織布の収納袋複数枚に毛布や寝具を入れて保管していたところ、ポリエステルの毛布を入れていた収納袋の2枚だけがボロボロになった。その他の寝具を入れていた収納袋は全く変化していない。毛布は2年くらい前に購入し、水洗いをして保管していた。今まで、使用して体調不良や身体被害は発生していないが不織布をボロボロにするような毛布を使用しても大丈夫か。このような事例はあるか。毛布は廃棄した方がよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈消費者〉
⇒過去事例を確認してみましたが、ポリエステルの毛布で不織布の収納袋が破損・劣化などの報告はありませんでした。不織布とは、繊維あるいは糸などを織ったりせず、熱的、機械的、化学的作用により繊維を接着またはからみ合わせた薄いシート状の布です。原料は多岐にわたりますが、収納袋などに使用されているものとしてはポリプロピレンが多いようです。今回、ポリエステルの毛布を入れた収納袋だけがボロボロになったとのことですが、ポリエステルは衣類にも多く使用されています。ポリエステルがポリプロピレン不織布を劣化させるという情報は確認できませんでした。毛布の安全性については当センターでは判断しかねますので、直接メーカーにお問い合わせください。
7. <ステンレス製水筒の塗装の剥がれ> 〇〇社のステンレス製保冷専用保温水筒のキャップ部の塗装が使用4ヶ月で剥がれてきた。水筒は16歳の息子が使用しており、キャップを開ける際にワンタッチボタン部分に付着した剥がれた塗装が親指につき、口に入るのではないかと心配。既に〇〇社には当該品を返品し調査をしてもらっている。〇〇社によると当該品の塗装は、ASA樹脂にアクリル樹脂塗装をし、更にアルミを蒸着しており、塗装が浮いて剥がれたとの説明。安全性については食品衛生法に則っており問題ないとのことであった。メーカーの対応は良かったが念のために確認したい。（中年の女性）〈消費者〉
⇒当センターでは個別の製品については、情報を持ち合わせていません。安全性についてはメーカーが責任を持ってお答えします。一般的に、剥がれた塗装の樹脂は摂取したとしても消化吸収されずそのまま体外に排出されます。メーカーの説明を信頼されてもよろしいのではないのでしょうか。
8. <メンソールたばこでアルコールアレルギー> 「手術をした後、消毒用アルコールの使用で、

自分がアルコールアレルギーであることがわかった。その後、お酒等を控えるようにしていたのだが、アレルギー症状は継続的に出ていた。自分は数年前から同じ銘柄のメンソール入りたばこを吸っているが、このメンソールが原因ではないかと思い当たった。たばこ会社に問い合わせたところ、確かにたばこにメンソール油を含ませているが、アルコールは入っていないのでアレルギーの原因ではない、との回答だった。メンソールはアルコールアレルギーの原因にはならないのか」との相談を中年の男性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒アルコールアレルギーはアルコール過敏症とも呼ばれ、アルコールの一種であるエタノールが体内で分解されるときに発生するアセトアルデヒドが原因と言われています。化学の分野ではアルコールは分子内にヒドロキシ基(水酸基)を持つ化合物の総称ですが、アレルギーのアルコールはエタノールを意味します。メンソールもアルコールと同じように分子内にヒドロキシ基(水酸基)を持ちますが、アルコールアレルギーの原因物質とは考えにくいところです。しかし、相談者にメンソールで何らかの症状が現れるのであれば、医師の診断を受け、調べてもらうようにしてはいかがでしょうか。

9. <新しくした布製スリッパで体調不良> 4年前に化学物質過敏症と診断され、クリニックで東洋医学の治療を受けている。先日、治療中にドアが開いた時、口の中に苦味、全神経が麻痺するような感覚を覚え具合が悪くなった。クリニックのスリッパが新しくなっており、これが原因ではないかと思っている。スリッパは布製で製造は〇〇社。自分がどのような化学物質に反応したのかを把握したいと思い、スリッパに含まれる化学物質について〇〇社に問い合わせたが満足できる回答は得られなかった。どこかでスリッパに含まれる化学物質を分析することはできないだろうか。化学製品PL相談センターは消費者センターから紹介された。(中年女性)〈消費者〉

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となり、検査対象成分が特定できないと成分検査が不可能な場合もあります。また、発症された症状の原因としてスリッパを疑っておられますが、独断せずに医師にご相談になることをお勧めします。

10. <階下の住人が撒くスプレー製品で体調不良> 集合住宅の2階に住んでいるが友人が、4年前から、スプレー製品のものと思われるニオイで体調不良となり悩んでいる。階下の住人が、一日に何度もスプレー製品を使っているようで、それが原因と考えている。警察に入ってもらって、使用しないように求めたが、「自分は使っていない」といって聞き入れてもらえない。ニオイ物質を分析するなどして証拠を集め、階下の住人に突き付けてやめさせることはできないだろうか。友人は高齢の女性だが、もともとアレルギー体質があり、ニオイにも敏感になっている。医師の診断は受けていない。化学製品PL相談センターはインターネットで検索して知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒まず医師の診察を受けて、適切な治療をお受けになることをお勧めします。その際に状況をよくお話しになって、原因として何が考えられるか、医師のご意見をお聞きになってください。思い込みだけで行動せず、広く原因究明することをお勧めします。

11. <家庭用肥料のペットへの影響> 「△△社の〇〇という粒状の有機発酵肥料を自宅の家庭菜園で使用したところ、ペットの犬が食べてしまったらしく、嘔吐するなどの症状が出た。獣医に受診したところ、肝機能が低下しているとの診断で、投薬治療を行っている。実際に肥料を食べたかどうか、またどの程度食べたかは不明だが、〇〇には肝機能を低下させる作用があるのか。また、これが原因だとしたら、△△社に治療費を請求できるだろうか。〇〇には「子どもの手の届かないところにおくようにとの注意表示はあるが、ペットに対するものはない。ペットの犬は13歳と高齢である」との相談を受けている。ペットの飼い主は高齢の男性であるが、相談者は事情を聞いた別居の娘さんである。何かアドバイスはあるだろうか。〈消費生活C〉

⇒PL法の観点からは、まず〇〇とペットの肝機能障害に因果関係があること。そのうえで、被害が〇〇の欠陥によるものであることを証明する必要があります。因果関係については獣医に見解を求められてはいかがでしょうか。ただし、摂取の有無や摂取量が不明なこと、またペットが13歳と高齢であり年齢由来の機能低下の可能性もあることから、判断は難しいと思われます。また、ペットに対する注意表示の記載がない点についてですが、表示の必要性は〇〇の安全性や過去の事件事例等から判断されます。△△社に見解を求められてはいかがでしょうか。

12. <購入したアルミホイルに付いていた移り香> 先日、通販で購入したアルミホイルに柔軟剤のようなニオイが付いていて、気持ちが悪くなってしまい使えない。食品を包んだりすることのある製品にニオイ物質が付いているのは、安全性上問題ではないかと思い、製造メーカーに申し出たが、そのようなことはあり得ないといって取り合ってもらえなかった。自分は、化学物質過敏症で、ちょっとしたニオイで具合が悪くなってしまい、外出も制限されている。買い物もスーパーやホームセンターはニオイが氾濫していて利用できない。通販を利用しているが、届いた製品には、何らかのニオイが付着していて、屋外でニオイを飛ばしてからでないで使用できない状況である。昨今はどんなものにもニオイが付いていて、自分のような化学物質過敏症の者には耐え難い。消費生活センターに相談しているが、化学製品PL相談センターにも、状況を報告しておくと言われて電話した。(30代くらいの女性)〈消費者〉

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療法も確立されておられません。お聞きしたお話から、日常生活に支障を来している状況は理解いたしました。いただいた情報を、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有を図ってまいります。

3) 柔軟剤－9件

1. <柔軟剤のニオイが消えない> 2ヶ月前まで、嗅覚異常のためニオイを感じなかったが、最近、ニオイを感じるようになった。すると、部屋中のニオイが気になるようになり、置いていた芳香剤を処分した。それでもニオイが消えず、それまでに使用していた柔軟剤のニオイであることがわかった。ニオイのするカーペットやカーテンを処分したがニオイは変わらず。タンスの引き出しをあけるとニオイがする。自身の手も何度洗ってもニオイが消えず、食事をしていても口の中で柔軟剤のニオイがする。嫁は変なニオイはするが柔軟剤のニオイではないというが、私は柔軟

剤と思う。どうすればニオイが消えるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒既に柔軟剤を使用中止されてから2ヶ月が経過していることからニオイが残っていることは考えにくいと思います。タンス中はニオイがこもっている可能性はありますので、引き出しを開放し、衣類に残っている場合は通常の洗濯で落とせます。また、部屋のニオイは通気や換気をよくすることで消えていきます。お嫁さんは柔軟剤のニオイではないと言われているとのことですので、柔軟剤に限定せずにニオイの元を確認されてみてはいかがでしょうか。

2. <車内の柔軟剤の残り香で体調不良> 「他人を乗車させたところ、その人の衣類の柔軟剤の残り香で体調が悪くなった」とメールで相談を受けている。詳細は不明だが、このような内容についてはどこに相談すればよいか。〈消費生活C〉

⇒柔軟剤の香料の安全性に関する相談は当センターをご案内ください。柔軟剤のニオイで体調不良を訴える方がおられるのも事実ですが、ニオイについては、人によって快適・不快の感じ方が違い難しい問題です。当センターからは、香料の安全性については、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会等を通じて自主規制していること、日本石鹼洗剤工業会では、柔軟剤の適正な使用と周りへの配慮を啓発している等の情報提供をすることができます。また、寄せられた相談内容を当センターの月次報告「アクティビティノート」や年度報告等で公開し、情報の共有を図ってまいります。

3. <コインランドリーから流れてくる柔軟剤のニオイで体調不良> 「近所のコインランドリーで使用される柔軟剤のニオイで体調が悪くなった。コインランドリーに申し出て軽減措置をしてももらったが、まだ、ニオイがあり体調が悪くなる」との相談を高齢の女性から受けているが、化学製品PL相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活C〉

⇒柔軟剤等に使われている香料の安全性は、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準をつくり、各国の香料工業会等を通じて自主規制されているとのこと。しかし、ニオイに関する感受性は個人差が大きく、個人の体質に合わない場合、お申し出のように体調不良を訴えられることもあります。当センターでは、ご相談に関連した情報提供や助言を行います。が、斡旋や調停は行っておりません。その点をご説明いただいた上でご紹介ください。

4. <柔軟剤のニオイで体調不良> 「近隣で使用されている柔軟剤のニオイで具合が悪い。空気中に何が含まれているか検査機関で調べてもらったがわからなかった。専門に相談できるところはないか」と男性から相談を受けている。このような相談で専門窓口はあるか。〈消費生活C〉

⇒お伺いした内容での専門窓口はありません。香料の安全性については国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準を作り、安全性を確保しています。しかしながら、ニオイの感じ方は個人差が大きく、体調不良を訴える方がおられるのも事実です。日本石鹼洗剤工業会では、柔軟剤の適正な使用と周りへの配慮を啓発しています

(http://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm)。当センターとしては、寄せられた相談内容を月次報告「アクティビティノート」や年度報告等にまとめて公開することで情報の共

有を図ってまいります。

5. <柔軟剤による体調不良> 自宅マンションのいたるところで柔軟剤等のニオイがして体調が悪く、喉に痛みもある。マンションの構造上換気もできずニオイがこもっている。管理会社に申し出たが、柔軟剤の使用は個人の自由でありとられてもらえない。柔軟剤等に使用されている香料の安全性に問題ないのか。また、使用を中止してもらうにはどこに相談したらよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った（中年の女性）〈消費者〉
⇒香料の安全性について、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会等を通じて自主規制しているとのことである。しかしながら、ニオイについては、人によって快適・不快の感じ方が違い難しい問題です。体調不良を訴える方がおられるのも事実です。日本石鹼洗剤工業会では、柔軟剤の適正な使用と周りへの配慮を呼びかけています(http://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm)。当センターとしては、寄せられた相談内容を月次報告「アクティビティノート」や年度報告等にまとめて公開することで情報の共有を図ってまいります。
6. <集合住宅に漂う柔軟剤のニオイで体調不良> 自分は集合住宅に20年程住んでいるが、最近、柔軟剤のニオイがして気持ちが悪く、頭も痛くなる。どうにかならないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(50代女性)〈消費者〉
⇒柔軟剤等に使用されている香料の安全性は、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準をつくり、各国の香料工業会等を通じて自主規制されているとのことである。しかし、ニオイに関する感受性は個人差が大きく、体質に合わない場合は体調不良に到るケースがあるのも事実です。日本石鹼洗剤工業会では、「柔軟仕上げ剤を使う時のポイント」として、「香りを心地よく楽しむために、周りの方に配慮した適正な使用をお願いいたします」と啓発しています。住人同士のマナーとして、適正使用と周囲への配慮を働きかけてみてはいかがでしょうか。
7. <柔軟剤のニオイで体調不良> 集合住宅に住んでいる。約1年前から、階下の人が干す洗濯物のニオイ(香り)で、鼻水が出で、気分が悪くなるようになった。電車に乗った時も同じニオイがし、症状がでたため、その人に尋ねてみると、やはり柔軟剤を使用していた。昔から柔軟剤や洗剤にニオイはあったがほのかなものであり、今のように強いニオイではなかった。ニオイがする人のそばを通っただけで、自分の衣類にニオイが付着し、洗っても落ちない。ニオイに敏感で不快に思っている人がいることをメーカーに知ってほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
⇒柔軟剤のニオイ低減の要望は、当センターにも年に数件寄せられています。頂いた情報は当センターの月報や年報に情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界団体にも正しく伝えることで、情報の共有を図ってまいります。
8. <柔軟剤と思われるニオイで体調不良> シェアハウスに引越し、クローゼットを開けたところ、白い固まりがあり、甘ったるいニオイがしていた。この固まりは何かの液体がこぼれて固まった

ものようだ。拭きとっているうちに、目に刺激、喉の痛みや吐き気もしてきた。夜中は頭痛で目が覚め、鼻水や痰も出るようになった。翌朝、住宅の屋上で休んでいたところ、他の人が干した洗濯物からも同じニオイがし、同様の症状がでた。クローゼットの白い固まりは柔軟剤の中身がこぼれたものではないかと思っている。医師の診断を受けたところ、舌が腫れ、発熱も確認された。医師からは柔軟剤とは特定できないが、原因と思われる物質は避けた方がよいとのアドバイスがあった。事の経緯を大家に伝え、今は別のところに引越し、完全ではないが症状は徐々によくなってきている。区役所の福祉課に報告したところ、化学製品PL相談センターにも報告するようにと紹介された。(若年の女性)〈消費者〉

⇒情報ありがとうございます。当センターとしては、報告いただいた内容をアクティビティノート、および年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を図ってまいります。

9. <柔軟剤の香りで体調不良> 自分は集合住宅に住んでいるが、階下の住人が使っている洗剤や柔軟剤のニオイで体調不良になり困っている。朝、ベランダに洗濯物を干すときに階下から柔軟剤のものと思われる強いニオイを感じる。最初は嫌なニオイだと思う程度だったが、次第に身体が受け付けなくなり、ニオイを嗅ぐと鼻水がでて、暫くムズムズが止まらない。自分は元々、肺に慢性疾患を持っているが、においの影響を受けるようになって痰が増えている。外出するときも、周囲にニオイの強い柔軟剤を使っている人がいると、具合が悪くなり、日常生活全般に支障を来している。最近、ニオイ(香り)の強い製品が増えて、野放図に使われているが、それで困っている人がいることをメーカーや世間に知ってほしいと思い電話した。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒柔軟剤のニオイ低減の要望は、当センターにも年に数件寄せられています。頂いた情報は当センターの月報年報に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界にも正しく伝えることで、情報の共有を図ってまいります。

4) その他－9件

1. <消毒用エタノールの容器が倒れて衣類が白化> 「消毒用エタノールのボトルが倒れ、衣類の色が抜けた。他社の同等品には中栓があるがこの製品にはなかった。中栓がないことで衣類の損害賠償請求をしたい」との相談を男性から受けている。このような相談はどこで受けてくれるか。〈消費生活C〉
- ⇒本来、中栓がある設計としている製品で中栓がなかった場合は製品不良ですので、それによつての損害はメーカーが責任をもって対応すべきと考えます。もともと中栓がない設計としている場合に中栓がないことを欠陥とするのは難しいと思われませんがメーカーに意見として伝えることを勧められてみてはいかがでしょうか。
2. <下水道工事の影響で化学物質過敏症を発症> 9ヶ月前に行政の発注で下水道工事が行われた。工事は再生工法というもので、予め工場で作製された熱硬化性樹脂とガラス繊維で出来た更生材を、既設の下水道管の中に引き入れ水圧などをかけて膨らませた後、温水または蒸気にて硬化させるという方法。この熱硬化性樹脂にはスチレンが含まれており、工事の際に現場での加熱等で

スチレンが揮散し、下水管を通して自宅のキッチンの排水口から室内に流入したと思われる。自宅にはキッチンが2ヶ所あり、そのうちの一つは普段使っておらず、排水口のトラップが乾燥して機能していなかった。最初に、化学物質過敏症の既往症がある11歳の息子に呼吸障害、唇が腫れるなどの症状が出て、相談者本人と主人にも顔が赤くなる、手が痺れるなどの症状が出ている。すぐに行政に連絡し、工事の中止を申し入れているが、担当者が様子を見にただけで工事は中断されなかった。専門医を受診し、治療は継続しているが、自宅には住めない状況が続いており、別の住まいへ転居予定。ただ、現在のスチレン濃度は、厚労省がシックハウス症候群対応に関連して策定した、スチレンの室内濃度指針値0.05ppm以下となっている。この下水道工事に際しては、決められたガイドラインが守られていない、事前に住民への周知が徹底できていない等の不備があったと思われる。行政、工事業者等と交渉をしているが、補償の話は進展していない。化学製品PL相談センターで本案件を扱って貰えるだろうか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、化学製品による事故・苦情の相談に対するアドバイスを行ったり、化学製品に関する問い合わせなどにお答えしたりする民間の機関です。当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりませんのでご了承ください。本案件については、争点を整理し、要求事項を明確にするとともに、今後の交渉の進め方について、法律の専門家に相談されることをお勧めします。

3. <ボストンバッグのニオイで体調不良> 生命保険会社のポイントで交換したボストンバッグが届き開封したところ、ニオイが部屋中に充満し、頭痛がして、喉・目の痛みを感じた。2日後に眼科を受診し、現在、症状は治まっている。眼科医では原因は特定できないと言われた。このボストンバッグは輸入品で、素材は塩化ビニル製である。輸入業者に申し出た所、輸入業者は同じ製品の在庫品について検査し、微量のホルムアルデヒドが検出され、官能評価でも弱いニオイが検出されたとの報告があった。消費生活センターに申し出たところ、国民生活センターにて現品を調査することとなり、現在結果待ちである。ホルムアルデヒドは有害物質なのだから、今回の体調不良の原因と判断してよいか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒体調不良の原因については、国民生活センターの原因調査の報告を待って、その結果を持って医師にお尋ねください。ホルムアルデヒドは刺激臭のある気体です。濃度によって粘膜への刺激を中心とした急性毒性があり、発癌性があるとの報告もあります。また、いわゆる「シックハウス症候群」の原因物質のうちの一つとしても知られています。本件の場合、確かに、ボストンバッグから放出された臭気成分による急性症状が懸念されますが、曝露量(実際に身体に取り込まれた量)が微量の場合は身体への影響は軽微です。また、既に症状は治まっているとのことですので、体調不良は一過性のものと考えてよいと思われます。在庫品から微量のホルムアルデヒドが検出されたとのことですが、素材の塩化ビニルそのものには含まれない成分ですので、他にどのような材料が使われているか、またホルムアルデヒド以外に原因となるものはないか等、原因と考えられる物質と実際の放出量を広く調べてみる必要があります。国民生活センターが原因調査を行っているとのことですので、現時点での断定は避け、調査結果を見て医師の判断を仰ぐことをお勧めします。

4. <給湯器の修理工事の事故でシックハウス症候群> 数年前、自宅マンションの給湯器の修理をした際に業者が防水処理をしていない床にかなりの量のお湯を流した。その影響でクローゼットや隣の部屋などにお湯が回り、様々な建材から揮発した成分で吐き気、体調が悪くなり、医師からはシックハウス症候群の疑いがあると言われた。今はリフォームして住めるようになっている。この件については現在、民事訴訟中である。建材から揮発した成分でシックハウス症候群になったことをデータで証明するために、1990年代のマンションの建材はどのようなものが使用されていたか、それらにお湯をかけた際にどのような成分がどのくらい揮発するかを調べたい。どこに相談すればよいか。(中年の女性) <消費者>

⇒1990年代の建材、また、建材にお湯かけた時に揮発する成分という対象成分を特定しないで分析するのは極めて困難とされます。なお、本件は民事訴訟中とのことですので、データでの証明の必要性も含め、法律の専門家にご相談ください。

5. <結婚披露宴のソルベパフォーマンスで凍傷>「結婚式場が提供しているサービスで、結婚披露宴でのソルベパフォーマンスというものがある。会場でジュースと液体窒素を混ぜて、ソルベを作って客に振る舞うというものだ。新郎でも簡単にできるという事でやった所、液体窒素が手にかかり、凍傷を負ってしまった。事前の説明は、ジュースと液体窒素を混ぜたら、良くかき混ぜることで、白い煙が派手に出て、会場が盛り上がるといった内容で、特別な注意はなかった。また、実施した際は、薄手の白い綿の手袋をただけで、特別な保護具等はなかった。結婚式場に対し、事故を起こし披露宴を台無しにした責任を問いたいがどうか」という相談を被害者の奥様から受けている。身体被害は全治1週間程度の凍傷とのことである。アドバイスがあればいただきたい。<消費生活C>

⇒本件は結婚式場が提供しているサービスの安全管理上の問題であり、PL法には該当しないと思われる。ソルベパフォーマンスに使用された液体窒素は高圧ガス保安法の規制を受けています。また、液体窒素は-196℃と極めて低温な液体であり、取扱いを誤ると、凍傷、爆発(破裂)、酸欠(窒息)などの事故原因になることが知られています。凍傷に関しては、断熱性能に優れ着脱しやすい低温用手袋を使用し、液体の染み込みやすい軍手(綿の手袋)や毛糸製の手袋は使用しない、などの注意が必要です

(http://www.crc.u-tokyo.ac.jp/parts/hoangi_jutsu_j.pdf)。大学などの研究機関では、液体窒素の取扱いマニュアルを定めて、事故防止に努めているようです。結婚式場の方に、使用に際しての取り扱い注意や安全対策はどのようにされていたのか問い質してみたいでしょうか。

6. <超音波用エコーゼリーで皮膚が壊死>「病院で超音波検査を行った際に使用したゼリーで皮膚が壊死をした。病院側からは独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の医薬品副作用被害救済制度で補償すると説明をされていたが、当該機構から、超音波用エコーゼリーは医薬品ではなく補償の対象とならないと言われ、交渉が進まない。どのように交渉すればよいか」との相談を市民から受けている。化学製品PL相談センターからよいアドバイスはないか。<消費生活C>

⇒医薬品副作用被害救済制度は、医薬品等を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害を受けた方に対して、医療費等の給付を行い、被害を受けた方の迅速な救済を図る

もので、医薬品医療機器総合機構法に基づく公的な制度です。手続きは健康被害者が直接PMDAに給付申請をすることになっています。PMDAは、給付の請求があった健康被害について、その健康被害が医薬品等の副作用によるものかどうか、医薬品等が適正に使用されていたかどうか等の医学・薬学的な判定の申し出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣はPMDAからの判定の申し出に応じ、薬事・食品衛生審議会（副作用・感染等被害判定部会）に意見を聴いて判定することとされています。本件は医薬品副作用被害救済制度の対象外とのことです。給付を受けることはできません。一方、PL法での損害賠償請求を考える場合、請求先は超音波検査用ゼリーの製造メーカーになります。損害賠償請求にあたっては、超音波検査用のゼリーに欠陥があり、その欠陥によって皮膚の壊死が生じたことを、被害者本人が証明する必要があります。皮膚の壊死が超音波検査用のゼリーによるものであるかどうかは医師の診断で判断できますが、皮膚トラブルの場合、本人の体質や体調に起因して発症するケースも多く、必ずしも製品の欠陥によるものとは言えない場合もあります。尚、医療行為そのものに問題があったかどうかについては、当センターはアドバイスできる立場にありません。以上のことをお話しの上、相談者が更なる紛争解決をお望みならば、日本弁護士連合会が運営している紛争処理センター

(<https://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/conflict.html>)を紹介されてはいかがでしょうか。

7. <貼り付けタイプのホワイトボードの粘着剤が残って取れない> 「壁に粘着剤で貼り付けるタイプのホワイトボードを色つきの電柱に一時的に貼り付けて使用。不要になったため剥がしたが粘着剤が電柱側に残り落ちない。ホワイトボードは輸入品で販売元に聞いたところ、除光液、または、ドライヤーで温めて落とすことを説明された。屋外なのでドライヤーは使用できない。除光液は塗装を傷めるのではないかと心配。他に方法はないか」との相談を工事請負業者の60代の男性から受けている。工事の際に連絡用に貼り付けたとのこと。どの様に回答したらよいかどうか。〈消費生活C〉
⇒除光液の成分はアセトンを含有しているものが多く、塗装を傷める可能性があります。当センターでは電柱の塗装の知見がありませんので具体的なアドバイスはできませんが、目立たないところで試して様子をみながら使用されてみてはいかがでしょうか。
8. <消火器が破裂> 「市民の方から消火器が破裂したがどこに連絡すればよいかとの相談を受けている。被害の有無や消火器のタイプ、メーカー等は聴取していない」このような相談は化学製品PL相談センターで対応してもらえるのか。〈消費生活C〉
⇒防災製品の事故となりますので防災PLセンターに、ご相談ください。過去にエアゾール式簡易消火具の破裂事故でリコールした事例もあります。相談される前にメーカーや商品名を確認しておくと思えます。
9. <温泉施設を利用中に背中に接触性皮膚炎> 「9ヶ月前に温浴施設〇〇に行き入浴。設置であった白いプラスチックの椅子に横たわったところ、すぐに背中が痛くなり救急車で搬送され、全治4日の接触性皮膚炎と診断された。皮膚の赤みは手のひら大であった。施設は塩素系製品を使用していたとの説明。完治まで治療費を支払ってくれると思っていたが、〇〇は初回治療費で

示談にしたいという。通院費の支払いの折り合いがつかず、初回の支払いをしていないため救急車で運ばれた以降、通院はしていない。今は、皮膚の赤みは消えているが痛みは続いている。塩素系製品で痛みが続くことはあるのか。〇〇の費用できちんと検査をして治療をしたい。どのように交渉すればよいか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒お伺いした内容から、本件は温浴施設の役務(サービス)上の問題と思われます。施設側との交渉を継続するか、または弁護士会等で行っている裁判外紛争解決手続(ADR)の利用を検討してみてもいかがでしょうか。被害状況について、使用された製品の詳細がわかりませんので断言はできませんが、塩素系カビ取り剤等に直接接触したのであれば、アルカリ性ですので接触性皮膚炎の原因となった可能性は考えられます。ただし、患部の赤みが消えているのに、9ヵ月後の現在も痛みが継続するとは考えにくく、現在感じられている痛みについては、ご自身で原因を特定せずに、医師の診察を受けることをお勧めします。

5) プラスチック製品ー8件

1. <ポリエステルフィルムの長さ不足について> 新聞販売店を営んでいる。雨の日に新聞を包装するポリエステルフィルムの長さが短いものがいつも納品される。納入業者に申し出ているが対応してくれない。このような場合はどこに申し出をすればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒関わる法律のひとつである計量法において、『正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。』とあり、長さについても該当します。本件の対象商品はあくまでも努力義務ですが、『都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区(以下「特定市町村」という。)の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。』となっています。一度、事業者所在の自治体に相談されてみてはいかがでしょうか。

2. <プラスチック製下敷きのニオイ> 「3年以上前に購入した下敷きのニオイが取れない。製品にはニオイが残っていることはあるが、使用しているうちに抜けていくので問題ない旨の記載があった。しかし、3年経ってもニオイが抜けないのはおかしいと思い、製造メーカーに申し出たところ、新品と交換してもらえることになった。ニオイが有ると言うことは有害物質が出ているのではないかと気になるがどうだろうか」という相談を受けている。どう答えたらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒通常、下敷きに使われているプラスチックは、ポリ塩化ビニルやポリプロピレンです。これらのプラスチックそのものにはニオイはありません。ニオイの原因は製造時に添加されている安定剤等の添加剤に由来すると思われます。当センターでは何が使われているかまではわかりませんので、詳細は製造メーカーにお問合せください。一般にニオイの感じ方は個人差が大きく、敏感な方はごく僅かなニオイでも不快に感じてしまうことがあります。しかし、不快だからといってすぐに健康被害に繋がるものではありません。過度に心配する必要はないでしょう。

3. <ポリプロピレン製の弁当箱が臭う> 「大手量販店〇〇で購入した、中国製のポリプロピレン

樹脂の弁当箱を友人に贈ったところ、一ヶ月使用したがニオイが強く継続使用できないと戻された。〇〇に申し出たところ、輸入業者から、食品衛生法の基準に則った検査をしており問題ない、申し出品のニオイについては特有なニオイはあるが異常と判断するものではないとの回答で納得できない」と消費者から相談を受けている。同様の事例はあるか。〈消費生活C〉

⇒過去事例を検索しましたが、当センターには同様の事例はありませんでした。食品用プラスチック製品は、食品衛生法の規制を受けており、規格基準に含まれてはならない物質の種類と基準値を決めている「材質試験」と、溶け出して食品に移行する物質の総量を規制している「溶出試験」に合格することが義務付けられています。食品衛生法に則った検査をクリアされているとのことですので安全性について食品衛生法上は問題ないと言えるでしょう。ただし、ニオイに関する規定はなく、使われている添加剤によってはニオイが残ることもあります。〇〇と輸入業者は特有のニオイがあることを認めているようですので、食品用容器の品質として問題ないのか見解を求められてはいかがでしょうか。

4. <洗面化粧台のプラスチックのヒビ割れ> 自宅の洗面化粧台のプラスチックの部分にヒビ割れがでた。もう13年以上使っているものなのだが、原因を知りたい。こういったことはよくあることなのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(40代の女性)
〈消費者〉

⇒原因調査をしていないのではっきりしたことは言えませんが、長年使っておられるとのことですので、まず経年劣化の可能性があります。また、ヒビが入ったのが、化粧品や洗剤などを置く棚の部分の場合は、溶剤クラックの可能性もあります。溶剤クラックとは、プラスチック成型品に溶剤などが浸透することでヒビが発生する現象です。洗剤や化粧品などに含まれる界面活性剤、溶剤、油分が影響することもあります。こういったものが付着したときはすぐにふき取るようにしてください。また、ヒビが入ったまま使い続けると、ヒビの範囲が広がって全体が破損することもありますのでご注意ください。

5. <アクリル棚のひび割れの原因> 自分は企業や学校用家具を製造販売するメーカーに勤務している。自社が納品したアクリル製の棚がひび割れたとのクレームが複数発生した。自社でアルコール含有の洗剤で拭いたところ再現したため、納品先にはケミカルクラックによるひび割れと説明をした。しかし、納品先からは、特殊な薬剤は使用していないと納得されない。アクリル板は押し出し板を使用している。ケミカルクラック以外の原因でひび割れすることはあるか。
〈事業者〉

⇒アクリル板には、製法の異なる『押し出し板』と『キャスト板』の2種類があり、『押し出し板』は、『キャスト板』に比べて溶剤や薬品などの影響でひび割れしやすいことが知られています。特殊な薬剤は使用していないとのことですが、アルコール(エタノール)は住居用の洗剤や除菌・消臭スプレーなどに広く使用されており、特殊なものではありません。その他の原因としては成型時の残留応力や使用時などの荷重など複数の要因が考えられますが、当センターではわかりません。同様の現象が複数発生しているとのことですので、一度、専門の原因究明機関に相談されてはいかがでしょうか。独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。

6. <ポリプロピレン製品のニオイについて> 自社で扱っている製品に、自転車などの荷台に荷物を括り付けるときに使う紐がある。ポリプロピレン製で、海外からの輸入品。この製品について、お客様から「ニオイがきつく、健康被害に遭わないか心配だ」とのクレームを受けている。どう対応したら良いだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで検索して知った。(中年の男性)〈事業者〉
- ⇒ポリプロピレンは合成樹脂で、分子量の大きな化合物ですので、そのものにニオイはありません。ニオイの原因は製造時に添加されている安定化剤等の可能性があります。当センターでは何が使われているかまでは分かりませんので、製造元にお問い合わせください。ニオイの感じ方は個人差が大きく、敏感な方はごく僅かなニオイでも不快に感じてしまうことがあります。しかし不快なニオイだからと言ってすぐに健康被害に繋がるものではありません。ニオイ物質はポリプロピレン製品の表面に滲み出しているものと考えられますので、中性洗剤などで表面を拭き取ってみてはいかがでしょうか。
7. <コンタクトレンズ洗浄液に付属しているレンズケースの安全性> 「新しく購入したコンタクトレンズ洗浄液を使う時に、付属しているポリプロピレン製のレンズケースがヌルヌルしていた。ヌルヌルは水洗いで取れたので、そのまま使用した。しばらくして、目が重く感じるようになったが、このヌルヌル成分の影響ではないか」との相談を、8月下旬に若い女性から受けた。製造メーカーに申し出たところ、レンズケースに使われているポリプロピレンはポリオレフィン等衛生協議会の自主基準に適合しており、安全な添加剤を使用しているので問題ないとのことであった。念のため、製造メーカーが外部機関で眼粘膜刺激性試験を行うことになったが、試験の結果、刺激性は認められなかった。相談者は、申し出時に医師の診察は受けておらず、1ヶ月後に診察を受け特に異常は認められていない。刺激性は認められなかったとは言え、ヌルヌル成分の特定までは出来ていない。より詳細な分析をする必要があるだろうか。〈消費生活C〉
- ⇒「目が重く感じた」との相談者の申し出ですが、その時点で医師の診察を受けておらず1ヵ月後に受けた診察では異常なしとのことですので、実質的な身体被害が認められず、容器のヌルヌル成分との因果関係も明確では有りません。当該容器について、ポリオレフィン等衛生協議会の自主基準では、使用しても実際上安全と考えられる物質に限定して使用を認め(ポジティブリスト化)、最終製品での材質・溶出試験で確認し安全性が確保されています。また、眼粘膜刺激性試験の結果、刺激性も認められておりません。眼への影響ということで慎重になっていると推察しますが、本件に関しては、被害の重篤性も拡大性も認められませんので、これ以上の検討は必要ないように思われます。
8. <通販で購入したマネキンからの異臭> ネット通販で〇〇社のマネキンを購入。届いた製品の梱包を解いたところ、ものすごい異臭がして、気持ちが悪くなった。異臭は接着剤のようなニオイ。とても使えないので、販売元に返品したいが、ニオイの成分名や、その安全性について何かわかることはないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
- ⇒販売サイトを確認したところ、グラスファイバーを使った、繊維強化プラスチック製の製品の様です。材質やその安全性については、製造メーカーが責任を持って答えるべきことですので、製造メーカーにお問い合わせになることをお勧めします。ただし一般情報として、そのような

繊維強化プラスチックには不飽和ポリエステル樹脂が使われることが多く、製品化の工程でスチレンが使われることから、スチレン臭が残ることがあるようです。スチレンは厚労省が、シックハウス症候群の原因となるおそれがあるとして、室内濃度の指針値を定めた13物質のひとつです。放出される濃度によっては健康被害につながる可能性があります。以上のような事柄を念頭において、製造メーカーにお問合せになってみてください。

6) 家電製品－7件

1. <炊飯ジャーの蒸気吹き出し口のフィルターが劣化> ○○社の炊飯ジャーの蒸気吹き出し口に付いているプラスチック製のフィルターが1年ほどの使用でボロボロに劣化してしまった。○○社に問い合わせたところ、初期の製品のプラスチック素材の耐久性に問題があったことを認め、改良品と交換してもらうことになった。プラスチック素材の安全性は問題ないと聞いたが、知らないうちに口に入っているかも知れず心配だ。安全性は問題ないと考えていいのだろうか。化学製品PL相談センターは他のPLセンターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
⇒当センターでは、使われているプラスチックに関する詳細な情報を持ち合わせておりません。製品の安全性については製造メーカーが責任をもって回答すべき問題ですので、懸念されている事柄があるのならば、○○社にお問合せください。ただし、一般論として、プラスチック類はもし口に入っても、消化吸収されずにそのまま排出されますので、過度に心配される必要はないでしょう。
2. <電気ケトルからする樹脂臭で体調不良> 「先日、電気ケトルを購入し、2、3日使っているのだが、使われている樹脂に由来すると思われるニオイで気持ちが悪くなり、吐き気もする。何か有害な物質が溶け出しているのではないだろうか」という相談を高齢の男性から受けている。電気ケトルの材質はポリプロピレンとのこと。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉
⇒般にプラスチック製品は熱で温められることによりプラスチック特有のニオイが出ることがあります。ニオイの感じ方は個人差が大きく、敏感な方はわずかなニオイでも気分が悪くなる等の症状がでることがあります。食品用のプラスチック製品は食品衛生法の規制を受けており、規格基準により含まれてはならない物質の種類と基準が定められており、溶け出して食品に移行する物質の総量が規制されています。安全性上は問題ないものと思われそうですが、詳細は製造メーカーにお問合せください。
3. <エアコンから噴出した冷凍機油が付着して取れない> 「エアコン交換時に旧エアコンからフロンと一緒に冷凍機油がミスト状に噴き出した。床、壁、家具などに付着したため、換気扇汚れも落とせる家庭用の洗剤○○で掃除したが取れない。エアコン取り付け業者は、健康への影響は心配ないが、落ちにくいものなのでハウスクリーニング業者を入れると言っている。業者でも回復しないのではないかと。床や壁を張り替えてもらいたい」との相談を50代女性から受けている。どうか。〈消費生活C〉
⇒ご自身が使われた洗剤は家庭用としては強力なタイプです。これ以上、無理に落そうとすると壁や床を損傷してしまうおそれがあります。まずは、エアコン取り付け業者の提案通り、専門業者に掃除をしてもらってはいかがですか。それでも回復しないようであれば、次の策とし

て、張り替え等を交渉されてはいかがでしょうか。

4. <マグネシウムで洗濯する製品で洗濯機部品の破損> A社が製造販売している、洗剤の代わりに洗濯機に入れて洗う、高純度マグネシウム製品〇〇を使用したところ、B社製の洗濯機内部のプラスチック部品が破損した。B社の相談窓口では〇〇の同様のトラブルは起きていないとの回答であった。販売店を通してA社へ問い合わせたところ、〇〇が原因とは考えられないとの回答であった。〇〇を使用したことで破損したのだからA社へ修理費用を請求できないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(30代女性)〈消費者〉
⇒製造物責任法で損害賠償を請求する場合は〇〇に欠陥が存在していたことを証明する必要があります。〇〇の欠陥が原因である根拠を提示した上で、再度、A社に〇〇が原因ではないとする理由を問い合わせみてはいかがでしょうか。
5. <充電中のモバイルバッテリーから発火> 充電中のモバイルバッテリーが突然、激しく発火した。幸い、延焼や身体被害はなく、置いていた床の周囲が焦げた程度だった。このモバイルバッテリーはインターネット通販で購入したもので、ACアダプターは付属していなかった。指定は5V、1Aであったが、手持ちの12V、2Aのものを使っていた。今までは、それでも使っていた。発火した時に、自分は近くにいたので、消火等の対応が出来たが、もし留守中だったらと思うと恐くなる。このような事故の場合、自己責任なのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉
⇒モバイルバッテリーなどに使われているのは、リチウムイオン電池と呼ばれる二次電池(繰り返し充電できる電池)で、軽量で高容量、高出力なため、近年様々な製品に使われています。リチウムイオン電池は内部に可燃性の溶剤が使われており、高温で発火の危険性があります。そのため、内部ショート、過充電、過放電から電池を守る保護回路が組み込まれています。しかし、間違った使い方や乱暴な使い方と思わぬ事故を招くことがあります。事故原因については詳細な調査が必要ですが、メーカー指定と異なる規格のACアダプターの使用も、充電条件が異なるため、発熱等の原因となり得ます。この場合、誤使用ですので、自己責任と見なされる可能性は高いでしょう。また、リチウムイオン電池はデリケートな製品であり、製造上の不具合等でリコールが行われている場合もあります。独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイトにリコール情報が出ていますので確認してみるとよいでしょう
(<http://www.nite.go.jp/data/000086042.pdf>)。
6. <衣服に残留するオゾンの除去方法> 自分は、数年前に防蟻剤が原因で体調を崩し、専門医から化学物質過敏症との診断を受けている。それ以来、色々な化学物質の影響を受けるようになった。一週間ほど前、職場に置かれている空気清浄機をオゾン処理設定で使用したところ、症状が悪化してしまった。空気清浄機から漏れ出したオゾンの影響ではないかと疑っている。職場では我慢していたが、衣服に吸着したオゾン在家中に持ち帰ってしまい、洗濯することで汚染が広がってしまったようで、自宅でも体調が悪く、着る物にも困っている。オゾンを取り除くよい方法はないのだろうか。空気清浄機の製造元に問い合わせたが、空気清浄機はオゾンが外に漏れない構造になっており、漏れたとしても健康に影響のない量である。またオゾンは不安定な物質ですぐに分解し、後々まで残ることはないとの回答であった。化学製品PL相談センターは消費生活セン

ターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒オゾンとは酸素原子3つからなる、特有のニオイを持つ気体です。強い酸化力を持ち、水や空気の浄化・殺菌、脱色、有機物除去など広い分野で使われています。吸入毒性が高く、高濃度のオゾンを吸い込むと危険であり、労働環境として許容できる濃度は0.1ppmとされています。一方、オゾンは非常に不安定な物質であり、水中では数秒から数十分、空気中でも数時間で分解し、酸素に変化してしまいます。お伺いした限りでは、空気清浄機からオゾンが漏れ出ているとしても、自宅まで汚染が広がることは考えられません。体調不良が続いているのであれば、医師の指示に従って治療を続けられるとともに、他に原因と考えられるものがないか、相談されてみてはいかがでしょうか。

7. <エアコンや換気扇を使用すると体調不良> 3年前に集合住宅に引っ越してきた。引っ越したばかりの頃は目の痛みなどあったが、特に気にしていなかった。その後、喉の痛み、鼻水が喉に垂れる後鼻漏、また眠気がするようになり、換気扇やエアコンのスイッチを切ると症状が消失することがわかった。浴室を見ると埃がたまりやすくなっている、エアコンや換気扇で埃が増え、このような症状が発生することがあるか。化学製品PL相談センターは保健所の資料で知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒当センターの過去の相談事例には、エアコンや換気扇を使用している時だけに体調不良や眠気が発生する申し出はありませんでした。また、エアコンを掃除後に体調不良の相談はありますが、因果関係を特定したものはありません。換気扇が正常に機能しているかどうか、また、エアコンの機能についてはそれぞれのメーカーにお問い合わせください。また、まだ一度も受診されてないようですので、医師に相談されることをお勧めします。

7) 芳香剤・消臭剤—7件

1. <ビーズタイプの消臭剤で咳き込み> 「〇〇社のビーズタイプの消臭剤△△を2ヶ月前に6畳の寝室に設置。その頃に咳き込みやむせる症状があった。ビーズが小さくなったため、詰め替えたところ、症状が再発した。咳き込みの原因は△△ではないだろうか。咳は外出先でも出ており、成分が喉に吸着したのではないか」との相談を60代の男性から受けている。どう回答したら良いだろうか。〈消費生活C〉

⇒△△は水に溶けてイオン化した成分が悪臭を取り込み、中和することで消臭する化学的消臭をベースにした無香タイプの消臭剤です。一般的にこのタイプの消臭剤は、ニオイ成分を吸着して化学消臭する仕組みになっており、水分が蒸発することでビーズが小さくなりますが、消臭成分が揮散することはないと考えられます。ただし当センターは、個々の製品に関する情報は持ち合わせておりません。配合成分の特性や安全性については製造メーカーにお問い合わせください。また、症状が外出先でも出ているようですので、原因を△△に特定せず医師の診断を受けることを勧められてはいかがでしょうか。

2. <香り付け剤で体調不良> 4日前、洗濯時に使用する香り付け剤を使用して洗濯したところ、部屋までニオイが回ってきて、頭痛、吐き気がするなど体調が悪くなった。子供はいいニオイと言っている。着用していたフリースの上着に残っているようでニオイがする。今は使用してから

4日ほど経っており、部屋のニオイは、はっきりとは感じないが体調はよくなる。ニオイを取る方法はないか。また、貴センターに同様の相談はあるか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(若年の女性)〈消費者〉

⇒同一製品での相談はありませんが、製品のニオイで体調不良になった相談はあります。同じニオイでもお子さんは、いいニオイと言われているように、その感じ方は個人差が大きく、個人の体質によっては合わない場合もあるようです。フリースの上着のニオイは通常の洗濯でとれると思います。また、部屋のニオイについては、使用されて4日経っていますので残っていたとしてもごくわずかだと思います。換気と通気をよくし、体調不良が続くようであれば、医師の診察を受けることをお勧めします。

3. <集合住宅の階下からの消臭剤等のニオイで体調不良> 5年くらい前から、階下で使用している消臭剤・芳香剤等のニオイで、鼻水、咳、くしゃみ、頭痛を発症。内科を受診し、化学物質過敏症の可能性があるとの見えであった。昨年、管理組合に訴えて、各戸に香り製品の使用自粛を呼びかけるチラシを配布してもらったが効果がない。階下の住人と直接話してみたが、販売されているものを使用しており問題はないと取りあってくれない。分譲のため、住み続けなければならず身体への影響が心配。消臭剤メーカーに申し出たが、担当者に伝えるというだけで真剣に取り上げてくれそうもない。香料成分の安全性は大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒消臭剤や芳香剤も含むあらゆるタイプの用途に使用されるすべての化粧品香料の安全性は、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」

(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/>)によると、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会を通じて自主規制されているとのこと。しかしながら、ニオイの感じ方は個人差が大きく、体調不良を訴える方がおられるのも事実です。お伺いした内容はアクティビティノート、および年度報告書等にまとめて公開することで情報の共有化を図ってまいります。

4. <芳香剤のニオイで体調不良> 自分は、芳香剤等を製造販売しているメーカーのお客さま相談室に勤務している。あるお客さまから、「昨年末、室内芳香剤を使用していたら、花粉症のような症状が出て、さらに喘息のように息がゼイゼイ言うようになってしまった」という申し出を受けている。お客さまは化学物質過敏症を疑っているようで、この度、専門外来のある病院を受診することとなり、自分も同行する予定だ。化学製品PL相談センターで類似のケースがあるか。また、病院に同行するに際し、アドバイスがあれば教えて欲しい。〈事業者〉

⇒製品のニオイに起因した相談は当センターにも多数寄せられています。ニオイはその感じ方に個人差が大きく、体質に合わずに具体的な身体症状を訴えられるケースも見受けられます。相談者が化学物質過敏症を懸念されていて専門外来を受診されるとのことで、医師から「化学物質過敏症」の診断が下されるか否か、また発症の原因についてどう言及されるかに留意しておく必要があるでしょう。PL法において被害者に立証責任のある主な項目として、①損害が発生したこと、②その損害が製造物によって生じたこと、③製造物に欠陥が存在したこと、④欠陥と損害発生との間に因果関係が存在すること、が挙げられますが、このうち、①、②について医師の診断から何らかの見解がでる可能性があるということです。相談者の健康回復が第一

ですが、その上でどう対応されるか検討されてはいかがでしょうか。

5. <ペット用消臭剤の安全性> 高齢の母が、〇〇社のペット用消臭剤△△を、空間にスプレーしたところ、子猫が数日後に死んでしまった。子猫に直接掛けた訳ではないが、液が掛かったのかも知らない。使用后、自分も体調が悪いと言っている。△△は輸入品でどのような成分が使われているのかは不明。母の言うことに曖昧なところもあるが、原因としては△△しか思い当たるものがない。△△に危険な成分が使われているとしたら問題だと思うがどうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(30代くらいの女性)〈消費者〉

⇒問題にされている消臭剤の成分情報等がないと何ともいえません。一般に、スプレータイプの消臭剤は香料やエタノール、抗菌剤、界面活性剤等を含む水溶液で、安全性上の問題がないように作られています。成分情報や安全性情報については、輸入販売元である〇〇社にお問合せください。その上でご不明な点がありましたら、再度、当センターにご相談ください。また、お母様が体調不良を訴えておられるようですので、医師の診断をお受けになることをお勧めします。その際に、△△を持参されるとよいでしょう。

6. <液体タイプの芳香剤を触って皮膚トラブル> 「1歳3ヶ月の子供が痛みで泣いているのでみると、置型タイプの液体芳香剤を触っていた。すぐに受診し、軽い炎症との診断。製品の注意表示には『幼児の手の届くところに置かない』、また、『万一、皮膚についた場合は石けんでよく洗う。異常のある時は医師に相談する』とあるが、どのような成分が原因でこのようになるかを知りたい。表示成分は香料、溶剤とだけで、メーカーに問い合わせるも表示されていない成分は教えてくれなかった。どこに聞けばわかるか」との相談を被害対象者の30代の母親から受けている。化学製品PL相談センターでわかるか。〈消費生活C〉

⇒当センターは、個別の製品に関する情報は把握していません。製品の安全性については、製造メーカーが責任を持ちますが、当該製品には、安全性上の注意表示・応急処置の表示はされております。既に医師から「軽度の炎症」と診断を受けており、誤飲の恐れもないのであれば、様子を見られてはいかがでしょうか。芳香剤は雑貨であり、全成分を記載する義務はありませんので、余程のことがない限り配合成分が開示されることはありません。一般情報として、日本中毒情報センターの情報に、「液体タイプの芳香剤は、溶媒としてエタノールやイソプロピルアルコールなどのアルコール類を含有するものと、水を溶媒とし、界面活性剤や香料を添加しているものに大別される」とあります

([http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/80D68217904C476A492567DE002B89A9/\\$FILE/M70245_0101_2.pdf#search=%27%E4%B8%AD%E6%AF%92%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC+%E8%8A%B3%E9%A6%99%E5%89%A4%27](http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/80D68217904C476A492567DE002B89A9/$FILE/M70245_0101_2.pdf#search=%27%E4%B8%AD%E6%AF%92%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC+%E8%8A%B3%E9%A6%99%E5%89%A4%27))。参考になさってください。

7. <タクシーの芳香剤で喘息> 所用でタクシーを利用する際、タクシーに芳香剤〇〇が取り付けられていると、持病の喘息の発作が必ず起きる。〇〇に含まれた香料が喘息の原因だと思っている。香料の安全性は十分確認されているのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒個別の製品の安全性については、その製造元が責任持ってお答えしますので、製造元の相談窓

口などへお問い合わせください。なお、香料の安全性について、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、国際化粧品香料協会（IFRA）が国際的に自主基準を作り、各国の香料工業会等を通じて自主規制しているとのこと。IFRAは、化粧品香料安全性研究所（RIFM）、およびRIFM専門家委員会を設置し、安全性の研究・調査を行い、また企業とは利害関係のない立場での評価を実施しています。

8) 接着剤・粘着剤－6件

1. <エポキシ系接着剤が固まって使用できない> OO社の木用のエポキシ系接着剤△△を保管していたところ固まって使用できなくなった。メーカーに申し出たが、既に期限が経過しているためと言われた。購入時期は詳しく覚えていない。有効期限があるのであれば表示すべきではないか。業界を指導してほしい。化学製品PLセンターは業界団体から紹介された。（中高年の男性）
<消費者>

⇒家庭用接着剤の表示は、家庭用品品質表示法の適用を受けませんが当該法では有効期限の表示は義務付けられておりません。一般的に接着剤の有効期限は未開封で1～2年、開封した場合はなるべく早く使用するようにとされています。当センターは業界を指導する立場にはありません。いただいたご意見はアクティビティノート、および年度報告書等で公開し、関連する団体とも情報の共有を図ってまいります。

2. <スティック糊で体調不良> 「趣味の工作で、OO社の△△というスティック糊を使っていて、くちびるや舌に痺れを感じた。この製品の安全性は大丈夫か」という相談を高齢の女性から受けている。スティック糊に揮発性の物質が使われているらしく、独特なニオイがする。また、相談者は該当製品を4日間ほど、かなり長時間使ったとのことである。何かアドバイスはあるだろうか。<消費生活C>

⇒一般にスティック糊はポリビニルピロリドンを主成分とし、棒状に成型した接着剤です。安全性上問題になることは考えにくいと思われま。△△には、溶剤としてプロピレングリコールモノメチルエーテルが使用されています。プロピレングリコールモノメチルエーテルは高濃度で吸入すると頭痛や咽頭痛等が起ると言われていますが、製品形態や使用状況を考えると、使用環境下で高濃度になるとは考えにくいところです。ただし、ニオイは、その感じ方に個人差が大きく、個人の体質によっては合わない場合もあるでしょう。症状が出ているということですので、ご使用をおやめになり、様子を見られてはいかがでしょうか。

3. <リフォームした寝室のニオイで体調不良> 先日、8畳の寝室をリフォームして床をコルクタイルに張り替えた。リフォーム後、部屋のニオイが気になるようになり、3日くらいは我慢していたのだが、体調が悪く、吐き気や喉の痛みを感じるようになった。施工業者からは、コルクタイルを床に張る時に使用した接着剤に使われている溶剤が原因だろうと言われた。ニオイは徐々に抜けていくとのことだが、健康上問題はないのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べて知った。（高齢の女性）<消費者>

⇒コルクタイルの接着には合成ゴム系の接着剤が使われているようです。ニオイは、これに含ま

れる溶剤が原因と考えられます。通常は接着面に塗布後、溶剤を飛ばしてから接着するので、溶剤が残留していたとしても、数日で揮散してニオイは弱まると思われます。換気をよくして、揮散を促すようにして、しばらく様子を見てはいかがでしょうか。それでも強いニオイが残るようであれば、施工不良も考えられますので、施工業者に相談してみてください。身体症状が出ているようですので、ニオイが残っている間は、なるべく接触を避け、症状が残るようならば、医師の診察を受けることをお勧めします。

4. <クッションフロアの施工不良で体調不良> 3年前にハウスメーカー〇〇で新築。1年目点検でクッションフロアのめくれや汚れなどを指摘し、貼り直しをしてもらった。その際、接着剤のオープンタイム（接着剤を塗布後、材料同士を実際に接着させるまで開放しておく時間のこと）を守らず、すぐに貼ったため施工不良でニオイが残り、頭痛や吐き気で体調不良となった。ハウスメーカーに貼り直しを求めたが、再度の貼り直しには応じて貰えず、自己負担で別の業者に貼り直しをしてもらった。トラブル時に室内空気質の検査をしたが有害物質は検出されず、交渉の過程で〇〇側から調停に持ち込まれ、不調に終わっている。訴訟を起こすことまでは大変なので考えていない。今回のようにきちんと対応しない業者を罰する法律を作ってほしい。（中高年の男性）〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、法律を起草することや作ることではできません。本件は法律の専門家にご相談ください。いただいた情報は当センターのアクティビティノート、および年度報告書等に情報源が特定されない形で公表することで情報の共有化を図ってまいります。

5. <瞬間接着剤が指について取れない> 「百円均一の〇〇で購入した瞬間接着剤が指について取れない。落とし方を教えてほしい」と79歳の女性から相談を受けている。どのような方法があるか。〈消費生活C〉

⇒瞬間接着剤は、接着したい表面にある水分と主成分であるシアノアクリレートが反応し（重合）、硬化することにより接着します。皮膚は水分を含んでいるため、瞬間接着剤は簡単に接着してしまいます。日本接着剤工業会の「瞬間接着剤のトラブル処理と使い方の手引き」[Http://www.jaia.gr.jp/press2_file/20081107095847.pdf](http://www.jaia.gr.jp/press2_file/20081107095847.pdf)によると、皮膚に付いても時間はかかりますが、発汗作用によって必ず剥がれます。落とし方のひとつとして40度ぐらいのお湯の中で、もむようにはがして下さいとあります。参考になさってください。

6. <50年前に皮膚に付いた接着剤について> 50年前、自分が小学校3年生の時に、図工の授業でダンボールを使った工作があった。その時に友人のいたずらで、顔に接着剤を塗られたことがあった。3年前に奥歯をインプラント治療してから、よく噛めるようになり、顔面の筋肉もよく動くようになった。そうしたところ、顔の皮膚から接着剤のようなものが剥がれ落ちるようになり、松脂のようなニオイがする。これは、50年前に顔に塗られたのが、ロジン系の接着剤で、それが落ちてきているに違いない。自分は、これまで口や鼻が曲がっていたり、発音が不明瞭だったりしたことに悩んできたが、50年前の接着剤が原因だったことに思い至った。顔に残っている接着剤をすべて取り去りたいが、どうしたらいいだろうか。皮膚科には受診しており、医師からは否定されている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の男性）〈消費者〉

⇒皮膚は常に新陳代謝で更新されており、50年前に付いた接着剤がそのまま残っていることはありえません。原因をご自身で特定なさらずに、皮膚科医とよく相談なさって、症状や皮膚の状態にあった治療をするようにしてください。

9) 繊維製品－6件

1. <テレビショッピングで購入したカーペットのニオイ> テレビショッピングでカーペットを購入。昨日、開梱したところ石油臭がする。カーペットの構成材料はジュートとポリプロピレンとの表示があり、メーカーに確認したところ、臭いは自然に消えていくとの説明であった。自分は化学物質に敏感であるが、このニオイは身体に害にならないか。製品は30日間の返品保証が付いている。化学製品PL相談センターは消費者センターから紹介された。(中年の女性)

<消費者>

⇒問題のカーペットは使われている構成材料から、ごく一般的なタフテッドカーペットと思われませんが、ニオイ成分が特定できないので、安全性について断定的なことは言えません。ジュートは黄麻(コウマ)から採れる天然繊維ですが、特有のニオイがあるとされています。ポリプロピレンは、耐候性向上などの目的で製造工程で添加される安定化剤などに由来するニオイがある場合があります。また、これらの材料以外に、合成ラテックス系の接着剤が使われますが、この接着剤由来のニオイの可能性もあります。ニオイがあるからと言ってすぐに健康被害につながるものではありませんが、ニオイの感じ方は個人差が大きく、敏感な方はごく僅かなニオイでも不快に感じ、体調不良につながることもあります。ニオイがある間は生活空間には置かないようにし、通気のよい場所で一週間程度ニオイを飛ばして様子を見て、それでも気になるのであれば、保証期間中に返品することも検討されてはいかがでしょうか。

2. <スポーツ用ジャージの劣化> 「友人から貰い受けたスポーツ用ジャージのパンツを裾上げしてはいてみたところ、サイドに入っているラインがずれて曲がってしまう。このパンツは平成12年の製造品で、使われている繊維はポリエステル88%、ポリウレタン12%とある。メーカーに問い合わせたが、すでに加工(裾上げ)してしまっていることと製造後長期間経過していることを理由に、引き取り調査を拒否された。何故ラインが曲がってしまうのか理由はわかるか」という相談を、中年の女性から受けている。どのようなことが考えられるだろうか。<消費生活C>

⇒当該製品に使われているポリウレタン繊維は、ゴムのように伸縮性に富んだ素材です。単独で使われることはなく、他の繊維と組み合わせて、衣類にストレッチ性を持たせる目的で使われています。ポリウレタンは経時的に劣化しやすく、一旦劣化すると伸縮性が低下するため、生地が伸びたり、ひじやひざ付近が波打ったりすることが知られています

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201307_10.pdf)。製造後19年経っていることから、その間着用していなかったとしても、劣化が進んでいたためと考えていいように思います。

3. <黄変した除菌シートの安全性> 一年ほど前に、購入した除菌シートの一部が黄変していることに気づき、メーカーに申し出て黄変している部分を分析してもらった。分析の結果、リンが検

出されたが、何が混入したかまでは分からなかった。昨日テレビを見ていたら、ある毒物の話があり、それが黄色い液体で分子中にリンが含まれることを知った。一年前の除菌シートの黄変は、その毒物によるものではないかと心配になった。化学製品PL相談センターには、一年前に、この件で相談している。(中年の女性)〈消費者〉

⇒相談者ご本人もご家族も実質的な被害を受けておらず、黄変した製品も使用していないのですから、テレビで見た毒物と本件を関連付けてご心配になる必要はないでしょう

4. <購入した羽毛布団が臭う> 「3週間前に購入した羽毛布団から獣臭がする、干してみたが変わらず、購入店に申し出ても満足な対応をしてくれない。何かニオイがする薬剤を使用しているのではないか」との相談を中年の女性から受けている。羽毛に使用する薬剤などの規制はあるか。〈消費生活C〉

⇒羽毛布団については家庭用品品質表示法で布団の詰物や側生地繊維の組成表示が義務付けられていますが、薬剤使用についての規制はありません。当センターでは、購入された製品の薬剤の使用有無まではわかりませんので、一度、メーカーに相談されることを勧められてはいかがでしょうか。一般に、羽毛製品には羽毛特有のニオイがする場合がありますが、通常は使用していくうちに消えていくと言われていました。すぐにできる対処法のひとつとして、「羽毛布団の中の空気をできるだけ押し出し、新しい空気と入れ換え、日陰干しをする」を繰り返すことを複数のメーカーや販売店が紹介しています。このような処置をやってみることも有効かも知れません。

5. <ガリレオ温度計が破損して内容液がじゅうたんに付着> ガリレオ温度計の内溶液がこぼれて、灯油のようなニオイがする。じゅうたんの上には仏壇もあり簡単に剥がせない。どのように対処すればよいか(若年の女性)〈消費者〉

⇒ガリレオ温度計内の液体については、色々な種類があり、対応についても一概にはいえません。一般的には、石けんまたは中性洗剤で拭き(または洗う)、後をよく水拭きしておくこと等の対処方法が考えられます。成分として石油系ドライクリーニング溶剤や灯油にも含まれているパラフィンが含まれている場合もあるようです。しばらくは仏壇の線香は控えられ、風を当てて臭いを飛ばすことをお勧めします。また、ドライヤーで乾かすことは引火する危険性があるので避けてください。

6. <ブリーフの着用で皮膚が爛れた> 先日、購入したブリーフを着用したところ、接触部分が真っ赤に爛れてしまった。メーカーに申し出たところ、該当製品を分析し、その結果を以って「製品には問題がなく、当社に責任はない」と回答してきた。製品分析は、物理的刺激、ダニ等の生物検査、ホルムアルデヒドなど20種類の化学物質、について行っている。皮膚の爛れは、医者に2度ほど通院し、今は回復している。訴訟を起こすつもりはないが、実際に皮膚症状が出ているのに、責任はないというのは納得し難い。化学製品PL相談センターは他のPLセンターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒PL法の観点からは、被害と製品との因果関係を明確にし、更に、その被害が製品の欠陥によるものであることを証明する必要があります。再度、交渉されるのならば、まず医師の見解をお聴きになった上で、交渉されるとよいでしょう。また、訴訟までは望まないとのことですが、

ADR（裁判外紛争解決手続）に持ち込まれるのも一つの方法です。その場合、当センターでは、斡旋や調停までは行っておりませんので、地域の消費生活センターにご相談されてはいかがでしょうか。

10) 建材－4件

1. <自宅リフォーム後に体調不良> 「1年前、築21年の戸建てを購入し居住している。その後、3ヶ月前に断熱とシロアリ防除を目的に、業者にリフォームを依頼した。リフォーム業者は、シロアリ駆除剤〇〇を塗布し、また断熱用ウレタンフォームを現場施工した。しかし、その後自分を含めた家族4人が喉の痛みや食欲不振などの体調不良を訴え、特に1歳未満の乳児は嘔吐や発疹といった症状が出ている。」との相談を、若い女性から受けている。この体調不良は、リフォームが原因だろうか。〈消費生活C〉

⇒お話いただいた状況からだけでは、リフォーム工事と体調不良の因果関係について、断定的なことは申せません。体調不良については、医師の診断を受けるよう、お勧めください。なお参考情報として、シロアリ駆除剤は木材や土壌面に浸透して防蟻バリアを築くことで効力を発揮しますが、散布直後は薬剤が一部蒸散し、居住空間に侵入して体調不良の原因となることがあります。居住空間への侵入には、床下換気扇による拡散や床隙間からの侵入。床下と床上空気の強制循環などの物理的な要因が関係していることがあります。

(<http://www.nikkakyo.org/plcenter/faq.html#qa3>)。また、断熱用ウレタンフォームは、そのものに安全性上懸念される点はありませんが、現場で反応させて発泡ウレタンを生成するため、反応時に微量の刺激性ガスが発生することが知られています。

(<http://www.urethane-jp.org/qa/koushitsu/k-4.htm>)。これらの事柄を念頭において、業者に施工上問題が無かったか、説明を求められてはいかがでしょうか。

2. <壁紙を水拭きして体調不良> 4年前から住んでいるマンションの壁紙を3日前に初めて水拭きしたところ、翌日からニオイを感じ、目がチカチカ、めまい、湿疹やしびれ等シックハウス症候群の症状が発症している。新たに購入した家具等もない。マンションから出ると症状は治まるが汗をかくと汗からもニオイがする。かばんについたニオイが水で拭いても消えず、水拭きで逆にニオイが強くなり症状が再燃する。通院し肝臓・腎臓・肺の検査をしたが異常なし。しかし、その病院ではシックハウス症候群の検査はできないと言われた。管理会社に申し出て確認してもらったがニオイを感じないと言われ、満足な対応は得られなかった。原因を特定して管理会社と再度交渉をしたい。(若い男性)〈消費者〉

⇒通常4年以上経過した壁紙から化学物質が突然放散されることや水拭きをすることでニオイが強くなることも考にくいと思われます。当センターに寄せられた相談にも同様な相談はありませんでした。シックハウス症候群を疑われているようですが、自己診断をせずにシックハウス症候群を専門に扱う医療機関を受診されることをお勧めします。また、原因物質の特定については、地域によっては保健所でシックハウスの対象成分のいくつかを測定できるようですので、相談されてみてはいかがでしょうか。

3. <新築住宅が原因による体調不良> 20年前に戸建住宅を新築。3ヶ月目から体調が悪くなり、ハウスメーカーに申し出をしている。発症当初に化学物質過敏症の専門外来を受診したが原因は特定されなかった。現在の症状としては、目が痛く、網膜はく離などがある。1ヶ月前ハウスメーカーが室内空気質のトルエン、キシレン、ホルムアルデヒドを測定したが未だに高い状態が続いている。ハウスメーカーの社長宛に状況を訴える内容証明郵便を送付しているが応じてもらえない。弁護士協会に相談したところ、調停などの第三者が介入しての解決をすすめられた。調停や裁判を起こしたとしても、先方が応じてくれなければ時間や費用が無駄になるだけである。化学製品PL相談センターから交渉してもらえないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(50代の女性)〈消費者〉

⇒当センターでは、製造物責任法に関連する事故の相談に対し、専門的な立場から助言や情報提供を行っておりますが、あっせんや調停は行っていません。製造物責任法では、製造物を引き渡した時点においてその製造物に欠陥がある場合、その欠陥によって生じた損害を、製造業者等が賠償する責任を負うことが、定められています。ただし、その請求権は時効の定めがあり、本件は時効によって消滅している可能性もあります。再度、法律の専門家にご相談ください。

4. <4年前に新築した部屋に入居後体調不良> 4年前、1階が工場、2階がアパートの住宅をハウスメーカー〇〇社で新築。工場の中に5帖くらいの休憩用の部屋を作った。その部屋で1ヶ半月前から55歳の女性が寝泊りをするようになったところ、全身に湿疹、喉の腫れ、嘔吐や時には立ってられないほどになるなど様々な症状がでるようになった。病院で食べ物アレルギーや胃腸検査などするが異常はみつからない。その部屋を使い出してから、あまりにも酷い症状が出るので、壁紙などの建材から有害な物質が出ているのではないかと。化学物質の室内濃度を調べることはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒厚生労働省は、室内空気汚染の原因となる恐れのある化学物質として、ホルムアルデヒドをはじめとする化学物質13成分について、室内濃度指針値を定めています。室内空気質の測定は地域によっては保健所で行っています。お住まいの地域の保健所のホームページの相談項目にシックハウスも記載がありましたので相談されてみてはいかがでしょうか。また、一度、〇〇社に申し出て原因と対策を相談されてみてはいかがでしょうか。

11) 住宅設備－4件

1. <ポリカーボネート製の屋根にクラック発生> 建築施工に従事している。1年くらい前に施工した客先のポリカーボネートの屋根にクラックが発生した。メーカー〇〇に確認したところ、指定のシーリング剤を使わなかったことによる発生、との回答。確かに、製品の説明書には指定のものを使用するようにとあるが、クラックの箇所とシーリング剤は接触していない。また、今まで、指定のもの以外で施工していてこのようなことは発生していないので納得いかない。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒〇〇社のポリカーボネート製品の取り扱い上の注意事項の中に、シーリング剤はアルコールタ

イプを使用するようにとあり、使用可能な製品が指定されています。『他のシーリング剤を使用すると、密着性、耐食性に問題が生じ、短期間でクラック（割れ）や雨漏りが発生します』と記載されています。ポリカーボネートなどのプラスチック材料のクラックには、応力によるストレスクラック、薬品による溶剤クラックなどがあります。シーリング剤によってはこういったクラックの原因になることから、使用可能な製品を指定しているものと思われます。指定されたシーリング剤を使わなかったことがクラック発生の原因であれば、製造メーカーの責任を問うことは難しいと思われます。しかし、製造メーカーの説明に納得がいかないのであれば、クラックの発生原因を調べてみてはいかがでしょうか。当センターから検査機関を紹介することはできませんが、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト (<http://www.nite.go.jp/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。

2. <新築のコンセント部に青錆発生> 1年8ヶ月前に新築。ハウスメーカーの1年点検でコンセント1箇所に青錆の発生があり、コンセントの交換対応をして貰った。しかし、同じ箇所で、再度青錆の発生があり、家中のコンセントを点検したところ、他にも同様の錆が発生していることがわかった。ハウスメーカーによれば、〇〇社の断熱材に使われている物質に起因するのではないかとのこと、調査したところ「ヘキサメチルトリエチレンテトラミン」という物質が検出されたとの報告があった。インターネットでこの物質について調べると、安全データシート(SDS)が出てきたが、どう見たらよいのか良くわからない。子どもがいるので、この物質の人体への影響を知りたい。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(若年の男性) <消費者>

⇒安全データシートとは、化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。それによるとヘキサメチルトリエチレンテトラミンは、皮膚腐食性/刺激性は区分1Aの「重篤な皮膚の薬傷・目の損傷」で、目刺激性は区分1の「重篤な目の損傷」になっています。取扱いに際しては、直接手で触れたり、眼に入れたりしないよう注意を要する物質です。ただし、ご相談の件では、“検出された”との情報しかありませんので、これにより危険・有害性について判断することは困難です。検出された物質の身体への影響について、調査依頼先に見解を求められてはいかがでしょうか。

3. <賃貸アパートの寝室のニオイで体調不良> 「引っ越したばかりの古い賃貸アパートの寝室のニオイが夜眠れないほど強く、体調が悪くなった。通院し、医師の所見によると喉が腫れているとのこと。寝室・リビングとも壁紙は張り替えてあるがリビングでは体調は悪くならない。寝室には新たに購入した家具はない。体調不良を理由に引越することを貸主と交渉したい」との相談を40代の女性から受けているがどのようにアドバイスしたらよいか。<消費生活C>

⇒まずは、貸主に状況をお話して、室内のニオイの改善を求め、それができないようならば、退去したい旨を交渉してみてもはいかがでしょうか。ニオイの原因物質が特定され、その原因物質と体調不良の因果関係が証明されれば、より交渉はスムーズに進められると思われます。原因物質の特定は、地域の保健所等で室内空気質（室内の空気中に含まれるガス成分量）の測定が可能な場合がありますので、保健所にご相談してみてもはいかがでしょうか。また健康

被害との因果関係については、室内空気質の測定結果を持って、再度医師の診断を受けるとよいでしょう。

4. <自宅マンションのニオイで体調不良> 「自分は分譲マンションの6階に住んでいるが、自宅玄関を出たマンションの共用部分で感じるニオイで体調不良を起こしている。一度は救急搬送された。保健所に入ってもらい、シックハウスに関連した検査をしてもらったが、異常はなかった。しかし、その後もニオイを感じており、この4月には夫が検診で肺に影があると言われた。これもニオイのせいではないかと思っている。マンションの管理組合に申し出ているが、他の住人からは何の申し出もなく、ニオイも感じないと言って対応してもらえない。どうしたらいいだろうか」という相談を中年の女性から受けている。何かアドバイスはあるだろうか。〈消費生活C〉
- ⇒当センターにもニオイに関連した相談は数多く寄せられています。ニオイの感じ方は個人差が大きく、人によっては体調不良を訴えることもあります。また、そのような場合、特定のニオイに敏感になって、多くの人が感じない、または何とも思わないニオイにも敏感に反応しているケースもあり得ます。お伺いした内容だけでは、原因については何ともいえませんが、相談者が体調不良を訴えていることから、体調不良の原因を自己判断でニオイと限定せずに、医師の診断を仰ぐことをお勧めしてはいかがでしょうか。また、ニオイについては、その発生源がどこにあるかを調べることで、ニオイ物質の特定や対策が立てやすくなると思われるます。

12) オートケミカルー 3件

1. <エアゾール製品の中身が出せない場合の廃棄方法> 古いエアゾールタイプの車用ガラス洗剤〇〇の中味を出し切って廃棄したいがスプレーボタンが押せず中味が出せない。どうすればよいか。製品メーカーは△△社で電話番号も表示されている。(30代女性)〈消費者〉
- ⇒ボタンが押せない原因として、噴射口やノズルの詰まりが考えられます。ボタンを外し、水洗いやぬるま湯につけることで回復する場合があります。それでも回復しない場合は、△△社に中味が出ない状態を伝え、廃棄方法のアドバイスを求めてみてはいかがでしょうか。△△社で対応してくれない場合には行政のゴミ回収窓口に相談してみてください。
2. <車用マフラー補修製品の固化> 〇〇社の車用マフラー補修製品△△を使おうとしたところ、中身が固化しており出てこない。この製品は半年くらい前に購入したもので未開封であった。使用期限は製造後2年と書かれており、製造年月日を確認したところ丁度2年前でギリギリ使用期限内であった。〇〇社にクレームを申し出たところ、使用期限は目安として表示しているものであり保障しているものではないとのことで、何の対応もして貰えなかった。きっと同じようなトラブルが数多く発生していると思う。メーカー責任としてきちんと対応すべきと考えるが如何なものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉
- ⇒当該製品の場合、使用期限に関する法規制はなく、表示義務もありません。製造メーカーが自主的に表示しているものと思われます。また本件は、身体被害や財産被害といった拡大被害が発生しておりませんので、製造物責任(PL)法にも該当せず、一般的な製品品質の問題にな

ります。一般論として、使用期限の表示義務はないとは言え、製造後2年を目安に使用することを明記しながら、未開封の状態でも2年以内に使用できなくなるのは問題があるように思います。しかし、品質保証の捉え方はメーカーによって違いがあると思いますので、何処までの品質を保証しているのか、何故今回のケースで対応できないのか、理由を問い質してみたいかがでしょうか。

3. <強カクリーナーを使ったら自動車のミラーが傷だらけ> 先日、自動車工具販売店で、鏡についたウロコ状の汚れが取れるという、〇〇社の強カクリーナー△△を購入した。さっそく、△△で車のミラーを磨いたところ、ミラーが傷だらけになってしまった。傷が光を乱反射して、夜などはとても見にくい状況になってしまった。購入時に店員は、車のミラーにも使える、と言っていたが、△△の成分表示には、研磨剤22%配合、珪酸系鉱物、アルミナ鉱物と記載されており、研磨剤で傷を付けてしまったのではないかと思う。販売店に苦情を申し出ているが、販売店の担当者はメーカーに聞いてみると言って、補償に応じようとしなない。どうしたらいいだろうか。化学製品PL相談センターは自動車製造物責任相談センターから紹介された。(中年の男性)
<消費者>

⇒研磨材の傷つき性は研磨材の固さと細かさ(粒子径)に依存します。△△に使われている研磨材はシリカとアルミナかと思われますが、どちらもガラスよりも固い鉱物ですので、粒子径にもよりますが、自動車のミラーを傷つけた可能性は大です。△△に記載されている注意表示、特に△△の用途に車のミラーが含まれるかどうかについてよくご確認になった上で、販売店およびメーカーと交渉されてはいかがでしょうか。

13) 化粧品－3件

1. <馬油製品のニオイ> 「スキンケア用の馬油製品を購入したところ劣化したようなニオイがする。今まで、他社の馬油製品を使用したことはあるがこのような臭いはしなかった。販売店に申し出るが臭いについて具体的な説明もなく、対応してくれない。品質的に問題ないか調べる機関はあるか」との相談を40代の女性から受けている。まずは製造メーカーに申し出るようにアドバイスしているが、どこか検査してくれる機関はあるか。<消費生活C>

⇒ご自身で検査を希望されるのであれば独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。馬油は馬の皮下脂肪を原料とする動物性油脂です。馬油製品は、使われている馬油の製法や精製度によって、ニオイに違いがあることが考えられます。また、馬油の成分には、酸化されやすい多価不飽和脂肪酸が含まれており、流通過程および家庭での「保管状況によっては劣化してニオイが発生することも考えられます。いずれにせよ、製品の品質に関連した相談ですので、製造メーカーに申し出されることをお勧めします。

2. <化粧パックで両ほほにシミ> 「両ほほにシミができ、3ヶ月前から通院して塗り薬と内服薬を処方してもらっている。原因は化粧用のパックを使用したことと思っているが、既に商品を廃棄しており、メーカーも商品名もわからない。医師からはシミが消えるのは何年もかかると言わ

れている。使用した製品との因果関係を特定してもらいたい」と60代後半の女性からの相談を受けている。このような場合、どのようにアドバイスすればよいか。〈消費生活C〉

⇒化粧品関連のトラブルに関しては、日本化粧品工業連合会PL相談室がありますのでご相談されてみてはいかがでしょうか。

3. <スキンローションで肌トラブル> ○○社のスキンローション△△を使っていたところ、肌に湿疹が出たので使用をやめて○○社に申し出た。○○社は該当製品を引き取って返金し、調査報告書を送付してきた。調査報告書には、該当製品によるパッチテストの結果、同様のトラブルは認められず、本件は個人の体質に起因するものと思われるとの記載があった。こういったケースの場合、PL法で損害賠償を求めることはできるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥により人の命、身体又は財産に係る損害が生じた場合における製造業者等の責任について定められた法律です。PL法で言う欠陥とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていること、と定義付けられています。本件の場合、皮膚トラブルが△△の欠陥によるものかどうかの判断が問題になります。製品使用で皮膚トラブルに見舞われたのだから、製品に問題があったと思われがちですが、化粧品等の皮膚トラブルの場合、個人の体質や体調に起因することも多く、必ずしも製品の欠陥によるとは言いきれないところがあります。○○社もそういった点を考えて、該当製品でのパッチテストを行ったものと思われま。以上の事柄と被害(損害)の程度を考慮して、今後の対応を考えられてはいかがでしょうか。

14) 防蟻剤－3件

1. <シロアリ駆除後に体調不良> 「2週間くらい前に業者によるシロアリ駆除後、妻は咳、自分は痰がでるようになった。もともと二人とも風邪気味ではあったが、作業によるものと考えられるか。通院はしていない。業者は6年前にも依頼した地元の業者で、今回は注入のみであった勝手口の柱に今回は注入後、吹きつけを行っていた。使用した薬剤はピレスロイド系でまだニオイが残っている」との相談を受けている。シロアリ駆除作業でこのような症状になるか。〈消費生活C〉

⇒シロアリ駆除によると思われる体調不良の相談は、当センターにも寄せられています。症状は喉の痛み、めまい、咳、頭痛など様々ですが、いずれも薬剤との因果関係までは明らかになっておりません。お伺いしたところ、もともと風邪気味であったとのことですので、まずは医師に相談されることをお勧めします。また、シロアリ駆除に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会が地域ごとに相談窓口を設けています。駆除作業後の人体への影響や対処方法などについて問い合わせるようお話しされてはいかがでしょうか。

2. <室内のシロアリ駆除後に体調不良> 自分の40歳代の息子は、倉庫の2階を借りて作業部屋とし、その部屋で生活している。昨年夏、その部屋に大家が自分でシロアリ駆除の薬剤を塗布した。それ以降、息子は体調不良を訴え、特に部屋を締め切って使う昨秋以降、その部屋にいと頭痛、めまい、手足のしびれ、心拍数の上昇などの症状が現れるようになった。この症状は、部屋を出ると治まる。総合病院でMRIなど各種の検査を受けたが、異常は無いとの診断結果であ

った。インターネットでいろいろと調べている中で、化学物質過敏症の症状に類似していることに思い当たり、化学製品PL相談センターを知った。息子は化学物質過敏症なのだろうか。どのように対処すればよいか。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒化学物質過敏症とは、特定の化学物質に接触し続けていると、後にわずかなその化学物質に接触するだけで、頭痛などの症状を発症する状態を言いますが、当センターは医療機関ではありませんので、診断はできません。しかし、お話いただいた内容から、息子さんの体調不良にシロアリ駆除の薬剤が関与している可能性は、否定できないものと思われます。シロアリ駆除を行った大家さんに、使用した薬剤の名称や成分などを教えてもらい、その情報を持って、化学物質過敏症を専門に扱う外来のある医療機関にご相談されてはいかがでしょうか。

3. <防蟻剤で体調不良> 1年以上前に新築分譲住宅を購入し、まだ入居はしていない。時々換気のために行くと、頭痛やめまいがする。離れると症状は消失する。保健所に相談し、ホルムアルデヒドなどのシックハウスの原因物質を測定してもらったが問題なかった。建築した工務店に確認したところ、屋外用の防蟻剤クレオソートを屋内に使用していたことがわかった。他に原因は考えられないので、空気中のクレオソートの成分を調べたい。どこに依頼すればよいか。化学製品PL相談センターは住まいの相談窓口から紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」

(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。屋外用の薬剤を屋内に使用されたことの具体的な対処法については、施工された工務店にご相談ください。

15) 防虫剤－3件

1. <虫よけスプレー容器の底が抜けた> 「保管していた〇〇社の布製品専用の虫よけスプレー△△の容器の底が丸く抜けた。〇〇社に申し出をしたところ、まだ、調査はしていないが、7年前のものなので保証はしかねると言われている。プラスチック容器の耐用年数はどのくらいか。〇〇社に製品を送付し原因調査を依頼しようと思うが信用できるだろうか」との相談を女性から受けている。拡大被害の有無は確認できていない。プラスチックの耐用年数はわかるか。また、〇〇社に製品を送付する際に写真を撮っておくようアドバイスするつもりであるが、他に何かあるか。〈消費生活C〉

⇒製品の容器の耐用年数は中身の特性や保管されていた環境の影響もあり、当センターでは判断しかねます。ただし、PL法の責任期間は製品を引き渡してから10年とされているので、原因調査を求められてよろしいかと存じます。〇〇社に送付する前に写真撮っておくことへのアドバイスはよろしいと思います。加えて消費生活センターへも相談している経緯も伝え、文書での回答を求められるのがよいでしょう。

2. <ハッカ油スプレーで車のハンドル皮革部の損傷> スポーツ用品店で購入した、ハッカ油の虫よけスプレーで車のハンドルの皮のコーティングがボロボロになった。車内にスプレーした際に

直接液がかかったり、手に付着した状態でハンドルを触ったなど液が接触したためと思われる。液をハンドルの一部につけて再現性も確認できている。製品はガラスのスプレーに入れられたもので製造元、商品名、使い方、注意表示など一切ない。店頭で皮膚についた場合の注意はあったので身体に直接スプレーするものではないと思う。損害賠償請求できるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年男性)〈消費者〉

⇒製造物責任法では製品の通常使用により起こりうる損害については、設計や製造によって完全に除去できない場合には事故を回避するための指示や警告が適切に示されているかどうかも考慮されます。PL法に基づいて損害賠償請求を受けるためには、①製造物に欠陥が存在していたこと、②損害が発生したこと、③損害が製造物の欠陥により生じたことの3つの事実を被害側が証明する必要があります。製品には全く表示がないとのことなので、製品によって損傷したことが明らかであれば、製品の表示がないことは製品欠陥の可能性はあります。また、蚊やダニなどの衛生害虫を対象にした虫よけ製品であれば医薬品や医薬部外品として薬機法の承認を受けて販売しなければなりません。これらを念頭において、お店と交渉されてはいかがでしょうか。

3. <木材の防腐剤で体調不良> 大工さんが勝手に床下の土台に屋外専用の〇〇社の木材防腐剤△△を使用した。その後、ニオイで体調が悪くなり、喉がヒリヒリし、焼けたような感じになった。ニオイをとる方法はないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(50代女性)〈消費者〉

⇒〇〇社に確認したところ、当該製品に使用されている防虫・防腐成分はホームセンターで販売されている一般向けの成分と同じとのことです。今回のニオイの原因は有機溶剤が考えられ、ニオイをとる方法としては、床下や家の中の換気を充分にすること。その際に通気の妨げとならないよう、床下の換気口や通気口に物を置かないようにしてくださいとのことでした。家の構造については大工さんがよくご存知かと思しますので、有効な換気方法を相談してみてください、また、体調不良については、医師の診察を受けることをお勧めします。

16) カビ取り剤ー2件

1. <カビ取り剤の製品表示について> 「浴室でカビ取り剤を使ったところ、目が痛くなった。何か有害なものが入っているのではないか」という相談を、一般男性から受けている。一般的な注意事項については、化学製品PL相談センターが提供している情報で理解したが、製品にはどの程度の注意表示が書かれているのか、関連した法律や業界自主基準はあるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒カビ取り剤などの次亜塩素酸ナトリウムを含有する製品は、酸性の洗浄剤と混ぜると有毒な塩素ガスが発生することが知られており、両者には、家庭用品品質表示法で「まぜるな危険」の表示が義務付けられています。また、カビ取り剤は強いアルカリ性で皮膚や目に対し強い腐食性があります。このため皮膚につけたり、目に入れたり、吸い込んだりしないように注意が必要です。製品には業界自主基準に基づく注意表示

(http://www.senjozai.jp/images/file/antaikyo_guideline201707.pdf) があり、使用に際しては、必ず換気をする。マスク・ゴム手袋を着用すること。目に入らないように注意し、

目の保護に眼鏡等を着用すること。目線より上にスプレーしないこと。などが記載されています。

2. <エアコンクリーニングによる体調不良> 1週間前、大手ガス会社の販売店にエアコンのクリーニングをしてもらった。作業時は廊下に出ていたが、刺激臭がして気持ちが悪くなった。使用した洗浄剤は塩素系のカビ取り剤とのこと。ニオイが消えないので、3日後に販売店に再度水洗いをしてもらったが、まだ臭気があり、眼がひりひりしたり、気持ちが悪くなる。今は、エアコンをビニールで覆ってるが使用すると、また体調が悪くなるのではと心配。どうすればニオイが取れるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された(中年女性)<消費者>⇒エアコンは再度水洗いをされており、洗浄剤が残留していることは考えにくいと思われます。一般的にカビ取り剤などの塩素系製品は使用后、しばらくはニオイが残りますが、換気などによって抜けていきます。現在、エアコンをビニールで覆われているとのことですが、返ってニオイの放散による減少を妨げてしまう可能性があります。ビニールを外して、窓をあけるなど換気をしながらエアコンを空運転し、様子を見られてはいかがでしょうか。

17) 殺虫剤-2件

1. <クモ用殺虫剤で頭痛> 「クモ用殺虫剤〇〇を7年前からシーズンに3缶くらい使用している。最近、頭痛がするようになり通院したが、医師からは頭痛と〇〇の因果関係はわからないと言われた。使用している製品の成分はピレスロイドとある。当該製品で頭痛が発症することはないのか」との相談を62才の女性から受けている。化学製品PLセンターを紹介してもよいか。<消費生活C>
⇒ピレスロイドは人間などの哺乳類には安全性が高く、虫には殺虫効果の高い成分として知られており、家庭用殺虫剤の有効成分として主流となっています。しかしながら、間違った使い方をして大量に吸い込んだ結果、体調が悪くなる事故も発生しています。公益財団法人日本中毒情報センターのピレスロイド系殺虫剤スプレー(家庭用)には、大量吸入による症状のひとつとして頭痛があげられています([Http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70219_0100_2.pdf](http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70219_0100_2.pdf))。しかし、通常の使用法では問題となるようなケースはほとんどありません。当センターでは、一般的な情報提供をいたしますが、因果関係の特定はできないことをお伝えのうえご紹介ください。
2. <業務用ゴキブリ殺虫剤で体調不良> 賃貸の一戸建て住宅への転居を予定しており、入居前に、不動産業者の勧めで、専門業者によるゴキブリ用殺虫剤処理を行った。処理後、家の中に入ると頭痛がし、下腹部が痛くなる症状に見舞われている。症状は家から出れば回復する。以前から、家庭用のスプレー式殺虫剤を使用すると同様な症状がでるので、ゴキブリ用殺虫剤が原因と考えている。殺虫剤メーカーに問い合わせたが、該当製品に使われているピレスロイド系殺虫成分は人に対しては毒性が低く安全性が高いものであり、過去に同様の問い合わせは受けたことがないのであった。対処方法としては、換気をする、日光に当てることで殺虫成分の分解が進むこと、室内を水拭きするなどして殺虫成分を除去すること、といったアドバイスを受けた。殺虫剤処理を行ったのは1ヶ月前で、それ以降、定期的に換気を行っているが、改善されない。ど

うしたら良いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒換気を続けることにより徐々に軽減していくと思われませんが、1ヶ月経っても症状が出るので、拭き掃除での除去を試みてはいかがでしょうか。掃除業者に依頼するのであれば、薬剤名、処理濃度、散布箇所等の詳細を伝え、有効な掃除方法を取るようにして貰ってください。キッチン、リビング、寝室等、長時間過ごす場所を集中的に掃除すると良いでしょう。また、原因をご自身で判断されているようですが、一度、医師の診断を受けておくことをお勧めします。

18) 食品・飲料— 2件

1. <清涼飲料水のアルミ缶に穴> アルミ缶入りの清涼飲料水を箱(24本入り)買いし、持ち帰って缶を出したところ、一缶だけ側面に微細な穴が開いていた。穴の開いた製品は、製造メーカーのお客さま相談窓口へ申し出て交換して貰った。しかし穴が開いていたことに関しては、「アルミ缶は薄い素材で出来ているので、箱の中で製品同士がぶつかったりすると穴があくことがある」との説明で、まるでこちらの扱いが悪いからだと言わんばかりであった。乱暴に扱った覚えは無いがそんなに簡単に穴が開くものなのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒全国清涼飲料連合会のHPでは、「アルミ缶はとっても繊細で、実はコピー用紙2枚ほどの薄さしかありません。自転車のカゴの中でガタガタしたり、時にはえんぴつの芯でも傷がつき穴が開いてしまうこともあります。ご注意ください」と注意を呼びかけています

(http://www.j-sda.or.jp/sp/qa_view.php?id=165&cat=4)。容器外部からの衝撃に対しては、穴が開いてしまうこともあるようです。アルミ板を厚くすれば、強度を高めることは可能ですが、使い捨ての容器なので、エコロジーの観点から、出来る限り薄く作られているのではないのでしょうか。通常使用においては必要十分な強度を保っていると思いますが、外力が一切掛かっていない状況で穴が開いていたのなら、再度、製造メーカーに説明を求められてみてはいかがでしょうか。

2. <レトルトご飯を電子レンジで焦がし喉に違和感> 「レトルトご飯を電子レンジで加熱していたところ、変なニオイがしてレンジを開けると煙が出て、製品が炭化していた。加熱時間の表示を再確認したところ、電子レンジ2分と湯煎15分を間違えて加熱していた。すぐに換気をしたが、喉の違和感や眼がチカチカする症状が出た。現在、症状は治まっているが、有害な物質を吸い込んだのではないかと心配になった。容器はポリプロピレンとポリエチレンのプラスチック製である」と50代の女性から相談を受けている。どのように回答すればよいか。〈消費生活C〉

⇒通常、電子レンジで食品を加熱する際は、食品中の水分が多い状況では、加熱された食品の温度は水の沸点である100℃を超えることはありません。しかし、今回は長時間の加熱により、ご飯の水分が飛んでしまったため、より高温となり、発火点に達し自然発火したものと思われます。一方、容器につかわれているポリプロピレン、ポリエチレンは電子レンジのマイクロ波を吸収しないので、マイクロ波が原因で温度が上昇したり、変質することはありません。しか

し、加熱された食品の熱が伝わることで容器も熱くなります。ポリエチレンもポリプロピレンも可燃性ですので、発火点を超えれば自然発火します。また、先に食品が発火していた場合は燃え移ることも考えられます。直火を使わず加熱できる電子レンジですが、使い方を間違えると火が出て火災につながることもありますので注意するようにしてください。燃焼した際の煙を吸い込んだとのことですが、プラスチック類に限らず、ものが不完全燃焼した場合、様々な分解生成物が生じます。これを大量に吸入すれば有害ですが、既に症状は治まっているとのことですので、過度に心配する必要はないように思われます。しばらく様子を見られてはいかがでしょうか。

19) 自動車－2件

1. <新車のリアバンパーにキズ> 先日、新車を購入。息子が一度運転ただけで、リアバンパー下部の未塗装の黒い樹脂の部分に長さ3cmくらいの松葉状のキズが3本ついてしまった。車は擦ったり、ぶついたりしていない。バンパーは指で押すと凹むくらいの柔らかさである。素材は何か、簡単にキズつくものなのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性) <消費者>
⇒リアバンパーは、過去には強固で変形しにくい金属が使用されていましたが、今では、歩行者に接触した際の安全対策も重視されるようになり、柔軟性のある樹脂に変わってきています。樹脂の素材としてはポリプロピレンが主流です。ポリプロピレンは比較的柔らかい樹脂なので、硬く、鋭利なもので擦られると簡単に傷つくと思われまます。所有されている車の素材や耐傷つき性については自動車メーカーのお客様相談室にお問い合わせください。
2. <購入した新車に乗ると皮膚にかゆみを発症> 「購入した新車に乗ると揮発した成分のニオイがし、手や顔がかゆくなる。メーカーに申し出たところ、消臭剤をスプレーして様子を見るようにと言われただけで、納得できない。同様の相談はあるか」との相談を60代の女性から受けている。国民生活センターの相談情報を調べたが見当たらない。化学製品PL相談センターに同様の事例はあるか。<消費生活C>
⇒過去事例を検索しましたが、当センターには同様の事例はありませんでした。一般に新車時の車内には特有のニオイがありますが、使用しているうちに徐々に軽減して行きます。日本自動車工業会のHP情報 (http://www.jama.or.jp/eco/voc/voc_03.html) によると、ニオイが気になる時は、走行中の窓開けやエアコンの外気導入など、換気を行うことで大幅に低減するとあります。まずは換気を心がけてみてはいかがでしょうか。またかゆみが収まらず、症状が悪化するようでしたら医師に相談されることをおすすめします。

20) 塗料－2件

1. <塗料が廃棄された土壌の分析結果について> 自分は、2年ほど前に、自宅の庭の隅に建築業者が外壁の塗料を流して廃棄した件で、土壌汚染の分析について相談した者だ。その後、業者と

の話がまとめ、今年の5月に庭の土壌分析を行った。分析したのは、メタノール、エチレングリコール、エチレングリコールモノブチルエーテルの3種類で、いずれも廃棄された塗料に含まれている成分。先日、分析結果を報告書で受け取った。結論として、人体への影響は無いと思われる、と書かれていたが、成分が検出されているものもある。自分には専門的なことはわからないので判断できない。どうしたらよいだろう。化学製品PL相談センターには2年前に分析をどこに依頼したらよいか助言を貰っている。(中年の女性)〈消費者〉

⇒(相談者の合意を得て、報告書をFAXで送付して貰い、内容を確認した)分析された3成分は、有機溶剤として使用されているものです。誤飲等で経口摂取した場合や、工場などの作業環境で蒸気に曝露する場合などは健康上の問題がありますが、限定される量が庭に撒かれた程度では、健康上問題になることはないと思われます。分析報告を拝見しましたが、数値は検出されていないか、検出限界以下の極微量です。また業者は、塗料が撒かれた部分の土壌を1mほど入れ替えることを提案しているとのことですので、そこまでされれば全く問題ないでしょう。

2. <マンションの外壁工事でインコが死亡> 「マンションの外壁塗装の工事があったが、その期間中にインコが死亡した。業者から塗料の成分は教えてもらったが、成分からインコが死亡した原因かどうか判断できるか」との相談を50代女性から受けている。化学製品PL相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活C〉

⇒製品に使われている成分の一般的な有害性情報についてお調べすることはできますが、インコの死亡原因の判断は出来かねます。それでもよろしければ、当センターをご紹介ください。

21) 燃焼器具－2件

1. <白金触媒式ポケットカイロで火傷> 「インターネット通販で購入した、白金触媒式ポケットカイロを使おうとしたところ、着火操作を誤り、裸足の足の上に落して、やけどを負ってしまった。メーカーに連絡し、製品に不備が無かったか調査してもらっている。使用上の注意等は、インターネットの販売サイトの商品情報に詳細に記載されていたが、製品のパッケージには簡単な説明しかなかったように思う。これは明らかな欠陥だと思うが損害賠償は請求できるか」との相談を50代の男性から受けている。どう対応したら良いだろうか。〈消費生活C〉

⇒お伺いした製品を扱っているインターネットの販売サイトの商品情報には、使用方法および使用上の注意が詳細に書かれており、使うに当たっての必要十分な情報と言えるでしょう。一方、製品のパッケージには使用上に注意の要点が掲載されているだけでしたが、付属品として「取り扱い説明書」が添付されており、パッケージには「ご使用の際は付属の取り扱い説明書をよく読み、正しくお使いください」との記載がありました(「取り扱い説明書」の内容までは確認できませんでした)。相談者が見落としていると思われるので、ご確認ください。損害賠償に関しては、メーカーの調査結果を待って交渉されてはいかがでしょうか。

2. <石油ファンヒーターからの灯油の二オイで体調不良> 3ヶ月くらい前に9歳の娘がだるさを訴え、目も赤くなり、小児科を受診してアレルギー性結膜炎と診断。目薬を処方されるもよくなり、眼科に変え、抗生物質を使用したが変わらず、総合病院のアレルギー科を紹介された。同

じ頃から自分も倦怠感、喉の違和感を覚え、家の中でマスクをして過ごさなければならなくなっていた。近所の病院で血液検査をしてもらったが異常はなかった。体調不良の原因は分からないままであったが、4ヶ月前まで使用していた〇〇社の石油ファンヒーターからの灯油のニオイが原因ではないかと思い当たった。この石油ファンヒーターは購入して4、5年。毎年、シーズンが終わると給油タンクを空にして片付けるが、今年は少し灯油が残った状態でリビングに置いたままにしていた。片付けようと一旦、風通しのよいリビングから狭い部屋に移し部屋を閉め切っていたところ、すごいニオイがした。ただ、見たところ、ニオイだけで灯油は漏れていない。翌日、ファンヒーターを実家へ持っていったところ、娘の目はすっかりよくなり、自身の体調もマスクをせずに過ごせるようにはなった。ただ、その頃より、色々な化学物質に反応するようになり、洗剤やシャンプーを変えたり、最近では食品でも症状がでるようになってきている。現在、化学物質過敏症を診てくれる専門病院を受診し血液検査など複数の検査を行い結果待ちである。石油ファンヒーターからのニオイでこのような身体になったのだから、〇〇社に責任を求めたいがどの様にしたらよいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。

(中年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇社の製造物責任を問うには、石油ファンヒーターに欠陥があり、灯油のニオイが発生したこと(製造物の欠陥)とそのニオイが原因で健康被害を受けたこと(製造物の欠陥と被害の因果関係)を被害者本人が証明する必要があります。使用していない時に石油ファンヒーターからニオイがすることについて、どのような要因が考えられるか、当センターからガス石油機器PLセンターに問い合わせをしてみました。その結果「石油ファンヒーターは、灯油漏れのない正常な状態でも、受け皿などに溜まった灯油が気化し、若干のニオイが発生します。これが、ニオイに敏感な人にとっては不快に感じられることもあるようです。また、タンクに灯油が残ったままであった場合、夏季は特に灯油が膨張しやすく、気化する量も増えるため、より強く臭う状況であったことが推察されます。その他に、給油タンクのキャップがきちんと閉まっていなかったといった使用上の不注意。何らかの要因で給油タンクに水または異物が混入したため、内側から腐食し灯油が漏れ出したといった機器の故障など、複数の要因が考えられます」とのことです。石油ファンヒーターから灯油のニオイがただけでは、必ずしも製品の欠陥とは言えない場合もありますので、まずは〇〇社に連絡し、原因調査をってもらうことをお勧めします。〇〇社の対応に納得ができなかった場合、お伺いした内容をガス石油機器PLセンターにお繋ぎしますので、再度ご連絡ください。灯油に由来する健康被害について、当センターに寄せられた相談事例を調べましたところ、灯油が車の中でこぼれて体調不良が1件ありましたが、化学物質過敏症を発症したとの事例はありませんでした。体調不良が続いているとのことですので治療を継続されながら、発症の原因を特定できるかどうかを医師によくご相談ください。

22) 農薬-2件

1. <除草剤でカーポートの屋根が変形> 除草剤を散布したところ、カーポートの屋根にかかってしまい、プラスチック製の屋根材が茶色に変色し、一部変形して雨漏りするようになってしまった。このようなことがあるのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。

(50代くらいの男性)〈消費者〉

⇒当センターの過去の相談事例には、同様なものはありませんでした。変色について、農薬の中には自動車や壁などの塗装面に掛かると変色を生じさせるものがあり、これに該当する農薬には製品ラベルに注意事項が記載されています。ご確認されるとよいでしょう。屋根材の変形については、除草剤に配合されている成分と屋根材の材質が分かれば、損傷の原因か否かを推定することは可能です。ご使用になった除草剤のメーカーに成分をお問い合わせになり、その成分が屋根材に影響するか否かを屋根材メーカーにお問い合わせになってはいかがでしょうか。不明な点がありましたら、当センターに再度お問い合わせください。

2. <除草剤で皮膚トラブル>「3週間前に〇〇社の除草剤△△を使用、4日後に顔、首、手の甲が赤くなった。通院し、化学物質によるものとの診断され、治療費を要求するため診断書をメーカーに送付したが△△との因果関係は特定されていないと対応してくれない」と80歳の男性から受けている。△△でこのような症状がでることは考えられるか。使用法や直接液に触れたかどうかは確認していない。〈消費生活C〉

⇒△△の表示成分は、グリオサートイソプロピルアミン塩、MCPAイソプロピルとありました。どちらも皮膚感受性はなしとされています。また、皮膚刺激性も軽微なものとなっています。一般的には使用后4日後の発症は考えにくいと思われます。使用中に液に触れたか、表示通りに正しく使用されているかなどを確認された上、再度、△△を持参して医師に相談されるよう勧められてはいかがでしょうか。

23) シーリング剤-1件

1. <新築家屋のベランダのFRP防水加工でシックハウスを発症> 新築の建売住宅に入居して1ヶ月ほど経つが、シックハウス症候群を発症した。保健所で室内空気汚染を調べてもらったところ、ホルムアルデヒドとトルエンは基準値より低かったが、TVOCは基準値の約10倍が検出された。ベランダの防水加工にFRP防水が使われているが、そこから強い異臭が感じられ、発生源ではないかと考えている。本日、業者に見てもらったところ、ニオイはスチレン臭であり、FRP防水に使われている樹脂の硬化不良でスチレンが発生している可能性があると言われた。補償を求めたが、施工のやり直しをすると大工事になるとのことで、明確な回答は得られなかった。早く処理して貰いたいけどどうしたら良いだろうか。化学製品PL相談センターは保健所で紹介された。(40代くらいの女性)〈消費者〉

⇒FRP防水は、不飽和ポリエステルにスチレンなどの反応性モノマーを溶解させた不飽和ポリエステル樹脂を現場で硬化剤と混合し、この混合物をガラス繊維などの補強材と組み合わせて一体にする塗膜防水工法です。施工中に樹脂が硬化するまでの間は樹脂に含まれるスチレンが揮散するため、独特の臭いがあります。また、硬化不良があった場合は継続的にスチレンが揮散することが懸念されます。入居後1ヶ月経っても異臭があることから、硬化不良の可能性は高いものと思われます。関連する業界団体に問い合わせたところ、「施工の状況を見ていないので何とも言えないが、一般的には硬化不良を起こしている場合は再施工が好ましい」との回答でした。施工業者または住宅販売業者との交渉にあたり問題があるようでしたら、住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル<https://www.chord.or.jp/>)にご相談される

ことをお勧めします。

24) 工業薬品－1件

1. <35%濃度の塩酸が漏出し家財等に付着> 5日前、排水管の流れが悪いので勤務先から35%濃度の塩酸をアルミのコーヒーの空き缶に入れて持ち帰った。洗面台に置いていたところアルミ缶が溶けて液が流れ出て排水管も溶けて強い刺激臭していた。小学生と10ヶ月の子供はすぐに外に連れ出した。自分は洗面所の後処理をしたので、念のために受診、医師に診察し、レントゲン等の検査で問題ないとの診断を得ている。家財等は重曹で拭いたが、まだ、洗面所や浴室でニオイがする。どこまですれば大丈夫となるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒アルミニウムは両性金属で、酸にもアルカリにも溶解します。また、溶解する時に水素ガスが発生します。アルミニウム製の容器に塩酸や酸またはアルカリ洗剤などを入れると、容器が溶けて内容液が漏出するだけでなく、密閉容器の場合は破裂する恐れがあり大変に危険です。以後気をつけてください。さて、塩酸の安全性データシートによると漏出した場合の措置として、重曹等で中和し、大量の水で洗い流すとあります。洗面台の流し等の水で洗い流せるところは水でよく洗い流し、水洗いできないものは重曹や水で拭くことを、塩酸が中和されるまで繰り返されるのがよいでしょう。また、換気を充分されることをお勧めします。また、塩酸が残っている状況でカビ取り剤やパイプクリーナーなど、塩素系の製品を使用されると塩素ガスが発生する可能性があります。ニオイがする間は塩素系の製品を使用しないでください。

25) 抗菌剤－1件

1. <自宅外の小屋に使用したクレオソートで皮膚障害> 小屋の防腐剤としてクレオソートを使用した際に手にたれて、夜になって背中、首が赤くなり、頭痛もした。通院し、皮膚症状は落ち着いているが7ヶ月の子供に授乳してしまい心配になった。血液検査も行き、医師には症状は一過性のものであること、また、授乳した子供についても心配する必要はないと言われているがインターネットをみると不安になった。クレオソートの安全性はどうか。(30代女性)〈消費者〉

⇒木材の防腐剤として使用されているクレオソート油は、『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』で発がん性の疑いがあるとされる「ベンゾアントラセン」等3成分の含有量を制限することで、その安全性を高めた製品です。これらの成分は揮発性が低く、水にも溶けにくいいため、呼吸や経口で体内に取り込まれる可能性は低いものと思われます。お医者様が言われているように、授乳によるお子様への過度な心配は必要ないと思われます。皮膚障害については当センターでは判断できませんが、既に症状は落ち着いているとのことですので、このまま様子を見られてはいかがでしょうか。

26) 除湿剤－1件

1. <除湿剤から液が漏れた> ○○社の除湿剤、△△を1階のクローゼットの中に入れておいた。中に水が溜まっていないかは、2ヶ月おきに手に取って重さで確認していた。中々水が溜まってこないのに変に思っていたところ、フローリングの床にシミが出来ていることに気づいた。良く見ると除湿剤の容器の下部にヒビ割れがあり、ここから液漏れしていたらしい。雑巾でふき取ってみたがシミが残ってしまう。どうしたら良いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒除湿剤は塩化カルシウムという薬剤が主成分です。塩化カルシウムは空気中の水分を吸収して液体になる性質(潮解性)があります。このため、除湿剤の容器に溜まるのはただの水ではなく、塩化カルシウムの水溶液です。床などの木質製品に染み込んでしまうと、塩化カルシウムが湿気を吸い続けるため、表面を拭いてもなかなか乾きません。シミを取るには、濡らした布で水を浸すようにして染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、次に乾いた布で水気をよくふき取ります。この水拭きとから拭きを根気よく繰り返し、染み込んだ塩化カルシウムを吸い出すしかありません。ドライヤー等で乾かしても一時的に水分がなくなるだけで、塩化カルシウムが残っていると再び湿気を吸ってシミになってしまいます。なお、塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、手あれの原因になることがありますので作業の際には炊事手袋を着用するようにしてください。

27) 身体洗浄－1件

1. <猫用シャンプーでペットの猫が体調不良> 「4年前に購入して一度だけ使用した○○社の猫用のシャンプー△△でペットの猫を洗った。翌朝、ペットの具合が悪くなり、獣医師に診察してもらったところ、急性腎不全で、今も回復していない。4年前のものなので、変質していたかも知れないと思い、○○社に問い合わせたが、そのような事例は過去に無く、原因とは考えられないとのことだった。本当にそうなのだろうか」という相談を、中年の女性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒製品に使われている成分や安全性、品質全般については当センターでは分かりかねます。詳細は○○社にお問合せください。一般的には、シャンプーのような洗い流す製品の通常使用で、重篤な急性疾患がでることは考えにくいように思います。本件は、急性腎不全と診断されていることから、誤飲・誤食を疑ってみる必要があるように思われます。○○社には、ペットが誤飲・誤食した際の安全性、過去に同様な事例があるか、4年経過した製品の品質に関する見解を聞き、場合によっては製品分析を依頼してみたいかがでしょうか。また、相談者に対しては、シャンプー△△をペットの猫が誤飲・誤食した可能性も含め、原因を△△に特定せず、他に原因と考えられるものがないか検討するように回答されてはいかがでしょうか。

28) 動物用薬剤－1件

1. <犬用薬用シャンプーを使用時に呼吸困難> 「19歳の息子が犬をシャンプーしている時に咳き込み、呼吸困難となった。応急措置で症状は治まったが、心配なので医師を受診させたい。シャンプーは皮膚科を専門としている動物病院オリジナルの犬用薬用シャンプーであり、全く成分

表示がなく、聞いても教えてくれない。犬用は成分表示をしなくてもよいのか」との相談を被害対象者の母親から受けている。規制はどうなっているのか。〈消費生活C〉

⇒犬用シャンプーは成分や効果によって、①医薬品、②医薬部外品、③雑貨に分類されます。普通のシャンプーであれば雑貨となり、何も規制はありません。薬用と謳っているのであれば、①または②の可能性があり、その場合は薬機法の規制を受け、農林水産大臣に届出が必要で（動物用は農林水産省の管轄）。該当商品の扱いについては、農林水産省の担当部署にお問い合わせください。また、本件の症状は即時型アレルギーの一つであるアナフィラキシーショックのおそれがありますので、専門医の診断を受けることをお勧めします。その際に該当商品を持参するようにしてください。原因特定のため配合成分などの詳細情報が必要な場合は、医師を通して販売元の動物病院に問い合わせるようにしてください。医療機関からの問い合わせであれば開示されることもあります。

29) 入浴剤－1件

1. <入浴剤の粉末が顔につき皮膚が着色> 発売元〇〇社、製造元△△社の粉末タイプの入浴剤◇◇の粉が顔についたのを気がつかずに10分くらい放置していたところ、4cm×7cmの三角形に皮膚が着色してしまった。クレンジング、洗顔フォームで繰り返し洗うが落ちない。皮膚科を受診したが落とし方はわからない。過度に肌を擦ったせいか肌荒れしており、感染予防のための塗り薬を処方された。他に複数箇所の皮膚科に電話で問い合わせをしたが、成分の配合比率がわからないと落とし方はわからないと受診を断られた。成分の配合比率について△△社に尋ねたが、個人には開示できない、病院や公的機関から正式に問い合わせがあれば開示すると言われた。一刻も早く落としたいので、化学製品PL相談センターから開示を求めてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（50代女性）〈消費者〉

⇒入浴剤は薬機法により規制されており、医薬部外品の指定成分について表示義務があります。一方、日本浴用剤工業会では自主基準として全成分表示を行っており、会員企業の製品には使用されている全成分表示がされています。しかし、個々の成分の配合比率までは開示されておらず、また、開示義務もありません。当センターは民間機関ですので開示請求はできません。一般に、染料で皮膚が着色しても、皮膚は4週間程度で更新され（皮膚のターンオーバーという）、それに伴い着色も取れます。肌荒れも生じているようですので、無理に落とそうとせず、ご心配であれば専門医である皮膚科の先生に再度よくご相談なさってください。

30) 漂白剤－1件

1. <酸素系漂白剤のボトルが破裂> 1ヶ月ほど前にカーテンを洗濯した。その際、裾の部分の汚れが酷かったので、漂白剤の使用を思い立った。家にあった液体酸素系漂白剤のボトルは空だったので、近くのホームセンターで、〇〇社の液体酸素系漂白剤△△の詰め替えパウチを購入した。家でボトルに詰め替えて、キャップを締めて置いておいたところ、夜中にボトルが大きな音を立てて破裂し、内容液が飛び散って洗面所中が汚れてしまった。見ると、ボトルは底の部分が立たないほど変形していた。〇〇社に申し出た所、2名ほど社員が訪問してきて、原因調査のため製品を持ち

帰って行った。後ほど、文書で回答があったのだが、破裂したボトルの中から、炭酸ナトリウムの結晶が検出された、とのこと。△△には配合されていない成分で、開封後どこかで混入したものと考えられる。ボトルの破裂はこの炭酸ナトリウムの混入が原因と考えられる。といったことが書かれていた。色々書いてあるが、自分には化学の知識がないのでよく理解できない。客のせいだと言いたいようだが、自分では何かを混ぜた覚えはない。また、家に置いてあった液体酸素系漂白剤のボトルは、ずーっと使っていなかったもので、いつ購入したものかも分からない、製造番号を調べてもらったところ、3年ほど前の生產品とのことだった。〇〇社は自社に責任はないと判断しているようだが、本当にそうなのだろうか。何故、破裂したのか理由を知りたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒液体酸素系漂白剤の主成分は過酸化水素ですが、この成分は液性が酸性の時は安定で、アルカリ性になると分解して酸素ガスを発生する性質があります。このため、製品の液性は酸性に保たれており、洗濯液中でアルカリ性の洗濯用洗剤と混合され、液性がアルカリ性になると酸素を放出して漂白力を発揮するように設計されています。また、ボトルの中から検出されたという炭酸ナトリウムはアルカリ性で、洗濯用粉末洗剤や粉末タイプの酸素系漂白剤などに配合されている成分です。今回の事故は、何らかの理由で液体酸素系漂白剤のボトルに炭酸ナトリウムが混入し、そこに液体酸素系漂白剤を詰め替えたために、ボトル内部で酸素ガスが発生し、ボトルの内圧が上昇して破裂したものと考えていいように思われます。こういった製品は、製造～出荷の際に様々な品質チェックを受けており、製造記録も残されています。製造メーカーの言い分は、製造工程での炭酸ナトリウムの混入が考えられないことから、開封後に何らかの理由で炭酸ナトリウムが混入したと考えられるが、どこで誰が混入したかまではわからない、ということだと思います。ご自身に思い当たることなく、スッキリしない点もおありかと思いますが、製造メーカーとしては至極妥当な対応と思われれます。詰め替え使用が広く行われるようになって、その製品本来のものとは違うボトルが代用品として使われることがあります。詰め替えた本人は分かっていますが、家族など、それを知らない第三者が誤使用などの事故を起こす事があります。ご家族など身近な人も含めて、混入の可能性を再検討してみてもいいでしょうか。

31) ヘアケア品ー1件

1. <シャンプーで頭髪が抜ける> 〇〇社の△△というシャンプーに変えたら、使用3回目くらいから、頭皮のかゆみがひどくなり、抜け毛が目立ちだし、その後、束になって抜けるようになった。皮膚科を受診したところ、円形脱毛症と診断され、ステロイド系の飲み薬を処方された。しかし、抜け毛は収まらず、いまではかつらを被らねばならないほどになってしまった。症状が軽減しないので、総合病院を再度受診した。治療は継続中だが入院加療が必要といわれている。色々検査を行ったが、最初の医師からも、総合病院の医師からもストレスが原因と言われている。自分はシャンプーが原因と考えており、配合成分に自分に合わないものがあつたのではないかと思う。もしそうであれば、今後の為に原因物質を知っておきたい。どうしたらいいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒診察された医師からは円形脱毛症との診断が出ています。原因について納得できない点があるのならば、お使いになった製品を持って、医師に再度相談してみてもいいでしょうか。もしアレルギーなどが原因として考えられるならば、原因物質を知っておくことは重要なことです。

32) ワックス1件

1. <賃貸アパートの床のワックスで体調不良>アパートのフローリングに落ちた水滴をティッシュで拭いた時に、立ち眩みと、腕や足に痺れが一瞬にして発症。石鹸で手をよく洗ったところ、症状がスーッと消えた。ワックスが原因と思い5日前からセスキ水でワックスをはく離している。現在、半分はく離し、はく離した側にいると体調がよい。先ほど、油断してワックスが付着したと思われる電気コードを触ったところ、また、腕と足に痺れが発症、手を洗ったが今回は完全に症状が消失しない。化学物質過敏症と考えられるか。化学製品PLセンターは保健所から紹介された。(若年の女性)〈消費者〉

⇒一般に、フローリング用ワックスに使われている成分はアクリル樹脂やウレタン樹脂などの水系エマルジョンです。原液には特有のニオイがありますが、乾燥後ニオイはなくなりますのでニオイが原因とは考えにくく、また触るだけで身体症状が出るような成分とも考えにくいところです。しかし、同様の症状が繰り返し発症しているようですので、原因をワックスに特定せず医師の診断を受けることをお勧めします。また、化学物質過敏症かどうかについては、当センターでわかりかねます。化学物質過敏症の専門の医師に診てもらってはいかがでしょうか。

(2) 「一般相談等」－92件－

1) トイレタリー製品、化粧品等

- ◆<ヨウ素成分の洗濯槽クリーナーの効果について> 「洗濯槽に入れておくだけで、ヨウ素の効果で洗濯槽にこびりついたカビが取れてピカピカになるという製品〇〇のDMが送られてきた。本当に効果があるか」との相談を73歳の女性から受けているがどうか。〈消費生活C〉

⇒ヨウ素は古くから消毒剤としても用いられており、殺菌効果は知られているものです。しかしながら、当該製品を洗濯槽に使用した場合のカビ抑制効果については客観的に示すデータが確認できず、わかりかねます。また一般的にヨウ素自体には洗浄効果ありませんので、製品として、こびりついたカビを落とす効果を訴求しているのであればメーカーに根拠となるデータを求められてみてはいかがでしょうか。

- ◆<化粧品のタール色素について> 「購入した化粧品の成分表示を確認したところタール色素が含まれていた。タール色素は有害と言われているので使用したくない。このような成分が含有されている製品を販売し続けてもよいものか」との相談を女性から受けている。法律上はどうなっているのか。〈消費生活C〉

⇒タール色素は、かつて石炭を乾留して得られるコールタールから抽出されるベンゼン等の芳香族化合物から合成されていたことから「タール色素」と呼ばれていますが、現在では石油を精製して得られるナフサ由来の化成品から合成されています。コールタールに発がん性があることが知られているため、タール色素という名称から過度に危険視されているきらいがありますが、個々の色素は化学的には別物であり、タール色素と、ひと括りに評価すべきものではありません。日本国内におけるタール色素の使用については、個々の色素の安全性データと用途からリスク評価が行われています。化粧品は、薬機法の規制を受けていますが、「医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令」で使用が規定されており、すべての医薬品、医薬部外品および化粧品に使用できるものが11品目、外用医薬品、医薬部外品及び化粧品に使用できるものが47品目、粘膜以外に使用される外用医薬品、医薬部外品及び化粧品に使用できるものが25品目、と計83品目の使用が用途別に認められています。尚、個々の製品の安全性については製造メーカーが責任をもってお答えしますので、製造メーカーにお尋ねください。

- ◆<酸素系漂白剤が手についた場合の処置> 購入した酸素系漂白剤は過炭酸ナトリウムを主成分とした粉末タイプでポリ袋に入っていて、中に計量スプーンが付属している。使用時に計量スプーンを袋の中から取り出し、使用後は袋にしまっているが間接的に成分が手につくことはないのか。ついた場合はどうすればよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒洗剤等に付属している計量スプーンも同様ですが、計量スプーンを手が乾いた状態で扱われる場合には、軽く払えば落ちますので、心配には及ばないでしょう。計量スプーンが濡れていたり、手が湿っていたすると粉が皮膚に付着することがありますので、その場合は水で洗い流した方がよろしいでしょう。

- ◆<酸素系漂白剤の安全性> 過炭酸ナトリウムが主成分の酸素系漂白剤が塩素系よりも安全と販売店より説明を受けた。例えば、酸素系漂白剤の粉をお湯に溶かした液が衣類に飛んでもそのままにしておいてよいくらい安全なものか。化学製品PL相談センターは消費者生活センターから紹介された。(30代女性)〈消費者〉
⇒塩素系も酸素系も酸化型の漂白剤です。主な違いとしては、塩素系は漂白力が高く、白物専用で色柄物には使用できない、一方、酸素系は塩素系に比べて漂白力は穏やかで、色柄物にも使用でき使用範囲が広い等、それぞれに特長があります。ご質問の酸素系漂白剤の粉を液にしたものが衣類に飛んだ場合には、製品としては洗い流すものですので衣類や接触した皮膚に影響を受ける可能性が考えられます。衣類に液が飛んだ場合には洗われることをお勧めします。塩素系も酸素系も適正に使用すれば有益なものなので使い方や注意表示に従ってご使用ください。

- ◆<スマホのケースを除菌ウェットシートで拭いた場合の安全性> スマホのケースをエタノール含有の除菌ウェットシートで拭いている。ケースの素材はポリカーボネートと合成皮革とある。除菌ウェットシートとケース素材成分が混ざりあい身体に影響を与えることはないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(30代女性)〈消費者〉
⇒スマホケースに使用されている合成皮革はポリウレタン樹脂が多いようです。ポリウレタン樹脂もポリカーボネートもお伺いしたお手入れ方法でお身体に影響を及ぼすものとは考えにくく、ご心配には及ばないでしょう。但し、ポリウレタン樹脂は、ウェットシートで継続的にお手入れされると表面の艶がなくなる可能性があります。また、ポリカーボネートもエタノール等が浸透することで割れを生じる(ケミカルクラックと言う)ことがあります。製品のお手入れ方法を確認されてみてはいかがでしょうか。

- ◆<ハンドソープに使用されていたトリクロサンについて> 使用していた〇〇社のハンドソープ△△の殺菌成分が使用中止されたという週刊誌の記事を見て心配になった。また、いろいろな化粧品で使用されている乳化剤や抗菌剤なども怖くなった。年をとってから肌に変化し、冬場になると皮膚トラブルを起こすことがある。使い続けても大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは消費者生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
⇒アメリカ食品医薬局(FDA)は2016年9月2日、トリクロサンなど19種類の殺菌剤を含むせっけんなどについて、通常の石けんと水で洗うよりも有効であることを裏付ける科学的根拠がないこと。また、長期使用における安全性が検証されていないとの理由で、その販売禁止を発表しました。トリクロサンは日本国内では使用を禁止されているものではなく、製品による健康被害も報告されていませんが、米国での動向を踏まえて、各社が自主的に使用を止めている状況です(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000138223.html>)。また、化粧品に使われている乳化剤や抗菌剤についてもご心配されているようですが、化粧品や医薬部外品は『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』(旧薬事法)で使われる成分が規制され、認可を受けて販売されています。過度にご心配される必要はありません。年齢による肌の変化を考慮して、ご自身の肌に合った商品を選ばれるとよいでしょう。

- ◆<まぜるな危険表示について> 浴室で塩素系カビ取り剤を使用し、洗い流した後に、離れたトイレでクエン酸の粉を水に溶かして掃除をした。その後、カビ取り剤にまぜるな危険の表示があり、酸

性洗剤と混ぜると危険であることに気づいて、クエン酸が酸性なので心配になった。異臭がしたり、体調が悪くなったわけではないが大丈夫か。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年女性)〈消費者〉

⇒お伺いしたところ、それぞれ単独で使用されていますので、今回の使用では有害なガスが発生することはないでしょう。塩素系かび取り剤等の次亜塩素酸ナトリウムを含有する洗剤と酸性洗剤を混合すると有害な塩素ガスが発生し、危険ですので、同時に使用したり、混ぜて使用しないように気をつけてください。

◆〈庭に撒いたクレゾール石鹼の消臭方法〉 イタチの忌避のために庭にクレゾールを撒いたところすごいニオイがして、家の中にも入ってくる。土は入れ替えるつもりで新築した時の業者に相談している。入れ替えまでに時間がかかるのでそれまでにできることはないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知り、アクティビティノートの同様の事例を確認したところ、完全に除去することできないとあった。その後、新たな情報はありますか。(若い女性)〈消費者〉

⇒アクティビティノートをご利用いただきありがとうございます。改めて確認してみましたが、やはり、クレゾール臭の除去方法に関する情報はありませんでした。クレゾールの安全データシートに掲載されている漏出した際の処置も掃き集めて捨てるとあり、ニオイ除去の方法についての記載はありませんでした。一度、ハウスクリーニング等の専門業者に相談してみてもいいでしょうか。

◆〈カビ取り剤に使われている成分の安全性〉 1ヶ月ほど前に、塩素系のカビ取り剤を使って、お風呂のカビ取りをした。使用後、シャワーで流したが、ドアの下の部分など、水が届きにくいと思われる場所もあり、流しきれていないのではないかと気になってきた。もし、使われている成分が残っていたらどうなるのだろうか。小さな子どももいるので、思わぬ事故になることはないか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒カビ取り剤には、漂白成分である次亜塩素酸ナトリウムとアルカリ剤の水酸化ナトリウムが含まれており、皮膚や目に対する腐食性が高く、皮膚についたり、目に入ったりしないよう注意が必要です。ご懸念の点についてですが、次亜塩素酸ナトリウムは徐々に分解して、食塩に変化していきます。また水酸化ナトリウムは空気中の二酸化炭素と反応して徐々に炭酸ナトリウムに変化していきます。ご使用になってから1ヶ月が経過していることから、もしすすぎ残しがあったとしても、次亜塩素酸ナトリウムは既に分解し、水酸化ナトリウムは中和されていると思われます。また、いずれも水に溶けやすい成分ですので、徐々に流されて薄まっているとも考えられます。過度にご心配になる必要はないでしょう。気になるようなら、水でよく洗い流すようにしてください。

◆〈カビ取り剤の安全性について〉 1ヶ月ほど前にスプレー式のカビ取り剤を使用した。内容液が残っていたので、ノズルの先端をティッシュでふき取って、ビニール袋に入れて、脱衣場にある床下収納に保管していた。先日、出して使ったが、その際に、カビ取り剤を入れておいたビニール袋は、脱衣場の床に放置したままだった。カビ取り剤の成分がビニール袋から床に移って害を及ぼすことはないだろうか。ビニール袋は既に廃棄してしまっているが、液漏れしていた形跡はなく、カビ取り剤も正常に使えている。小さな子どもがいるので心配になった。化学製品PL相談センターは消

費生活センターで紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒液漏れした形跡がなく、スプレーも正常に使えているとのことですので、特にご心配になる必要はないでしょう。ただし、カビ取り剤に使われている次亜塩素酸ナトリウムや水酸化ナトリウムは皮膚や目への腐食性が高く、皮膚につくと化学やけどを起こしたり、目に入ると、目を損傷するおそれがあります。小さなお子様がいらっしゃるとのことですので、お使いになる時や保管時には、お子様が触ることがないように気をつけてください。

- ◆**〈ネイルキットの安全性〉** 22歳の娘がジェルネイルのキットを購入した。キットの中には除光液のアセトンも含まれている。ネイルサロンでプロが施術をする場合は、換気に気をつけたり、マスクをするなどしていると思うが、娘はそのような注意をすることなく使用しており安全性が心配。ネイルキットに関連した事例はあるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒ネイルに関連した事例としては、ネイルサロンでジェルネイルの施術を受けた後に、使用した薬剤のニオイが気になったとの相談がありましたが、原因成分などは特定できておりません。ジェルネイルの関連事例として国民生活センターに報告がありますので、ご参照ください。
http://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2013_60.html、
http://www.kokusen.go.jp/kujo/data/k-201505_23.html。アセトンはマニキュアの除光液の成分として代表的なもので、従来から使用されています。ただし、使用に際しては、引火性が高いため火気に注意すること、また、安全データシートによると、吸引性呼吸器有害性は、飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれがあるとあります。使用の際には吸い込まないように注意し、詳細にはネイルキットの個々の製品の取り扱い表示に従って正しく使用してください。

- ◆**〈銀イオンによる空間除菌を謳った製品〉** 小さな会社をやっている知人から自社開発したという製品を頂いた。銀イオンで除菌するもので、加湿機に入れて使えば、空間除菌と消臭ができるとの触れ込みだ。自分としては安全性が心配で使うのがためられるが、好意で頂いたものなのでどうしたものかと判断しかねている。こういった製品の安全性は問題ないものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒一般に、銀や銀イオンは安全性が高く、除菌効果があることも知られています。しかし、製品としての安全性は当センターでは判断しかねますので製造メーカーにお尋ねください。また、訴求している効果に関してキッチンとした実証データを持っているのかが問題になる場合がありますので、合わせてお尋ねになってはいかがでしょうか。そのうえで、使うか使わないかはご自身の問題ですので、安全性と効果・効能に納得され、且つご自身が日常生活で必要性を感じているのであればお使いになってはいかがでしょうか。

- ◆**〈化粧石けんの使用期限について〉** 「自宅を整理していたら、未使用の化粧石けんが沢山でてきた。いつ入手したかは定かではないが、5年くらいは経っていきそう。もったいないので、使えるのなら使いたいが、大丈夫だろうか」という相談を高齢の女性から受けている。化粧石けんの使用期限のようなものはあるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒化粧石けんなどの身体を洗う製品は、薬機法で、未開封で適切な保存条件の下で3年以上性状や品質が安定なものは使用期限を表示しなくてよい、とされており、これに該当する製品には使用

期限の表示はありません。ただし、保管状況によっては、乾燥が進んで溶けにくくなっていたり、酸化が進んで変色したり、原料である油脂のニオイがしたり、香料の揮散、劣化により香りが変化してしまったりする場合があります。3年以上経った製品は使えないということはありませんが、使用中に異常を感じる様ならば使用は差し控えた方がよいでしょう。

- ◆<コンタクトレンズクリーナーの安全性> コンタクトレンズクリーナーの身体への影響を知りたい。使っているのは、研磨材入りの製品とマイルドタイプの製品の2種類。どちらにも、陰イオン界面活性剤が使われているが害はないか。この製品を10年来使っており、特に身体に症状が出ている訳ではない。界面活性剤は身体に悪いと聞いたので気になっている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性) <消費者>

⇒陰イオン界面活性剤は水に溶けたときにマイナス電荷を帯びる界面活性剤の総称です。衣料用洗剤や台所用洗剤、シャンプー、歯磨きなどに広く使われています。用途や目的により、異なる種類の陰イオン界面活性剤が使い分けられています。コンタクトレンズクリーナーは洗浄後、水道水で洗い流してしまいますので、身体への影響を心配する必要はないと思われます。また、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会では、協会員が製造し、または販売するケア用品(洗剤、保存剤、洗浄保存剤、およびコンタクトレンズ用溶解水)について、安全性の確保と品質の向上を目的とした安全自主基準を設けて運用しているとのこと。

- ◆<洗濯用洗剤をこぼしたら洗濯機の塗装が剥げた> 「濃縮タイプの洗濯用洗剤を洗濯機の塗装面にこぼしたことに気づかず、そのまま放置していたら、塗装が一部剥げてしまった。洗濯機メーカーに申し出たところ、原因は洗濯用洗剤によるものであり、洗剤をこぼした際はよく拭き取っておくように注意表示をしているので、洗濯機の欠陥ではないとの回答であった。洗剤メーカーにも申し出たが、そのような事例は過去にないとのことで、満足の行く対応はして貰えなかった」との相談を受けている。相談者本人の不注意に由来する事故なので、消費生活センターではこれ以上扱えないが、化学製品PL相談センターに回してもいいか。<消費生活C>

⇒確かに、相談者本人の不注意による事故で、洗濯機の塗装の損傷以外に拡大被害がなく、洗濯機の機能や安全性に問題ないのであれば、相談者と洗濯機メーカーまたは洗剤メーカーとの話し合いの中で解決するのが妥当と思われます。当センターでできることは、洗濯用洗剤や塗装に対しての一般的な情報提供や相対交渉に際しての助言等になりますが、相談者が希望するのであれば、対応するようにいたします。

- ◆<ベランダの鳥の糞の処理方法について> 自宅のベランダが鳥の糞で汚れている。衛生上よくないので掃除と除菌をしたいと思っている。塩素系漂白剤で拭けば、洗浄と除菌が同時にできると思うが、糞と反応してトリハロメタンなどの有害物質が出来ることはないのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネット検索で知った。(若年の女性) <消費者>

⇒調べてみましたが、塩素系漂白剤が鳥の糞と反応してトリハロメタンを生成するという報告は見当たりませんでした。一般に、塩素系漂白剤は酸性の物質と混ぜると、有害な塩素ガスが発生するおそれがあります。鳥の糞が酸性かアルカリ性かは不明ですので、糞の掃除方法としては、住居用洗剤で拭き掃除をし、糞を取り除いてから塩素系漂白剤を薄めた液で除菌されるとよいでしょう。また、除菌方法としてはアルコール除菌剤を使用されてもよいでしょう。

- ◆＜塩素系洗濯槽クリーナーと酸素系漂白剤を含有する洗濯用洗剤の混合＞ 塩素系漂白成分を主成分とする洗濯槽クリーナーを、粉末タイプの洗濯用洗剤と一緒に使用した。後になって、洗濯用洗剤に酸素系漂白成分が含まれていることに気づいた。これらは混合しても問題ないのだろうか。また、洗濯用洗剤の成分表示を見ると、界面活性剤としてアルキルエーテル硫酸ナトリウム、工程剤として硫酸塩、安定化剤として亜硫酸塩が入っている。硫酸は酸だと思うが、これらの成分は塩素系の漂白成分と混ぜても大丈夫なのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネット検索で知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒お申し出の洗濯槽クリーナーは次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする塩素系製品です。塩素系製品は、酸性タイプの洗浄剤と混合し、液性が酸性になると、有害な塩素ガスが発生するおそれがあるため、「混ぜるな危険」の表示が、家庭用品品質表示法で義務付けられています。粉末タイプの洗濯用洗剤に使われている酸素系の漂白成分は過炭酸ナトリウムですが、これらは混合されても、互いの効果を打ち消しあうだけで、塩素ガスの発生はありません。またアルキルエーテル硫酸ナトリウム、硫酸塩、亜硫酸塩は「硫酸」という言葉が入っていますが、どれもアルカリで中和された塩です。塩素系製品と混ぜても液性が酸性になることはなく、何ら問題ありません。危険な組み合わせは製品の表示でわかるようになっており、「混ぜるな危険(塩素系)」と表示のある製品と「まぜるな危険(酸性タイプ)」の表示のある製品は混合しないようにしてください。また、使用前に、製品の注意表示をよく読んで、事故のないよう、安全な使用を心掛けてください。

- ◆＜塩素系漂白剤やカビ取り剤の安全性＞ 塩素系漂白剤やカビ取り剤が床にこぼれたのに気づかないで触ってしまった場合どうなるのだろう。自分にはハイハイする年齢の子どもがいるので心配だ。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(30代くらいの女性)〈消費者〉

⇒塩素系漂白剤やカビ取り剤に使われている次亜塩素酸ナトリウムや水酸化ナトリウムは皮膚や目への腐食性が高く、化学やけどを起こしたり、目を損傷するおそれがあります。お子様が触ることがないように充分注意が必要です。床にこぼした時は、よく水拭きしておくようにしてください。もし、皮膚についた時はすぐに水で充分洗い流し、異常が残る場合は皮膚科医に相談することをお勧めします。目に入った時は失明のおそれがあります。こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診してください。

- ◆＜ノロウイルスによる感染予防について＞ 家族にノロウイルス感染者が出た、感染を拡大させないための感染予防対策はどうしたらいいだろうか。ノロウイルスの除菌にはアルコールなどは効果がなく次亜塩素酸塩が有効と聞いた。手軽に使えることを謳った製品も売られているが、効果はあるのか。化学製品PL相談センターは保健所で紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒ノロウイルスの感染予防については、厚生労働省が「ノロウイルスに関するQ&A」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/dl/040204-1.pdf>)を、国立感染症研究所感染症情報センターが「ノロウイルス感染症とその対応・予防(家庭等一般の方々へ)」(<http://idsc.nih.gov/disease/norovirus/taio-a.html>)を情報として出していますのでご参照ください。感染予防には、①石けんやハンドソープを使って手洗いをよくすること、②調理器具や調理台は次亜塩素酸ナトリウムや加熱が有効であること、③ノロウイルスに感染した人の吐瀉物や便の処理に十分注意すること等、また処理する上での注意点が詳細に記載されています。

個々の製品についてはメーカーに直接お問合せください。

- ◆<納豆菌を使った防カビ剤の効用> 「部屋の防カビ商品を探していたところ、納豆菌をベースとした防カビ剤があることを知った。部屋に置いておくだけでカビの発生を防げると言うのだが、本当だろうか」との相談を受けている。商品の効能などについては、そのメーカーに問い合わせるよう回答しているが、何かこの件に関する情報は無いか。〈消費生活C〉

⇒当センターは、個々の製品の効果・効能についての情報は持ち合わせておりません。やはり、製造メーカーにお問い合わせになるのが宜しいかと存じます。なお、納豆菌を使った防カビ剤については、平成20年2月に公正取引委員会が、製造メーカー7社に対して、効果を示す合理的な根拠がないとして、景品表示法に基づき排除命令を出しています

(<http://www.jftc.go.jp/shinketsu/keihyohaijo/h19.html>)。その経緯も踏まえた上で、個々の製品のメーカーにお問い合わせになることをお勧めします。

- ◆<古い除湿剤の処分方法> 16年間置きっぱなしにしていた、〇〇社のタンクタイプ除湿剤△△を処分したい。製品には、タンクに溜まった水を水道水で流しながら排水口に捨てるように、との表示があるが、あまりに古くて心配。安全性や処理方法について〇〇社に確認したいと思うが、連絡先が分からない。どうしたら良いだろうか。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒一般に、タンクタイプ除湿剤には塩化カルシウムが使われています。塩化カルシウムは空気中の水分を吸収して液体になる性質(潮解性)があります。このため、除湿剤の容器にたまるのはただの水ではなく、塩化カルシウムの水溶液です。処分は製品に記載されている方法で問題ないと思われます。ただし、容器に溜まった塩化カルシウム水溶液は皮膚に接触したまま長時間放置するとやけどのような炎症を起こすことがありますので、処理する際は炊事手袋等をご使用になるとよいでしょう。また、床や棚などの木質製品にこぼしたりするとシミになって中々取れなくなりますのでご注意ください(https://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/295_317.pdf)。今回、16年間放置したとのことですが、製品が推奨している使用期間を超えて使用すると液漏れ等を起こし、思わぬトラブルとなることがあります。今後は、製品の使用上の注意を守ってお使いください。製品の安全性や処理方法の詳細等について更なる疑問点があれば、直接〇〇社にお問合せください(相談者の希望により、当センターで〇〇社の連絡先を調べてお伝えした)。

- ◆<床用ワックスについて> 集合住宅で、入居前にかけられていたワックスを弱アルカリの洗剤〇〇で剥がし、見た目は剥がれたようだが、水拭きした雑巾を洗うと白くにごる。まだ、ワックスが残っているのか。洗剤は専用のワックスはく離剤ではない。この状態で新たにワックスをかけてもよいか。化学製品PL相談センターは保健所の資料で知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒一般に、フローリング用ワックスに使われている成分はアクリル樹脂やウレタン樹脂などの水系エマルジョンです。ワックスが緩んでいる状態では水を垂らしただけでも白くなり樹脂が影響を受けることがあります。一般的なワックスはく離剤は強いアルカリ洗剤が使われます。ご使用になられた洗剤ではワックスが残っている可能性はあると思われます。ワックスをはく離せずワックスをかけることは珍しくないことですので、よく水拭きをされその上に新たにワックスをかけられても床材には問題はないかと思われます。ただし、多少仕上がりに影響を受けるこ

とは考えられるでしょう。

2) その他の化学製品、化学物質等

- ◆ <ポリビニルアルコールの安全性> 墨汁を畑に流して安全性が心配になった。成分はポリビニルアルコールと思われ、調べたところ、医薬品のカプセルに使用されている一方で安全データシートにはラットに皮下投与して心臓等に影響があるとの記載もあり不安になった。安全なものや毒性のあるものがあるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(60代男性) <消費者>
⇒ポリビニルアルコールの安全データシートを見ると有害性は低く、畑にまいた墨汁に含まれるポリビニルアルコールが問題になることはないと思われまます。安全データシートには様々な有害性(ハザード)データが掲載されています。ご懸念のラットでの試験結果が掲載されている安全データシートもありますが、現実的にはあり得ない過剰投与した際のものであり、様々なデータを統合した判断として、安全性上の問題はないとされています。過度にご心配になる必要はないでしょう。
- ◆ <ジクロロメタンが皮膚についた場合の安全性> 息子が大学の実験中にジクロロメタンをこぼし、液が手にかかった。液がかかった時にヒヤッとしたが、すぐに手を洗ったので今は何ともなく、その場にいた教授も大丈夫と言われているが調べてみると発がん性など怖い情報もあり、心配になった。本当に大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性) <消費者>
⇒厚生労働省がインターネット上で情報提供している職場のあんぜんサイトの安全データシートによると、ジクロロメタンが皮膚に付着した場合に大量の水と石鹼で洗い、皮膚刺激があれば医師の診断、手当てを受けることとあります。すぐに処置をされていること、今は何ともないとのことですのでご心配には及ばないでしょう。
- ◆ <柿渋に含まれるタンニンについて> 自分は、TV番組の作成会社に勤務しており、ある番組で取り上げる柿渋について調べている。化学製品PL相談センターが発行している「化学の目で見る日本の伝統工芸」の中に、和紙を柿渋で加工すると柿渋に含まれるタンニンが固まって繊維の強度が増し、和紙が強くなると記載があるが間違いはないか。(30代位の男性) <メディア>
⇒タンニンは植物に含まれるポリフェノールの一種で、柿渋などの主成分です。「化学の目で見る日本の伝統工芸」の中でご紹介している通り、防腐効果、防虫効果があり、和紙などの繊維製品に柿渋を塗って乾かすとタンニンが固まって強度と耐水性が増すことが知られており、和紙の加工に使われてきました。柿渋で加工した紙は渋紙と呼ばれ、合羽(かっぱ)、敷物、荷札、包み紙などに広く使用されてきたという歴史があります
(https://www.nikkakyo.org/upload/plcenter/566_600.pdf)。
- ◆ <2ピロリドンの小分け容器の選び方> 2ピロリドンを扱っているが小分けするにはどのような容器を選ばよいかご教授いただきたい。 <事業者>
⇒当センターは特定の企業のコンサルタント業務は行っておらず、十分な情報も持ち合わせておりません。本件は当該製品のメーカーにお尋ねください。

- ◆<研磨材の輸出について> 自分は研磨材等を輸出している会社に勤務している。顧客から、弊社で扱っている「褐色アルミナ研削剤」のCASナンバーやUNナンバー、レジストレーションナンバーの問い合わせがあった。いままでそのような問い合わせは受けたことがないが、どこで調べればいいのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(30代くらいの男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っていません。一般論として申し上げますと、CASナンバー等は単一の化学物質に固有の識別番号です。褐色アルミナ研削剤は酸化アルミニウムを主成分とする混合物ですので、この名称では登録されていないものと思われます。化学製品を取り扱う上での種々の情報はSDS(安全データシート)に記載されていますので、製造元よりSDSを取り寄せるなどしてご確認になってはいかがでしょうか。

- ◆<結晶質シリカの職場での取り扱いについて> 結晶質シリカを扱っている倉庫に勤務している。職場からはマスクを渡されただけで詳しい説明は受けていない。常時粉じんが舞っている状況。扱っている製品の表示をみると発がん性のおそれとある。このような環境で働き続けられない方がよい。化学製品PL相談センターは県の相談室から紹介された。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒結晶質シリカは、国際がん研究機関(IARC)で、発がん性評価区分1A「ヒトに対する発がん性が知られている」に分類されています。労働安全衛生法ではラベル表示とSDS交付の通知義務対象物質となっています。取り扱い事業者はリスクアセスメントが義務づけられており、その結果を労働者へ周知することが規定されています。仕事の継続については、当センターで判断しかねますが、お伺いした職場環境は決して好ましいとは思えません。まずは、職場の上司に取り扱い製品のリスクアセスメントの実施結果の説明を求められ、適切な職場環境の改善を要求されてはいかがでしょうか。

- ◆<トリクロロエチレンの安全性について> 自分は、中小企業に勤務している。5年程前から、2、3ヶ月に1回の頻度で、トリクロロエチレンとメチルアルコールを混合して比重を調整する作業を行っている。1回の作業時間は2～3時間である。最近になって、これらの物質、特にトリクロロエチレンに安全性上の問題があることを知り、作業時に吸入しないようにマスクをつけるようになった。これまで、何もしていなかったが大丈夫だろうか。現状、特に健康に問題がある訳ではない。化学製品PL相談センターはインターネットで調べて知った。(30代くらいの男性)〈事業者〉

⇒トリクロロエチレンはIARC(国際がん研究機関)の発がん性評価でグループ1、「ヒトに対する発がん性が認められる」物質に分類されています。吸入すると有害で、眼や皮膚への刺激性もありますので、使用に際しては、防毒マスクだけでなく、保護衣、保護手袋、保護メガネなどの保護具を着用する、換気装置を設置するなど、適切な安全対策が必要です。トリクロロエチレンに限らず、化学物質を扱う場合は、その化学物質のSDS(安全データシート)をよく読んで、リスクを認識し、適切な安全対策を施すように気をつけてください。なお、これらの安全対策は労働安全衛生法で、事業者の責務と決められています。トリクロロエチレンは特定化学物質障害予防規則、メチルアルコールは有機溶媒中毒予防規則に該当しますので、作業主任者の選出、発生源抑制対策、作業環境測定、特殊健康診断の義務が発生します。

- ◆<スーツケースの乾燥剤の安全性> 「スーツケースにおそらくシリカゲルと思われる乾燥剤を入れ

たまま衣類を入れてしまった。その衣類を着用して皮膚に影響はないか」との相談を30代の主婦から受けているがどうか。〈消費生活C〉

⇒公益財団法人日本中毒情報センターの情報によると、シリカゲルは化学的には不活性であり吸収されないため、全身毒性はほとんどみられず、無毒物質としてリストされています。

(www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70133.pdf)。ご心配には及ばないでしょう。

◆〈首から下げるタイプの除菌製品の安全性〉「2年前に通販で購入した〇〇社の首からぶら下げる除菌剤△△を使用しているが、最近、安全性が気になってきた。製品の成分の二酸化塩素の安全性について知りたい」と区民の方から相談を受けている。どのように回答すればよいか。〈消費生活C〉

⇒二酸化塩素は強い酸化力を持ち、常温で気体の、塩素のような刺激臭のある化合物です。国内では、紙、パルプの漂白、水道水の除菌などに使われており、食品添加物として使用が認められています。二酸化塩素の職業暴露(工場等の作業現場での薬剤との接触)による健康影響は、気道、皮膚、および眼の刺激ですが、ヒトに関して信頼できる定量データはないとされています。米国では労働衛生局が作業環境基準値を定めていますが、国内では基準値は定められておりません。社団法人日本二酸化塩素工業会では、家庭用の二酸化塩素製品について、米国の作業基準をもとにさらに厳しい自主基準を設けて管理に努めています。家庭用の二酸化塩素製品については、平成22年に国民生活センターが商品テスト結果を含む報道発表を行っていますので、参考にされるとよいでしょう。(http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101111_1.pdf) 二酸化塩素の持つ殺菌効果はよく知られていますが、家庭用の二酸化塩素製品は医薬品としての認証を受けているものではなく、あくまでも雑貨品として売られているものです。効果を過信せず、その他の感染予防策と併用されることをお勧めします。

◆〈アルコール過敏症について〉ドアノブなどにスプレーして、ウィルス活性を抑えるアルコール40%のエアゾール製品を検討している。誤って吸入した場合などのアルコール過敏症について、また、アルコール過敏症での事例があれば教えてほしい。〈事業者〉

⇒当センターの過去事例を調べたところ、アルコールにアレルギーのある方が、消臭剤をマスクに使用して意識を失い救急車で運ばれた事例がありました。また、対象物の事故としては、アルミ製のドアをアルコールで拭いたら艶がなくなったという相談が寄せられています。アルコール過敏症については当センターでは情報を持ち合わせておりません。情報のひとつとして公益財団法人日本中毒情報センターの『酒類』

([http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/0BF022F84875DC7D492567DE002B8A02/\\$FILE/M70098_0100_2.pdf](http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/0BF022F84875DC7D492567DE002B8A02/$FILE/M70098_0100_2.pdf))を参考にされてはいかがでしょうか。

◆〈木製フェンスに使用した防腐剤の残存性〉20年前に作った木製のフェンスが朽ちてきたため、朽ちたものを庭の無農薬の畑に混ぜ込みたい。フェンスを作る際に防腐剤を塗ったらしいが何を塗ったかわからない。畑の土に混ぜても問題ないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若年の女性)〈消費者〉

⇒防腐剤の種類と残存量がわかりませんので、こちらでは判断しかねます。防腐剤が残存しているかどうかわからなければ廃棄した方がよろしいでしょう。

- ◆<灯油混入の水を野菜の苗にまいた場合の安全性> 昨日、姑が灯油ポンプで水を吸い上げてキュウリ、トマト、とうもろこしの苗にまいた。ポンプに灯油が残っていたかもしれない。収穫は8月頃の予定。土壌から作物へ吸収されないか。幼い子供がいるので不安、大丈夫でしょうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った(若い女性)<消費者>
⇒お伺いした話からは、灯油の混入はあったとしても限定的かつごく少量と考えられます。また、食物を通じて口に入った場合の経口毒性からみても健康上は問題になるようなことはないと思われれます。
- ◆<室内にこぼれた灯油の安全性> 「集合住宅で、上の階の居住者が室内に灯油を10~15リットルこぼしてしまい、天井まで染み込んで、階下に住む自分の居室でもニオイがしている。乳幼児がいるので、健康への影響が心配だ」との相談を受けている。市営住宅なので市の職員が確認したところ、ニオイはそれほど強くないとのこと。染み込んだ建材等の処理はまだ行われていない。どう回答したらよいだろうか。<消費生活C>
⇒灯油の安全データシート(SDS)によると、健康有害情報として、接触すると皮膚刺激性があり、飲み込んで気道に進入すると危険との記載がありますが、吸気の場合、呼吸器への刺激のおそれがある程度です。しかし、ニオイで体調不良を訴える場合もあり、室内空気質※への影響は要注意です。また、揮発性は低いのですが、引火点は37~65℃と低く、火気があった場合引火の危険性があります。出来る限り、染み込んだ建材等は除去・交換し、生活環境への影響を少なくする必要があると思われれます。相談者は乳幼児への影響を心配されているようですが、処理された後の室内空気質※について検査しておく目安材料になるでしょう。 ※一般に建物内等の空気中のガス成分量を指す用語。
- ◆<ウインナーに使われている亜硝酸ナトリウムの安全性> ウインナーなどに使われている亜硝酸ナトリウムは毒性が強く、発がん性も疑われている。亜硝酸ナトリウムを含む食品は食べない方がよい、という情報をインターネットで見た。ウインナーは子どもが好きなのでよく食べさせているが、大丈夫なのだろうか。化学製品PL相談センターは過去にも利用したことがある。(30代くらいの女性)<消費者>
⇒亜硝酸ナトリウムはウインナーなどの食肉加工において広く使われている食品添加物で、食肉の色を保つ効果や、ボツリヌス菌の繁殖を抑制する効果があります。亜硝酸ナトリウムそのものは劇物ですが、食品衛生法で使用基準が定められており、実際には、使用基準よりもずっと少なく使われています。食品への残存量は、食べても問題ない量に管理されています。発がん性については、亜硝酸ナトリウムそのものではなく、亜硝酸ナトリウムが、体内でアミンという物質と結合して、発がん性を持つニトロソ化合物ができ、それが発がんにつながる可能性があるとの説によるものです。これに関しては、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)において評価が行われており、ヒトの摂取と発がんリスクとの間に関連があるという証拠はないとされており、食品安全委員会の食品安全総合情報システムのQ&Aに詳細な情報が掲載されています(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/questionAndAnswer/show/mob07005000017>)。過度にご心配になる必要はないでしょう。
- ◆<業務用手指除菌剤による便座除菌の可否> 業務用的手指除菌剤〇〇を希釈して便座の除菌に使

用したい。便座への影響など何か問題はないか。メーカーに問い合わせしてみたが、データがないのでわからないとの回答であった。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。
(若年の男性)〈消費者〉

⇒当センターではデータや知見を持ち合わせておりません。また、製品の用途外使用はお勧めできません。一般に製品はその用途に合わせて、目的とする効果効能を発揮し、周辺基材や人体に影響がないよう設計され、製造メーカーはその品質を保証しています。用途外使用の場合、誤使用と判断され、もしトラブルが起こっても、製造メーカーに製造物責任を問うことはできません。

◆〈お米に着火剤のニオイが移った〉 台所の床下収納にお米を保管していたが、同じ床下収納内に〇〇社の着火剤△△が入れられており、石油系のニオイがこもっていた。お米にも若干ニオイが移ったように思うが、食べても問題ないものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒お問合せの着火剤は木質繊維に灯油を含ませた製品です。着火剤がお米とは直接触れていないことから、移ったとしてもごく微量と考えられます。特に問題になるようなことはないでしょう。なお、お米は陰干しするなどしてニオイを飛ばすようにし、着火剤は別に保管するようにするとよいでしょう。

◆〈歯ぎしり防止マウスピースについていた銀ロウの安全性〉 「掛かりつけの歯科医で、歯ぎしり防止用のマウスピースを作ってもらい使用している。このマウスピースには一部ワイヤーが使われており、その先端部は銀ロウで止められている。使用後は、市販の義歯洗浄剤でつけ置き洗浄しているが、先日この銀ロウの部分が取れてしまっていることに気づいた。そう言えば、マウスピースを歯ブラシで擦ったときに、歯ブラシが黒ずんでいたことに思い当たり、義歯洗浄剤につけ置いたことで、銀ロウが溶けてしまったのではないかと考えている。そのようなことはあるのだろうか」という相談を受けている。義歯洗浄剤は〇〇社の△△、酸素系漂白成分を含む一般的なもので、液性は中性である。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒銀ロウとは銀、銅、亜鉛を主成分とした、金属のろう付けに広く使われる銀合金です。歯科技工用途には、JIS T6111「歯科用銀ロウ」の規格があり、使われる金属や強度等が規定されています。一方、当該義歯洗浄剤の注意表示には、「部分入れ歯に使用されている一部の金属はまれに変色することがあります。その場合はただちに使用を中止してください」と記載されています。酸素系漂白剤が主成分ですので、金属表面を酸化してしまう可能性があると思われます。ただし、液性は中性ということですので、金属が溶け出すことはないでしょう。詳しくは、義歯洗浄剤の製造メーカーにお問合せください。

◆〈加湿器用消臭剤の成分分析について〉 「超音波加湿器専用の消臭剤を輸入販売しようと事業を進めている。以前、韓国で加湿器専用消臭剤による死亡事故の原因物質となったポリヘキサメチレングアニジン(PHMG)が含まれているのではと心配になった。輸入元に確認すると含まれていないというのが疑わしい。この成分が含まれているかどうか調べる方法はあるか」との相談を事業者から受けている。どこか分析できる機関はあるか。〈消費生活C〉

⇒韓国で多くの被害者が出て社会問題となったのは、加湿器用殺菌剤です。これは加湿器に使われる水を殺菌する目的で使われる製品ですが、殺菌成分として使用されていたPHMGやPGH

(オリゴエトキシメチル塩化グアニジウム) に強い吸入毒性があり、この殺菌成分を含んだ蒸気が加湿器から放出され、これを吸入したことで、重篤な健康被害が生じたものです。韓国では2011年に該当する製品に対し回収命令が出されました。日本では、厚生労働省が同年に「韓国の加湿器用除菌剤の回収についての情報提供」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z31f-att/2r9852000001z44g.pdf>) を行っており、日本国内での流通は確認されていないこと、もし該当製品を持っていた場合は絶対に使用しないこと、を呼びかけています。加湿器用除菌剤などの家庭用品は「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の規制を受けており、家庭用品の製造・輸入業者は、製造または輸入する家庭用品に含まれている化学物質について、毒性等を十分考慮し、健康被害の防止に努めなければならない、とされています。輸入販売を検討されている製品については、ご懸念の成分だけでなく、総合的に安全性上問題ないことを検討しておく必要があるでしょう。その上で、成分分析の必要がある場合は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) に原因究明機関のリストが掲載されていますので、依頼する際の参考にされるとよいでしょう。

- ◆<ポリビニルアルコール水溶液の挙動> インターネットで、洗濯糊を水に溶いて食塩を入れると、糊の成分が固まって、弾力性のある球体が作れるとの情報を見つけた。実際にやってみると、スーパーボールのようによく弾む塊ができた。子供に見せて興味を持たせたいが、この様なことがおきるわけを、子供にどのように説明すればよいだろうか。化学製品PL相談センターは、某企業から紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒洗濯糊を水に溶くと、主成分のポリビニルアルコール(PVA)分子に水の分子が付加して(水和)、PVA水溶液(正しくは、コロイド)となって安定します。この状態に食塩(塩化ナトリウム)を多量に投入すると、水の分子はPVA分子から離れて、塩化ナトリウムのイオン(塩素イオンおよびナトリウムイオン)と水和し、その結果PVA同士が凝集して塊となります(塩析)。「PVAと水が仲良くしていたところに、水ともしっかりと仲のよい食塩がやってきたので水は食塩とくっつき、PVAはPVA同士でくっついて固まった」といったところでしょうか。

3) プラスチック製品

- ◆<ポリプロピレン製食品容器の安全性> 耐熱温度140度のポリプロピレンの蓋付食品容器を電子レンジで使用すると環境ホルモンが溶出しないか心配。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた、ある業界団体から紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒食品用のプラスチック製品は、食品衛生法の規制を受けており、規格基準により、含まれてはならない物質の種類と基準を決めている「材質試験」と溶け出して食品に移行する物質の総量を規制している「溶出試験」に合格することが義務づけられています。また業界においては国の基準よりさらに厳しい自主規格基準を設けています。ご心配には及ばないでしょう。なお、容器の変形を防ぐために高温になりやすい油分の多い食品での使用はより耐熱温度の高いものを選ばれることをお勧めします。

- ◆<フッ素樹脂加工のフライパンの安全性> フッ素樹脂加工のフライパンを使用している。現在妊娠中、

インターネットでフッ素樹脂加工のフライパンは有害との情報があり心配になった。また、表面が消れ
てしまっている状態で使用していたが問題ないか。(若い女性)〈消費者〉

⇒内閣府の「食品安全委員会」がフッ素樹脂についてまとめたファクトシート(科学的知見に基づ
く概要書)によれば、仮に、はがれ落ちたコーティングの薄片を飲み込んだとしても、体内に吸
収されずそのまま通過し、ヒトの体のいかなる毒性反応も引き起こさないとされています。ただ
し、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはリスク
はないが、360℃以上に加熱すると、有害な蒸気が発生する可能性があるとしてされています。空
焚きなどしないよう気をつけましょう。

◆〈食品用ラップフィルムの安全性〉食品用ラップの表示を確認したところ、耐熱温度がポリエチレ
ン製は110度、ポリ塩化ビニリデン製は140度とある。電子レンジの取り扱い説明書にも食品
用ラップは140度以上のものを使用するようにとある。今まで、知らずにポリエチレン製のラッ
プを電子レンジの温めに使用していたが表示を確認してフィルムの成分が身体に悪影響を及ぼして
ないか心配になった。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。(30代女性)〈
消費者〉

⇒耐熱温度を超えてしまった場合はフィルムが融けたり、破れたりすることがあります。ラップフ
ィルムとしての機能を果さなくなりますが安全性に問題がある訳ではありません。仮に食べてし
まったとしても、腸内で吸収されることはなくそのまま排出されます。ご心配には及ばないでし
ょう。

◆〈車のコーティング剤を小分け販売する場合の製造物責任〉ポリマー系の車のコーティング剤を
メーカーから中味と小分け用チューブを購入し、小分け容器に充填して販売したいと考えている。
溶剤も含有しており、製造物責任法の観点から、何を注意すべきかご教示いただきたい。化学性品
PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。法律の専門
家にご相談ください。なお、製品事故防止のために経済産業省がリスクアセスメント・ハンドブ
ック実務編(http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment_practice.pdf)
を発行していますので参考にされるとよいでしょう。

◆〈食品用プラスチック容器を電子レンジで使用した場合の安全性〉「スーパーで販売されている惣
菜のプラスチック容器を電子レンジで加熱した場合の安全性はどうか。有害物質が溶け出すことは
ないか。また、加熱で容器が溶けて食べてしまった場合の健康への影響はどうか」との相談を60
代男性から受けている。食器用のプラスチック容器には、どのような規制があるか。〈消費生活C〉

⇒一般的に、プラスチックは電子レンジのマイクロ波を吸収しないので、マイクロ波が原因で温度
が上昇したり、変質することはありません。しかし、加熱された食品の熱が伝わることで容器も
熱くなります。容器の温度は中の食品の種類と加熱時間によります。水分の多い食品の場合は
100℃前後までしか上がりませんが、油性の食品はかなり高温になり、部分的に100℃を大
きく超えることもあります。プラスチックには沢山の種類がありますが、それぞれ耐熱温度が決
まっています。ポリエチレン(略号;PE)、ポリプロピレン(略号;PP)、ポリスチレン(略
号;PS)などのプラスチックは熱可塑性プラスチックと呼ばれ、加熱すると軟化し、冷却する

と固化する性質(熱可塑性という)があり、耐熱温度を超えると軟化して変形しやすくなります。ただし、変形したからといって、安全性に問題がある訳ではありません。プラスチックそのものは、もし少量を食べてしまったとしても、消化されずにそのまま体外に排出されます。プラスチックに使われている添加剤の溶出を気にされる方もいますが、食品用プラスチック製品は食品衛生法により規格基準が設けられ、その安全性が担保されています。また、業界においては国の基準よりさらに厳しい自主基準を設けていますので、過度にご心配になる必要はありません。スーパーなどで惣菜が入れているトレーやプラスチック容器、コンビニの弁当などで使われているプラスチック容器には、一般にポリスチレン(発泡スチロールもポリスチレンの一種です)か、ポリプロピレンが使われています。常用耐熱温度(短時間耐えられる温度)はポリスチレンが70~90℃、ポリプロピレンが100~140℃ですので、電子レンジでの使用可否は、一般的にはポリスチレンは使用不可。ポリプロピレンは使用可です。ただし、薄いフィルム成型品で食品からの熱の影響を受けやすいと考えられますので、から揚げや餃子、てんぷらなどの油分の多い食品の場合は、電子レンジで使える容器や食器に移して加熱するようにしましょう。

- ◆<お弁当のプラスチック容器を電子レンジにかけた場合の安全性> 「スーパー等で購入したお弁当を電子レンジで加熱しすぎて、プラスチックの容器が融けることがある。身体への影響が心配になるが安全性はどうか」との問い合わせを60代の男性から受けている。どのように回答すればよいか。<消費生活C>

⇒一般社団法人 日本プラスチック食品容器工業会のホームページによると、スーパーの惣菜やお弁当には、一般に電子レンジ対応容器としてポリプロピレンが使用されているようです。Q&Aに、電子レンジで孔が空いた場合について、プラスチックが収縮しただけで、食品に溶け込むことはありませんとあります。また、食品容器は、食品衛生法によって厳しく規制されています。ご心配には及ばないでしょう。

- ◆<アクリル板の燃焼による放熱量について> 感電防止板をアクリルから塩ビに変更するにあたり、放熱量を調べている。関連する業界団体のホームページで塩ビの燃焼による放熱量は確認できたがアクリルがわからないので教えてほしい。現在、プラスチックの業界団体へも問い合わせをしており返事待ちである。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<事業者>

⇒当センターではアクリルの放熱量の情報を持ち合わせておりません。まずは業界団体の回答を待たれ、わからなければアクリル板のメーカーに問い合わせられてはいかがでしょうか。

- ◆<樹脂製緩衝材から出る繊維状のカスの安全性> 「中国製の犬の置物を購入したところ、梱包に樹脂製と思われる柔らかい素材の緩衝材が使われていた。これを触ると、こまかい繊維状のカスがでて、少し吸い込んでしまったかも知れない。身体に害を及ぼすことはないだろうか」という相談を受けている。どう回答したらよいだろうか。<消費生活C>

⇒繊維状のカスが何であるかが明確でないので、断言はできませんが、通常、目視で容易に確認できる大きさのものであれば、もし、少量吸い込んでも気管や気管支のせん毛で排出されますので問題はありません。また、樹脂は飲み込んでも、消化吸収されずにそのまま排出されます。継続的に吸い込むような状況は好ましいとは言えませんが、今回のように一時的に少量を吸い込んだかもしれないという程度で、身体症状もでていないので有れば、ご心配には及ばないと思われま

す。

- ◆<プラスチック製哺乳瓶の安全性> プラスチック製の哺乳瓶を使っているが、お湯でミルクを溶かしたり、煮沸消毒したりする時に材質から有害物質が溶け出してくるようなことはないのだろうか。製品の材質表示はPPSUとなっている。化学製品PL相談センターは、消費生活センターに紹介された。(若年の男性) <消費者>

⇒PPSUはポリフェニルスルホン酸樹脂の略称です。PPSUは透明なプラスチックの中では、耐熱性、耐薬品性、強度に優れた材質です。一般に、哺乳瓶等の食品用プラスチック製品は、食品衛生法の規制を受けており、規格基準により含まれてはならない物質の種類と基準を定めている「材質試験」と、溶け出して食品に移行する物質の総量を規制している「溶出試験」に合格することが義務付けられています。また、業界においては国の基準より更に厳しい自主基準を設けています。ご心配には及ばないでしょう。

- ◆<プラスチック製品の材質表示について> プラスチック製の収納用品を購入したところ、支柱にシールが貼ってあり、「ポリプロピレン」と材質表示がしてあった。ところが、このシールを剥がしてみると、「スチロール樹脂」と刻印があり、シールを貼って修正されているようであった。このような表示方法は法令に違反しているのではないかと。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性) <消費者>

⇒プラスチック製品のうち、台所用容器、まな板、バケツなど8品目については、家庭用品品質表示法の規制を受けており、材質を含む品質表示が義務付けられています。また、資源有効利用促進法の指定表示製品に該当する製品には、分別回収を促進するため、リサイクルマークと材質表示が義務付けられています。お問合せのプラスチック製収納用品は、そのどちらにも該当せず、表示義務はありません。材質表示は自主的しているものと思われます。シールで修正されている内容に間違いがないのであれば、特に問題になるようなことはないと思いますが、ご心配な点があるようでしたら、製造メーカーにお問合せ下さい。

- ◆<メラミン樹脂について> 自社製品の補強用繊維資材に少量であるがメラミン樹脂を使用している。納入先からメラミン樹脂を使用していることについて問題があるのではと指摘された。製品としてはホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆であるがわずかながら遊離ホルムアルデヒドが出ている。化学製品PL相談センターはインターネットで知り、見解を伺いたい。<事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。一般的な情報になりますが、メラミン樹脂はメラミンとホルムアルデヒドとの重縮合により製造される、熱硬化性の合成樹脂です。樹脂自体の毒性は知られていませんが、製造工程によっては残存するホルムアルデヒドの毒性が問題になることがあります。建材用途では、メラミン樹脂接着剤として合板などの接着に使われていますが、建材から放出されるホルムアルデヒド等の揮発性化学物質が、シックハウス症候群の原因となるとして、需要が徐々に減少しているようです。貴社の製品はF☆☆☆☆※)を取得されているとのことですので、ホルムアルデヒドの放出には十分配慮されているものと思われます。納入先が何を問題視しているかは、直接お聞きになってはいかがでしょうか。 ※建築基準法に準拠したホルムアルデヒドの放散量のレベルを示すJIS規格。F☆☆☆☆は最も放散レベルが低いことを表し、該当する製品は建築基準法の規制を受けずに使用で

きる。

- ◆＜飲料のPETボトルの安全性＞ ある書籍に、PETボトルなどのプラスチックには可塑剤などの添加剤が使われており、飲料中へ溶出して危険であるとの情報が掲載されていた。実際にそのようなことはあるのか。化学製品PL相談センターは、その書籍に相談先のひとつとして紹介されていた。(若年の男性)＜消費者＞

⇒PETボトルに使われているのはポリエチレンテレフタレート(PET)というプラスチックですが、これには可塑剤は使われておりません。また、食品用のプラスチック製品は食品衛生法の規制を受けており、規格基準により含まれてはならない物質の種類と基準が定められており、溶け出して食品に移行する物質の総量が規制されています。また、業界においては、更に厳しい自主基準を設けて管理されています。過度にご心配になる必要はないでしょう。

- ◆＜紅茶ティーバッグの袋の安全性＞ 自分は、なるべく化学的な処理をされていないものを使いたいと思っており、紙や繊維製品などは漂白処理されていないものを選んで使っている。〇〇社の紅茶ティーバッグの袋が漂白されているかどうかを知りたくて、〇〇社に問い合わせたところ、袋の材質はポリスエステルとのことだったが、漂白されているかどうかまでは分からないとの回答だった。漂白されているかどうか、そちらで分かるか。また、素材がポリスエステルとのことだが、お湯を注いだ時に有害物質が溶け出したりしないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。(中高年の女性)＜消費者＞

⇒〇〇社の製品を確認したところ、テトラパック形状のティーバッグで、袋はポリエステル繊維の目の細かい布製でした。一般にこのような合成繊維の布は漂白処理をされることはないと思われます。また、ティーバッグの袋は食品用包装に該当し、食品衛生法の規制を受けます。食品衛生法では、プラスチックの種類ごとに規格基準が定められており、含まれてはならない物質の種類と基準値を決めている「材質試験」と、溶け出して食品に移行する物質の総量を規制している「溶出試験」に合格することが義務付けられています。過度にご心配になる必要はないでしょう。

- ◆＜プリプレグがフェノール樹脂に該当するか＞ プレプリグがフェノール樹脂に該当するか、教えてもらえるか。化学製品PL相談センターは合成樹脂工業協会から紹介された。＜事業者＞

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておらず、情報も持ち合わせておりません。本件は当該製品のメーカーにお尋ねください。

4) 製造物責任(PL)法、法規制全般

- ◆＜輸入潤滑油製品の原産国表示について＞ 自動車用の潤滑油を輸入販売するにあたり注意・警告ラベルを作成している。原産国について表示すべきかどうか教えてほしい。化学製品PLセンターはインターネットで知った。＜事業者＞

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。お問い合わせの製品に原産国表示が必要か否かについての情報も持ち合わせておりません。法律の専門家等にご相談ください。

- ◆<輸入業者の製造物責任> 弊社は、ある化学製品を、海外の企業から、日本国内の輸入代理店を通して輸入し販売しているが、製造物責任を負うと考えるべきなのか。(中年の男性)〈事業者〉
⇒製造物責任法(PL法)における製造業者とは、「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」とされており、当然、製造物責任を負うこととなります。
- ◆<化学製品の原料の安全性情報が間違っ添付されていた> 化学製品の原料を購入し、加工して販売しているが、購入した原料の安全データシート(SDS)・ラベル表示が間違っていた。前任者は間違いを承知していたが放置されていたようだ。また、被害は発生していないが、何か取り扱い上で被害が発生した場合は製造物責任法が適用となるか。(中年の男性)〈事業者〉
⇒化管法、安衛法、毒劇法で、SDSの提供やラベル表示による情報伝達が義務づけられていますので、製造元に訂正してもらうことが先決です。PL法の適用は、事故内容にもよりますが、安全性情報の不備が製品の欠陥に繋がり、その欠陥により損害が生じた場合は当然、製造物責任を問われることとなります。
- ◆<PL法の解釈について> 自分はある機械のOEM供給を受けて、一般向けに販売している企業に勤務している。OEM供給元の企業は弊社に対し、機械の補償期間を1年としており、弊社は購入者に対して、1年の補償期間を設けている。PL法上はどう考えたらよいのだろう。本日、商工会議所のPL法セミナーを受講したが、疑問に思い電話した。化学製品PL相談センターはインターネットで検索して知った。(若い男性)〈事業者〉
⇒PL法に基づく賠償請求権は、「その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から10年を経過したとき」において消滅するとされています。一般の購入者が購入してから10年が法定責任期間とお考え下さい。
- ◆<靱摺機の部品の製造元表記について> 靱摺機のゴムロールの製造メーカーであるが、靱摺機の製品表示にゴムロールメーカーとして製造元表示をする必要があるか。何か問題が起きた際に表示していないことで責任を問われるか。(若年男性)〈事業者〉
⇒PL法上、部品に対しての表示の義務はありません。ただし、製品事故が貴社の部品の欠陥に起因して発生した場合、部品メーカーであっても製造物責任を問われる可能性はあります。
- ◆<PL法について> 自社製品で携帯用のトイレを販売している。製品は尿を固めるためのポリマーと消臭のため二酸化塩素などをミックスして粉にして入れている。万が一、認知症の方などが誤食してお腹の中でふくらみ、健康被害が発生した場合に責任が問われるのか。また、製造物責任を問われないために何をすればよいか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉
⇒一般に使用上の注意と応急処置が分かり易く製品に記載されていれば、「誤食」となりますので、PL法の欠陥にはあたらないと考えられます。ただし、紙おむつ等の吸水ポリマーの誤食事故は数多く報告されています。また、二酸化塩素を使用しているとのことですが、ガスを吸入した際の急性毒性の高い物質ですので、安全性上問題ないかよく見ておく必要があるでしょう。製造物責任を逃れられるか否かという発想ではなく、製品としての安全対策を十分に講じておく必要があります。

- ◆<リチウムイオン電池の輸送について> 自分は自動車会社に勤務している。リチウムイオン電池を陸上輸送することになったが、危険物の陸上輸送にはイエローカードの携行が必要と聞いた。イエローカードについて詳細を知りたいが、どこに相談したらいいだろうか。(40代くらいの男性) <事業者>

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルティング業務は行っておりませんので、ご相談に応じることはできませんが、一般情報として、イエローカードとは、危険物を陸上輸送する際に携行することになっている「緊急連絡先カード」のことです。化学物質等の危険物を運送中に万が一事故となってしまった場合、その物質の危険性や有害性がどのようなもので、どのように応急措置を行えばよいのか、緊急連絡先や通報先、周辺火災となってしまった場合、漏洩や飛散した場合、救急措置、通行規制について記載されている黄色い紙のことです。詳細については日本化学工業協会が発行している「緊急時応急措置指針」(<https://www.nikkakyo.org/news5-page>)を参考にされるとよいでしょう。

- ◆<研磨剤の輸入販売に関連した法規制について> OO社が、販売している研磨剤△△について、OO社はこの製品の原材料を海外から輸入して、国内で加工して販売している。製品は固形の研磨剤であるが、有機溶剤を含有しており、引火の危険性や吸入した際の健康有害性が懸念される。OO社は販売に際し、製品の安全データシート(SDS)を提供しておらず、また製品に何ら注意表示をしていない。これは製造物責任法(PL法)に違反しているのではないか。(中年の女性) <消費者>

⇒安全データシート(SDS)とは、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は、提供する際に、人体や環境への有害性、危険性情報、性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書です。日本では、毒物及び劇物取締法及び施行令で指定されている毒物や劇物の全て、労働安全衛生法で指定された通知対象物質、化学物質排出把握管理促進法(P-TR法、化管法とも呼ばれる)の指定化学物質を1%以上(ただし、特定第一種指定化学物質は0.1%以上)含有する製品を事業者間で譲渡・提供するとき、事前または同時にSDSの提供が義務化されています。ただし、一般消費者用の製品は対象外となります。製造物責任法(PL法)では、製品とともに提供すべき適切な指示・警告を欠いている場合、「指示・警告上の欠陥」として、事故が発生した際に、製造業者が製造物責任を負うとされています。以上の事柄を参考に、問題点を整理したうえで、OO社に改善を求められてはいかがでしょうか。

- ◆<防錆剤使用上のトラブルについて> 弊社は防錆剤の卸売販売をしている。顧客から「溶接直後の、未だ熱い状態の鉄材を防錆剤処理したところ、一部が焼きついて固まってしまった。そのまま塗装業者に塗装してもらったところ、塗装がうまくいかず、再塗装することになり、再塗装の費用を請求された。防錆剤には、溶接直後の鉄材には使用しない旨の注意表示はなかったのだから、防錆剤の製造メーカーに製造物(PL)責任を問えるのではないか」との相談を受けている。どうだろうか。(中年の男性) <事業者>

⇒製造物責任法(PL法)とは、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めたものです。欠陥とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態において、通常有すべき安全性を欠いていること、とされています。本件においては、この欠陥のうち、「指示・警告上の欠陥」、即ち、製品とともに提供すべき適切

な指示・警告を欠いている場合に該当するか否かの判断になります。指示警告がなかったとのことですが、一方で、そのような使用方法が通常予見される使用形態と言えるか否かも問題になります。どちらにも問題があったとも考えられますので、そういった点を踏まえて、防錆剤メーカーと直接交渉して貰ってはいかがでしょうか。

- ◆<PL法の表示について> 化学品を取り扱っている商社であるが、日本の化学品メーカーから中国へ輸出するにあたり、製品に中国語と英語で注意表示がされている。その中のピクトグラム（絵記号）が異なるためメーカーに確認したところ、中国語表示はGHS、英語表示はPL法対応のため異なるとの説明であった。PL法にピクトグラムの規定はあるか。（若年の男性）〈事業者〉
⇒日本のPL法ではピクトグラムに関する定めはありません。当センターではわかりかねますので、化学品メーカーに具体的理由を確認してみたいはいかがでしょうか。
- ◆<次亜塩素酸ナトリウムを含有する殺菌剤の法規制> 事業者と思われる男性から、「次亜塩素酸ナトリウムを含む殺菌剤の販売を手掛けたいと思っているが、製品（次亜塩素酸ナトリウム製剤）によって価格が大きく違う。これは含有されている成分の違いによるものなのか」という相談を受けている。何かアドバイスはないだろうか。〈消費生活C〉
⇒次亜塩素酸ナトリウムを含む代表的な製品としては、塩素系漂白剤やカビ取り剤があります。これらは雑貨扱いで、特定の菌やウイルスに対しての医薬的な効果を訴求することはできません。医療用途では、医薬品製剤の次亜塩素酸ナトリウムがあり、薬機法の規制を受けています。また、食品製造現場では食品添加物としての次亜塩素酸ナトリウムがあり、食品衛生法の規制を受けています。それぞれ、規格基準や使用基準が決められています。詳しくは、製造メーカーにお尋ねください。
- ◆<除菌剤のネーミングについて> 「〇〇社の除菌剤△△のネーミングが誰もが知っている特定ウイルスに効果があるように誤認させ問題ではないか」との相談を市民の方から受けている。〇〇社に相談者の意見を伝え、見解を伺うつもりであるが、一般的にはどうなのか。〈消費生活C〉
⇒製品の表示や商品名で不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の優良誤認にあたるかどうかの判断になるかと思えます。同法では、事業者が、自己の供給する商品・サービスの取引において、その品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、（1）実際のものよりも著しく優良であると示すもの、（2）事実と相違して競争関係にある事業者に係るものよりも著しく優良であると示すものを優良誤認と定義をしています。同法の所管である消費者庁、または、公正取引委員会にお問い合わせください。

5) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等

- ◆<パラジクロルベンゼンの安全性> 「パラジクロルベンゼンが主成分の衣料用防虫剤をコウモリよけに16畳のリビングに置いて、そこで11歳の娘と一晩寝た。二人とも体調に異常はないが心配になった」との相談を受けている、このような使用法での安全性はどうか。〈消費生活C〉
⇒パラジクロルベンゼンは、吸気で少量取り込まれても、体内で代謝され蓄積性はありません。体調に異常はないとのことですので、過度に心配される必要はないでしょう。ただし、パラジクロ

ルベンゼンはシックハウス症候群との関連性が疑われていることから厚生労働省がガイドラインとして室内空気濃度の指針値を定めている物質です。過度な曝露は健康被害につながるおそれがあります。また、ご使用の用途・使用方法は製品本来のものと異なり、有効性及び安全性が保証されるものではありません。そのような使い方はやめて製品本来の使用方法を守って使われるようお伝えください。

- ◆〈空き地に撒かれた除草剤の安全性〉 近所の空き地に隣人が除草剤を撒いたようだ。子供がいるので心配。除草剤を撒いたところに接触しても大丈夫か。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。(30代女性)〈消費者〉

⇒使用された製品が不明で成分も確認できないため詳しいアドバイスはできません。環境省の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」

(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html)を参考にと、除草剤が散布された当日は散布域の1m以内には近づかないほうがよいでしょう。散布翌日以降は特に心配する必要はありません。

- ◆〈しろあり駆除剤の安全性〉 しろあり駆除を自分で行うため日本しろあり対策協議会認定の薬剤を購入した。この製品の安全性はどうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢者男性)〈消費者〉

⇒当センターはしろあり駆除剤に関する安全性などの知見は持ち合わせておりません。公益社団法人日本しろあり対策協会では、シロアリ対策の薬剤や工法について自主基準を策定し、使用する薬剤や工法を指導する等の活動を行っています。同協会は、地域ごとに相談窓口を開設して、安全施行を推進しています。お求めの薬剤が同協会の認定薬剤とのことですので、安全性については日本しろあり協会に問い合わせてください。

- ◆〈室内空気質※を調べる検査機関〉 高齢の女性の方から「湿疹が発症しアレルギー検査をしているが原因が特定できない。発症した頃にスプレー式の殺虫剤を使用していたので、室内空気質※を調べたい。保健所ではシックハウスの原因物質の検査ではないと断られたため、どこか検査機関を教えてください」との相談を受けている。どこか紹介できる検査機関はあるか。※一般に建物内等の空気中のガス成分量を指す用語。〈消費生活C〉

⇒当センターから個別の検査機関の紹介は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)、または、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)に、検査機関のリストが掲載されていますのでご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、検査対象成分が特定できていない場合、検査が不可能な事もあります。空気中に浮遊している多種でかつ微量な成分の中から、使用された殺虫剤に由来すると考えられる成分を同定することは、極めて困難な作業と思われまます。

- ◆〈除草剤の安全性〉 「自宅に除草剤を撒こうと思うが、孫が遊びに来ることになったので、安全性が心配になった。撒かない方がいいだろうか」という相談を、80代の男性から受けている、どう答えたらよいか。相談者は特定の製品について心配しているわけではなく、除草剤全般について聞いている。〈消費生活C〉

⇒使おうとしている製品が不明で成分も特定できないため、詳しいアドバイスはできません。環境省の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」

(https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri/full.pdf) を参考にすると、除草剤が散布された当日は散布域の1m以内には近づかないようにするといいでしょう。散布翌日以降は、特に制限は設けられていません。

- ◆〈衣類用防虫剤の安全性〉 成分がフェントリン（ピレスロイド系）、チモール（防カビ剤）のシートタイプの衣類用防虫剤〇〇を衣類に被せて開放された状態で部屋に1年くらい置いていた。昨日、密閉性のある収納容器で使用するようとの使用上の注意に気がついた。1歳半の子供もいるので心配になった。特に症状などは出ていないがどうなのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若年の女性)〈消費者〉

⇒ピレスロイド系の成分は昆虫に選択的に作用し、人間などの哺乳類には安全性が高いことが知られています。チモールは防カビ剤としての他に化粧品や歯磨きなど医薬部外品・医薬品など幅広く使用されている物質です。密閉状態で使用する表示は製品の効果を得るために濃度を上げることが目的と考えられます。ご心配には及ばないでしょう。

6) その他

- ◆〈窓や壁等に付着したタバコ成分の有害性と残存期間〉 以前、同居していた父親が喫煙していたため、窓やカーテン、エアコン等にタバコ成分が付着している。子供がいるので有害性が心配。成分の残存期間と除去方法について教えてほしい。(40代女性)〈消費者〉

⇒タバコの煙成分が壁やカーテンなどに付着し、それによって健康被害を受けることを「三次喫煙(サードハンド・スモーク)」と言い、新しい概念として問題視されてきています。付着した成分の残存期間については、具体的な期間を示した報告は見当たりませんでした。付着成分は主にタールで、除去方法としては、カーテンなど水洗いできる繊維製品は材質に適した洗剤で洗濯し、壁や窓ガラスは住居用洗剤などで拭き掃除されることをお勧めします。

- ◆〈様々なものが変色することについて〉 部屋の壁や衣類、布団などがピンクに変色した。この変色は、何もしていないのに濃くなったり、薄くなったりする。このような現象に気づいたのは部屋の掃除にお掃除用シートを使用してからである。ただし、変色はお掃除用シートが接触していない所で起こっている。また、この他にも日常生活のいろいろな所で、物が急に変色するを経験している。どのようなことが原因と考えられるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターに寄せられた過去の相談事例を調べてみましたが、変色に関連した同様の、または類似の事例はありませんでした。また、一般的にお掃除用シートなどで接触していない様々なものがピンクに変色することは考えにくいと思われます。稀に疾病により視覚に異常が出ることもあるようですので、起こっている現象をご家族や第三者にも確認してもらい、客観的な意見も入れて一度整理してみてもいいかもしれません。

- ◆〈化学物質過敏症患者への近隣住民の協力を得るには〉 私は、化学物質過敏症と電磁波過敏症を患

っている。二十数年から、原因不明のひどい咳に悩まされてきたが、5年くらい前にNHKのテレビ番組で化学物質過敏症の存在を知り、専門医の診察を受けて、そう診断された。色々な化学物質で体調不良を起こすが、最近では膀胱をやられて血尿が続いている。自宅は6戸ほどが並んだ分譲住宅だが、近隣住民には、病状を理解して貰い、除草剤を撒くときや屋根の再塗装をするときなどは事前に連絡を貰うようにしている。連絡があれば、影響のないところに一時的に避難することで症状が悪化するのを防ぐことができる。今まで、自宅以外に古家を借りて避難場所に使っていたが、老朽化が酷く、今年になって契約をきってしまった。いまは、非難が必要な時は昼間の間、車で出かけて、夜だけ寝に戻っている。ただ、一軒だけ、非協力的な家があり困っている。今夏も、頻りに除草剤を撒かれ、影響を避けるために家を閉め切らざるを得なくなった。電磁波過敏症もあるのでエアコンもつけられず、熱中症になってしまった。行政や民生委員に入ってもらって協力をお願いしているが、頑として聞き入れて貰えない。何か良い方法はないだろうか。(高齢の女性)〈消費者〉

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療方法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要がありますが、生活環境の中で考えた場合、近隣住民の理解と協力が必要なことも多いかと存じます。お困りの状況は良くわかりましたが、非協力的な近隣住民も違法行為をしている訳ではありませんので、強制することは難しいと思います。近隣トラブルとして、弁護士会が開設している相談窓口等にご相談になって見てはいかがでしょうか。

◆〈泡消火剤の安全性〉 駐車場で、消火液が出て真っ白になっている画像を見るが、使われている消火剤はどのような成分なのか？また、人が触れても大丈夫なのか？廃棄はどのようにしているのか？消費者の立場として気になる。〈消費者〉

⇒自走式駐車場に設置されている泡消火設備に、自動車が接触するなどして設備が破損し、泡状の消火液が大量に流れ出す事故が稀に発生しています。繁華街に隣接した駐車場の場合、大量の泡が繁華街に流れ出し大きな騒ぎとなるため、ニュース等で報道されています。お問合せのよく見る画像とは、そのような事故の報道を指しているものと思われます。自走式駐車場などの泡消火設備に使われている消火剤は、水成膜泡消火薬剤と言われているもので、シャンプーなどにも使われている合成界面活性剤と表面張力低下能の高いフッ素系界面活性剤、泡安定化剤としてグリコールエーテルや高級アルコール、不凍液であるグリコール類、防錆剤等が添加されています。水成膜泡消火薬剤の安全性については、製品毎に製造メーカーに問い合わせるべきものですが、代表的な製品の安全データシート等の情報からは、原液は眼や皮膚への刺激性があるものの、急性毒性は高くはなく、大量吸入したり摂取したりすると有害ですが、泡状に噴射されたものは数%に希釈されていますので、泡の毒性が問題になることはほとんどないと考えられます。流出した液の処理については通常の下水处理で問題ないと思われます。実際の事故処理も水で洗い流しているようです。

◆〈香害について〉 香り（ニオイ）が原因の健康被害である『香害』について、被害者の支援活動を行っている団体を探している。消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターを紹介された。そちらではどのような活動を行っているのか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは、化学製品のPL（製造物責任）事故に関連した相談や、化学製品、化学物質など

に関する一般的な問い合わせに、専門的な立場から対応しております。特定の問題に関連した支援活動は行っておりません。

- ◆<マンションの上層階から降ってきた液体> 先日、日傘を差して屋外を歩いていた時に、日傘にパラパラと何かの液体が振ってきた。雨は降っていなかったため、近くのマンションの上層階から降ってきたように思う。身体に掛かったかどうかは分からないし、マスクをしていたので吸い込んだかどうかはわからない。その時は何ともなかったが、翌日から肩から腕にかけて痛みがでて、リンパにも若干腫れているように思う。知らないうちにこの液体を被液した影響とは考えられないだろうか。医師の診察は未だ受けていない。以前、同じような状況で、洗剤の汚水を被って被害を受けたことがあり心配になった。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。(中年の女性) <消費者>

⇒マンションの上層階から降ってきたという液体が何であるかが分からないので何ともお答えできません。一般に、化学物質の有害性が問題になるのは、その化学物質が、経口、吸気、経皮等から体内に取り込まれ、その摂取量が身体の許容量を超えた場合です。身体に取り込まれなければ、また取り込まれたとしても、ごく微量であれば身体への影響は現れません。液体が何であるかは不明ですが、お伺いした状況からは、体内に取り込まれたとは考えにくいと思われます。症状が続くのであれば、ご自身で原因を特定せずに、医師の診察をお受けになることをお勧めします。

7) 繊維製品

- ◆<クロム染料の安全性> 染色された羊毛を購入したいが、販売店に確認したところ、クロム染料で染めていると言われた。六価クロムが有毒と聞いたことがあり安全性が心配。有害な染料ではないか。化学製品PL相談センターは市の消費生活相談室から紹介された。(40代の女性) <消費者>

⇒酸性染料には、染色工程で金属イオンを使用するものがあり、中でも、動物性繊維を染色した後、重クロム酸塩で処理するものを、一般的にクロム染料と言います。羊毛等をクロム染料で染色する場合、重クロム酸カリ等の六価クロムが使用されますが、6価クロムは、染色工程において還元され3価クロムになることが知られております。クロム染料は、羊毛の染色に古くから使用されており、特に濃色、堅牢性が要求される場合においては、現在でも欠かせないものとされております。また、当該染料で染色された羊毛製品もエコマーク認証対象とされております。(参考文献：改森道信；染色工業，39， No11， 589 (1991年))

- ◆<衣類のニオイの取り方> 最近、着ている衣類のニオイが気になって困っている。最初は大丈夫なのに、着ているうちにツンとしたニオイを感じる。今年は大雪で、道路に融雪剤が撒かれているので、この融雪剤が服に付いて匂うのではないかと思い、洗剤を色々変えてみたが効果がない。衣類のニオイを取るにはどうしたら良いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒一般に融雪剤には塩化カルシウムが使われることが多いのですが、塩化カルシウムにはニオイはありません。塩化カルシウムの使用は塩害が問題となることがあり、そのような場合には、塩害の原因となる塩化物イオンを含まない融雪剤として、尿素や酢酸カルシウムが使われること

があります。尿素、酢酸カルシウムは分解するとそれぞれ、アンモニア臭、酢酸臭を発することがあります。ただし、どちらも水に極めて溶けやすい物質ですので、洗濯で簡単に落とすことができるでしょう。もう一つ、ニオイの原因として考えられるのは、雑菌の繁殖です。室内干し等で、生乾き状態が長いと、洗濯物に雑菌が繁殖しニオイを発することがあります。雑菌が繁殖した衣類は、乾いた状態ではニオイは弱まりますが、汗等で濡れると強く匂ってくるようになります。このような場合、洗濯時に洗剤だけでなく、除菌効果のある酸素系漂白剤を併用して除菌をし、すすぎに抗菌効果のある柔軟剤を使うようにすると効果的です。香りの強いものが苦手ならば、抗菌効果のある洗剤をお使いになっても良いでしょう。

- ◆<タオルに含まれる蛍光増白剤の安全性> 先日購入したタオルの成分表示を確認したところ、『蛍光増白剤』と記載されていた。インターネットなどを見ると、『蛍光増白剤』は人体に有害との情報が散見されるが、このタオルを使用して安全だろうか。タオルの製造元は「国の基準に適合している」と言うのみである。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒蛍光増白剤とは染料の一種で、目に見えない紫外線を吸収して、目に見える青白い光(蛍光)に変える働きがあり、白い物をより白く見せる効果があります。このため、白物衣料や洗濯用洗剤に広く使われています。蛍光増白剤の安全性については、国立衛生試験所による試験や、世界的な研究報告、日本石鹼洗剤工業会のリスク評価結果などから、人体や環境への安全性は十分に確認されています(http://jsda.org/w/02_anzen/3kankyo_12.html)。安全性に問題があるかのような情報を見かけることはありますが、いまから50年ほど前に懸念された問題が、そのまま引用されているもので、現在では否定されており、問題はありません。なお、製造業者は「国の基準に適合している」と回答したとのことですが、タオルに使われる蛍光増白剤についての規制はなく、種類や量に関する基準もありません。

- ◆<生理用ナプキンの安全性について> 布製の生理用ナプキン(以後布ナプキンと記載)の購入を検討している。布ナプキンは主にインターネットで販売されており、オーガニックコットン製で、繰り返し洗って使うので環境によく、下着と同じ素材なので使用感がよいと謳われている。これに対し、一般に広く使われている生理用ナプキン(以後生理用ナプキンと記載)は、すべて石油系の化学物質から作られており、使い捨てで、焼却によりダイオキシンが環境に放出される。また、化学物質が経皮毒として体内に蓄積されるので身体に悪いと言われている。自分は今まで生理用ナプキンを使っていて不都合は感じていないが、これらのことが話題になっているのを聞き、布ナプキンに変えた方がよいのでは、と迷っている。どうしたものだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べて知った。(30代くらいの女性) <消費者>

⇒日本衛生材料工業連合会のホームページ情報によれば、生理用ナプキンにはダイオキシンを発生させる材料は含まれておらず、独自に行われた焼却試験でも厚労省の定めた規制基準値を大幅に下回る結果であったとのことです(<http://www.jhpia.or.jp/product/napkin/napkin5.html>)。また、経皮毒とは、「日常使われる化学製品を通じて、皮膚から有害性のある化学物質が体内に吸収・蓄積されて、健康被害をもたらす」という俗説で、シャンプーや歯磨き、生理用品などが問題視されました。しかし、ここで喧伝されている事柄に科学的な根拠はなく、安全性に問題はありません。2008年に経済産業省は、「経皮毒」の考えを使って、一般の製品は有害であり、

ナチュラルな成分で出来た自社製品は安全であると謳って販売を行った業者に業務停止命令を出しています。

8) 住宅全般（住宅設備、建材等）

- ◆＜入居したアパートに施されていた薬剤処理について＞ 新しく入居したアパートが、入居前に色々な薬剤で処理されていたことが分かった。今のところ、家族の健康に問題はなく、薬剤のニオイ等も感じないが、使われた薬剤の安全性は大丈夫なのだろうか。薬剤処理は、酸化チタンによる光触媒コーティング、乳剤およびベイト剤による害虫駆除である。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）＜消費者＞

⇒酸化チタンは化学的に安定な結晶性粉末です。光触媒コーティングで用いる場合、生活の場で問題になるような毒性は見当たりません。室内を処理するにはコーティング剤等の薬剤も使われていると思いますので、詳細は施工業者にお尋ねください。害虫駆除に使われた乳剤の有効成分はエトフェンプロックスです。この物質はピレスロイド様殺虫剤の一種で、ヒトなど哺乳動物に対する毒性は低いことが知られています。ベイト剤とはいわゆる毒餌のことであり、遅効性の殺虫成分を餌に混ぜてゴキブリなどの通り道に置いておくものです。使われていたのはヒドラメチルノンという、ベイト剤として一般的に使われている成分を含む薬剤です。それぞれの成分の安全データシート（SDS）を調べてみましたが、日常生活において、健康有害性上、問題となりそのような記載はありませんでした。以上、お伺いした内容からは、特に心配される必要はないと思われます。

- ◆＜雑草防止の庭土について＞ 20年前に庭に撒いた雑草防止の庭土の部分を畑にしたいが、安全性に問題ないか。土のメーカーに確認した方がよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（若年の女性）＜消費者＞

⇒畑に戻す際の注意点については、当センターでは分かりかねます。使用された土のメーカー、または施工業者（委託された場合）にお問合せください。一般に、雑草防止に使われる土は、土壌表面を固めるタイプが使われることが多いようです。「固まる土」には真砂土をベースにセメントや顔料、土質改良剤などが配合されています。土質への影響や固まった土の廃棄方法等、製品によって異なることが考えられます。安全性だけでなく、広く注意点をお聞きになるとよいでしょう。

- ◆＜鉛が使用されている水道管の安全性について＞ 4ヶ月の乳児がいるため、様々な生活用品や食品の安全性についてインターネットで調べていたら、鉛について有害であるとの情報があり怖くなった。水道管にも使用されているとあり、子供への影響が心配になった。自宅の水道管に鉛が使用されているかどうかはわからない。安全性の基準はどうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（若い女性）＜消費者＞

⇒水道法において、鉛及びその化合物は0.01mg/L以下と定められています。水道管については、1989年（平成元年）6月の厚生省の通知、「給水管に係る衛生対策について」において、①新設の給水管には、鉛溶出のない管を使用すること、②現在布設されている鉛管について、配水管の更新を行う場合等には、それに付随する鉛管を鉛の溶出のないものに布設替の努力をす

ること、③pHの低い水道は、その改善に努めること、④鉛溶出が問題となる開栓初期の水は、飲用以外に用いることが望ましく、その旨の広報活動を行うこと等とされています。その他、食品衛生法で農産物やミネラルウォーター類などの食品、添加物等の規格基準が、器具・容器包装でも溶出量等の規格基準が定められています。

9) 生活用品（雑貨品等）

◆<竹のスリッパに発生したカビの落とし方>「保管していた竹のスリッパにカビが発生したので落としたい」との相談を中年の女性から受けている。どのような方法があるか。〈消費生活C〉

⇒「カビを落とすためには、カビ菌を死滅させると同時に、カビの繁殖により発生したカビ色素を漂白する必要があります。このため最も適した製品は塩素系漂白剤です。ただし、塩素系漂白剤はカビ色素以外に色柄のある布地の染料も漂白してしまったり、木質材料そのものを脱色してしまうこともあり、お使いになる際には製品の注意表示をよく読んでお使いください。不明な点はメーカーにお問い合わせください。また、カビ色素の発生がない場合はエタノールで拭くことでカビ菌を死滅させることができます。

◆<保冷剤を消臭剤として再利用>「冷蔵保存が必要な商品を買った時についてくる保冷剤は消臭剤として再利用できる、と聞いたが本当に効果はあるのか」という問合せを、一般の方から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒保冷剤は吸水性樹脂に水を吸収させて凍らせたものです。一般に市販されている消臭剤には吸水性樹脂を使用したビーズタイプのものであることから、インターネット等で保冷剤を消臭剤として再利用する方法が紹介されています。しかし、市販の消臭剤には、吸水性樹脂の他に消臭成分が配合されており、この消臭成分の化学的な作用で消臭効果が発揮されるように設計されています。保冷剤には、消臭成分は含まれておりませんので、消臭効果は期待できません。

◆<さび止めスプレーの容量表記について> 輸入品の防錆潤滑油エアゾール〇〇を購入。容量は500mlとなっているが、重さを量ると缶を含めて475gであった。容量が不足しているのではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒〇〇の容量については、計量法で規定されています。〇〇は当該法でいう、特定商品の潤滑油に該当し、法定計量単位は体積で表示することになっています。容量表示は計量法に則って行われていると思われませんが、重量で見た場合、内容物の比重によっては、体積より低く出ることがあります。適正量か否かは当センターでは判りかねますので、直接輸入業者にお問い合わせください。

10) 照会

◆<アクティビティノートの送付依頼> 化学品の工場で環境安全を担当している。地域のNPO法人の方から、廃油を再利用した手作り石鹼の環境への影響と安全性について問い合わせを受けている。日本石鹼洗剤工業会のホームページを見たところ、化学製品PL相談センターのアクティビティノ

ートに掲載されていると紹介されていた。アクティビティノート第105号と第152号を送付してほしい。〈事業者〉

⇒アクティビティノートのご請求ありがとうございます。送付いたしますのでご活用よろしく願いいたします。

◆〈アクティビティノートに掲載の事故事例の活用について〉 当社は住宅用建材を扱っているメーカーである。今は、インターネットで様々な情報が溢れており、中には間違った情報もある。きちんとした情報を伝えるためアクティビティノートに掲載されている事故事例を社内の営業研修で活用したい。そのような活用をしてもよいか。化学製品PLセンターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒アクティビティノートは公開している情報ですので、ご活用いただければ幸いです。

3.2 相談受付件数の推移等

(1) 相談者別受付件数の推移

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
1995年度 (実働205日)	50	121	681	66	918
1996年度 (実働244日)	116	160	748	56	1080
1997年度 (実働239日)	307	222	504	47	1080
1998年度 (実働245日)	270	211	476	45	1002
1999年度 (実働242日)	276	204	332	45	857
2000年度 (実働249日)	350	190	274	50	864
2001年度 (実働243日)	333	110	210	41	694
2002年度 (実働245日)	242	89	126	28	485
2003年度 (実働246日)	275	69	132	32	508
2004年度 (実働243日)	219	81	101	25	426
2005年度 (実働243日)	224	94	113	20	451
2006年度 (実働245日)	178	85	97	19	379
2007年度 (実働244日)	164	114	79	9	366
2008年度 (実働244日)	134	139	55	11	339
2009年度 (実働243日)	108	95	67	14	284
2010年度 (実働243日)	69	94	42	17	222
2011年度 (実働240日)	85	68	26	6	185
2012年度 (実働243日)	86	80	27	4	197
2013年度 (実働241日)	119	77	22	3	221
2014年度 (実働244日)	89	70	22	0	181
2015年度 (実働244日)	103	69	23	2	197
2016年度 (実働240日)	129	79	23	0	231
2017年度 (実働244日)	127	59	25	1	212
合 計	4053	2580	4205	541	11379

(2) 相談内容別受付件数の推移

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
1995年度 (実働205日)	71	13	0	826	8	918
1996年度 (実働244日)	98	8	1	938	35	1080
1997年度 (実働239日)	98	21	1	920	40	1080
1998年度 (実働245日)	135	13	4	819	31	1002
1999年度 (実働242日)	156	23	9	654	15	857
2000年度 (実働249日)	194	23	9	628	10	864
2001年度 (実働243日)	142	13	10	523	6	694
2002年度 (実働245日)	116	6	8	349	6	485
2003年度 (実働246日)	149	11	5	339	4	508
2004年度 (実働243日)	122	24	5	273	2	426
2005年度 (実働243日)	101	35	0	311	4	451
2006年度 (実働245日)	99	35	0	244	1	379
2007年度 (実働244日)	125	46	0	193	2	366
2008年度 (実働244日)	118	50	0	169	2	339
2009年度 (実働243日)	90	31	3	160	0	284
2010年度 (実働243日)	70	25	1	125	1	222
2011年度 (実働240日)	71	22	0	92	0	185
2012年度 (実働243日)	90	26	0	81	0	197
2013年度 (実働241日)	96	16	0	109	0	221
2014年度 (実働244日)	57	16	8	99	1	181
2015年度 (実働244日)	91	7	8	89	2	197
2016年度 (実働240日)	75	25	9	121	1	231
2017年度 (実働244日)	93	24	3	90	2	212
合計	2457	513	84	8152	173	11379

(3) 2017年度 月別相談受付件数 (相談者別)

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
4 月度 (実働20日)	6	3	1	0	10
5 月度 (実働20日)	10	5	1	0	16
6 月度 (実働21日)	18	6	4	1	29
7 月度 (実働21日)	13	4	3	0	20
8 月度 (実働22日)	9	4	2	0	15
9 月度 (実働20日)	10	10	2	0	22
10 月度 (実働20日)	16	6	3	0	25
11 月度 (実働20日)	15	3	2	0	20
12 月度 (実働20日)	14	4	3	0	21
1 月度 (実働20日)	4	4	1	0	9
2 月度 (実働20日)	5	6	3	0	14
3 月度 (実働20日)	7	4	0	0	11
合 計	127	59	25	1	212

(4) 2017年度 月別相談受付件数 (相談内容別)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
4 月度 (実働20日)	5	0	2	4	0	10
5 月度 (実働20日)	9	1	0	6	0	16
6 月度 (実働21日)	9	1	0	18	1	29
7 月度 (実働21日)	8	3	0	9	0	20
8 月度 (実働22日)	10	1	0	4	0	22
9 月度 (実働20日)	11	3	1	7	0	22
10 月度 (実働20日)	14	3	0	8	0	25
11 月度 (実働20日)	8	6	0	6	0	20
12 月度 (実働20日)	5	2	0	13	1	21
1 月度 (実働20日)	5	1	0	3	0	9
2 月度 (実働20日)	5	3	0	6	0	14
3 月度 (実働20日)	5	0	0	6	0	11
合計	93	24	3	90	2	212

3.3 2017年度の主な対外活動

(1) 活動報告会

6月	30日	日化協「PLネットワーク」対象 (53名参加)
7月	14日	関西化学工業協会 会員対象 (30名参加)

(2) 関連機関との交流

5月	12日	消費者関連専門家会議 (ACAP) 定時総会参加
	18日	オートケミカル工業会総会参加
6月	16日	PLセンター交流会参加
11月	17日	PLセンター交流会参加

(3) 関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

6月	20日	全国消費生活相談員協会 訪問
7月	13日	製品評価技術基盤機構 北陸支所 訪問
	14日	製品評価技術基盤機構 製品安全センター 訪問
8月	4日	東京都消費生活総合センター訪問
	18日	消費者庁 (消費者安全課) 訪問
12月	6日	経済産業省 (製造産業局 生活製品課 住宅産業室) 訪問

(4) 講師として参加した講演会等

7月	18日	鈴鹿市旭が丘公民館 (79名参加)
3月	5日	高知市 高知県立消費生活センター (22名参加)

(5) 情報収集のため参加・聴講した説明会・講演会・イベント等

11月	16日	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 「平成29年度 製品安全業務報告会」
11月	20日	フジテレビ商品研究所見学

3.4 名簿

(1) 運営協議会 (2017年5月30日、11月7日開催)

当センターの運営について指導・助言を下さる第三者機関です。(敬称略、2018年3月末現在)

中村 昌允	東京工業大学大学院 特任教授
有田 芳子	主婦連合会 会長 環境部 部長
山本 唯子	一般財団法人 消費科学センター 理事
鈴木 春代	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 週末電話相談室長
岸村 小太郎	日本プラスチック工業連盟 専務理事
渡辺 宏	一般社団法人 日本化学工業協会 専務理事

以上 6名

(2) サポートイングスタッフ

日化協職員および日化協団体会員からなる14名の「サポートイングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。

原則として隔月(偶数月)にサポートイングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。(敬称略、2018年6月現在)

内田 陽一	塩ビ工業・環境協会 環境・広報部 部長
上村 達也	化成品工業協会 技術部 部長
野村 拓史	一般社団法人 日本オートケミカル工業会 専務理事
堀川 裕司	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
繁田 明	日本石鹼洗剤工業会 総務部長
三重野 謙三	日本接着剤工業会 専務理事
梯 秀樹	一般社団法人 日本塗料工業会 製品安全部 部長
服部 薫	日本ビニル工業会 専務理事
横山 利男	日本プラスチック工業連盟 総務・環境部主査
加藤 純	農薬工業会 安全広報部長
市村 彰浩	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
鎌田 裕司	同 広報 部長
轟谷 泰之	同 化学品管理部 部長
永井 重久	同 広報部 部長

以上 14名

(3) PLネットワーク

一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の会員事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

(4) 事務局

登坂 正樹	化学製品PL相談センター 部長
日原 薫	同 相談員(非常勤)

3.5 「ちょっと注目」

◇ 『アクティビティノート』第243号（2017年5月発行）掲載



エアゾール缶の廃棄について

「不要となった未使用のエアゾール式殺虫剤を処分したいのだが、どうしたらいいだろう」という相談が当センターに寄せられました。製造メーカーや地元自治体の環境課にも聞いてみたが、使い切ってからゴミ出しのルールに従って廃棄するように、との回答で未使用の製品についての言及がなく、困って当センターに問い合わせてきたと言う状況でした。

適量を均一に放出することができるエアゾール製品は、使い勝手に優れる一方で、可燃性の液化ガスが使われていることが多く、使用時・保管時に火気に近づけたり、高温下に置かないよう注意が必要です。また、廃棄時にも適切に処理をしないと思わぬ事故を起こすことがあります。

エアゾール製品を廃棄する際の基本は、**「必ず中身を使い切ってから、お住まいの地域のゴミ出しルールを守ってゴミに出す」**ことです。その際に注意すべき点としては、製品を使い切った後、少量残っている残ガスまで完全に抜ききってからゴミに出すことです。

可燃性ガスが残ったままでゴミに出すと、エアゾール缶が荷室内でつぶされて、可燃性ガスが噴出し、ゴミを圧縮する際に発生した火花に引火してゴミ収集車の火災事故の原因となることがあります。また、中身が入った状態で「穴あけ」をしないことも重要です注)。「穴あけ」は、内容液が一度に勢いよく噴出して液が顔や身体に掛かってしまう、噴出した可燃性ガスに引火して火災事故を引き起こすことがある等の危険性が指摘されています。最近のエアゾール製品には、残ガスを楽に、且つ安全に抜くことができるようにガス抜きキャップが装備されていますので、中身を使い切った上でこれを利用し、残ガスまで完全に抜き切るようにしましょう。エアゾール製品の廃棄方法については、エアゾール製品処理対策協議会が分かりやすいパンフレットを出していますので参考にされるとよいでしょう*1。



どうしても使い切れない場合、まずはお住まいの地域のゴミ出しルールを確認してみましょう。そのような場合に限り収集している地方自治体もあります。また、相談先（清掃事務所等）を案内していることもあります。中身を自分で処理しようと思うが、適切な処理方法が分からない、またはエアゾール缶の噴射口が詰まってしまった、押しボタン部が破損してしまった等の理由でスプレーできないといった場合には製造メーカーの消費者相談窓口にご相談してみましょう。製品特性を踏まえた適切な処理方法を案内して貰うことができます。

毎日の生活に欠かせないエアゾール製品、使用から廃棄まで、事故のないように心がけたいものです。

注) 多くの自治体は「穴をあけずにゴミに出す」としていますが、「穴をあけてゴミに出す」よう指導しているところもあります。どちらの場合も、中身を使い切った上で、ガス抜きキャップを使って残ガスまで完全に抜いておくことが肝要です。

*1 エアゾール製品処理対策協議会パンフレット http://www.aiaj.or.jp/img/data/aerosolA4_2012.p

◇ 『アクティビティノート』第244号（2017年6月発行）掲載



防水スプレースの吸引事故に注意！

スプレーするだけで、水を弾き、汚れも付きにくくなる“防水スプレー”、梅雨の季節のお出かけには重宝しますよね。でも、ちょっと待ってください。上手に使わないと思わぬ事故を起こしてしまうことがあるのです。

2016年10月、公益財団法人日本中毒情報センターは『防水スプレースを吸い込む事故に注意しましょう！』という情報提供を行っています。それによると、2015年に相談のあった事故は68件、ここ数年急増しています。かつては、冬



にスキー用品への使用が多かったものが、靴用、一般衣類用と用途が広がって、年間を通して使われるようになったためと考えられています。吸入事故はスプレーされた微粒子を吸い込むことで起こり、咳、呼吸困難、肺炎を起こし、症状によっては入院治療が必要になることもあります。防水スプレースには、シリコーン樹脂やフッ素樹脂といった水を弾く性質のある成分が使われていますが、微粒子の状態ですべて吸い込んで肺胞まで達してしまうと、容易に除去されず、肺でのガス交換に支障を来すためと考えられています。

防水スプレースの吸入は、スプレーから出た「粒子の大きさ」とスプレー対象への「付着率」の影響が大きく、ある程度大きな粒子は肺胞まで吸入されにくく、付着率が高いと空間に舞う粒子が少なくなるので吸入につながりにくいことが分かっています。製造メーカーは粒子の大きさと付着率について業界自主基準を設けて管理するとともに、製品に下記の警告表示を記載して、事故防止に努めています。

注意

吸い込むと有害・必ず屋外で使用

更に、『使用上の注意』には製品により、その特性に違いがあるため記載内容は異なりますが、大凡下記のような注意事項が書かれています。

- ◆防水スプレースは吸い込むと呼吸困難・肺障害などを引き起こすことがある。
- ◆必ず風通しのよい屋外で使用する。玄関先や車内など空気の溜まりやすい場所では使用しない。
- ◆風向きにも注意し、人にかかったり、室内に流れ込んだりしないよう注意する。
- ◆人体に向けて使用しない。また、顔の近くで使用しない。
- ◆一度に大量に使用しない。
- ◆肺や呼吸器に疾患のある人、子ども、高齢者、ペットは影響を受けやすいので注意する。

防水スプレース吸引事故の多くは、これらの注意事項が守られていないことで発生しています。“使い方の分かり切った製品の注意表示など気にしない”といった態度や、“見てはいるが、自分は大丈夫”という根拠のない過信があつて行動に反映されない、こういった安全意識の欠如が思わぬ事故を引き起こしています。防水スプレースに限らず化学製品による事故は、自分自身の注意で防げます。製品の注意表示をよく見て、安全で賢い使用を心掛けましょう。

◇ 『アクティビティノート』第245号（2017年7月発行）掲載



塩素系カビ取り剤を安全に使用するために！

梅雨のこの時期、気になるお住まいのカビ。特に、カビの条件が整いやすい浴室はカビの温床となりがちです。長期間放置するとパッキンなどにカビ菌が根を伸ばし、落ちにくい頑固なカビとなってしまいます。カビ取りに効果が高い製品として塩素系カビ取り剤がよく使われますが、使い方に気をつけないと思わぬ健康被害に繋がることもあり注意が必要です。



酸性タイプと
併用不可

まぜるな危険

塩素系

注意すべき点の第一は「まぜるな危険」です。塩素系のカビ取り剤には必ず「まぜるな危険・塩素系」の表示があります。これは塩素系製品と酸性製品の混合で、有毒な塩素ガスが発生し、死亡事故につながったことがきっかけで、家庭用品品質表示法で表示が義務付けられたものです。

「まぜるな危険」は、いまではかなり浸透してきています。しかしながら、日本中毒情報センターの吸入による健康被害報告^{※1}や東京消防庁の救急搬送データ^{※2}をみると、いまだに塩素ガスの発生が疑われる事例が報告されています。塩素系カビ取り剤と絶対に混ぜてはいけない酸性洗浄剤にも必ず「まぜるな危険・酸性タイプ」の表示がありますので気をつけるようにしましょう。また、「まぜるな危険」の表示はありませんが、食酢や除菌スプレーなどに使われているアルコールやなどは塩素系カビ取り剤と混ぜると有毒なガスが発生することが知られています。思わぬ事故を起こさない為にも、塩素系カビ取り剤は必ず単独で使うとよいでしょう。



必ず換気

注意すべき点の第二は、浴室の換気に気を配り、長時間使用したり、一度に大量に使用したりしないことです。「まぜるな危険」を守っていても、スプレーした微細な霧を吸い込んだり、塩素系カビ取り剤特有のニオイ（いわゆる塩素臭）で気分が悪くなってしまうことがあります。また、今まで大丈夫であった方でも、その時の体調により気分が悪くなることもあります。換気に気を配ることが大事ですが、マスクをするなどして、微細な霧を吸い込まないようにすることも大切です。



目に注意

注意すべき点の第三は、液が目に入ったり、皮膚につかないように注意することです。塩素系カビ取り剤には次亜塩素酸ナトリウムという漂白剤に使われている成分が使われており、液性は強いアルカリ性です。強いアルカリ性の液は目に入ると失明のおそれがあり、皮膚につくと皮膚を腐食し、肌荒れを起こすことがあります。使用する際には、メガネと炊事用手袋を着用するようにしましょう。目に入らないようにするには、目より上にはスプレーしないという使い方も大切です。

もし目に入ったときは、こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に眼科医に受診するようにしてください。受診時には製品を持参するとよいでしょう。



注意すべき点の第四は、**子どもの手に触れないように注意**することです。大人は注意していても、小さな子どもにはその認識はありません。子どもを事故に巻き込まぬよう、置き場所には注意しましょう。

塩素系カビ取り剤は浴室を衛生的でキレイに保つのに有用な製品です。“自分は大丈夫”と過信せず正しい使い方を習慣化すれば事故を未然に防げます。使い慣れた製品かも知れませんが、再度、正しく安全な使い方を確認して、浴室も気持ちもスッキリと夏を迎えたいものですね。

[塩素系カビ取り剤の安全につかうために]

①「まぜるな危険」を守る。

かならず単独で使用し、他のものと混ぜない（酸性タイプの製品や食酢・アルコール等）。

②換気に気を配り、長時間使用や一度に大量に使用しない。

換気扇を回す、窓を開ける、窓がない場合は浴室に通じる部屋の窓を開けるなど。

③目に入ったり、皮膚につかないよう注意する（マスク、眼鏡、手袋をする）。

④子どもの手にふれないようにする。

※製品の裏表示やメーカーのHPには、正しい使い方や使用上の注意が記載されています。一度、確認されるとよいでしょう。

*1

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11123000-Iyakushokuhinkyoku-Shinsakanrika/0000147068.pdf>

*2 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201610/nichijoujiko/data/00_2.pdf#page=2

◇ 『アクティビティノート』第247号（2017年9月発行）掲載



ふっ素樹脂加工フライパンの 空焚きに注意

焦げ付かず、こびりつかず、お手入れも簡単なふっ素樹脂加工のフライパン。とても便利ですね。テフロン加工とも言いますが、テフロンはふっ素樹脂を発明したメーカーが付けた商標です。ふっ素樹脂は分子中にふっ素原子を含む合成高分子のことで、プラスチックの仲間です。摩擦性が低く、耐熱性に優れ、燃えにくい性質があり、フライパンなどの調理器具の表面加工にもってこいなんです。では、ふっ素樹脂加工フライパンを上手に使うには、どんなことに気を付けたら良いのでしょうか。

空焚き厳禁

フライパン等の加工に使われるふっ素樹脂は主にPTFE（ポリテトラフルオロエチレン）またはPFA（パーフルオロアルコキシルカン）ですが、これらの使用上限温度は260℃です。350℃を超えると熱分解が始まり、有害な微粒子状物質やガスが発生すると言われています。空焚きをすると5分ほどで350℃に達すると言われていますので、空焚きは厳禁です。しかし、通常調理時（食材が入っている時）の器具温度は150～190℃くらいです。食用油を熱した時に煙が出始める温度が約200℃ですから、通常の調理温度ではまったく問題はありません。

また、最近のガスコンロやIHクッキングヒーターには過熱防止機能が付いており、250℃を超えると自動的に消火するようになっています。でも油断大敵、IHクッキングヒーターは特殊な過熱方式のため、最大火力で予熱や空焚きをすると鍋底の温度が急速に上昇し、センサーが正しく温度を検知できずに過熱してしまうことがあります。空焚きは厳禁ですが、予熱や水分を飛ばすための加熱も慎むようにすると良いでしょう。もし空焚きしてしまったら、すぐに火を止め、窓を開けて空気を入れ替えてください。体に異常を感じたら医師の診察を受けて下さい。



通常の調理温度
150～190℃



使用上限温度
260℃



熱分解
350℃～

傷付けに注意

ふっ素樹脂はプラスチックの中でも柔らかい部類に入り、硬さは鉛筆硬度でB～2Hくらいと言われています。傷つきやすいので、金属ヘラの使用は避け、洗うときも研磨材の入ったクレンザーやたわしは使わないようにしましょう。

熱いうちに水にジュッとつけてはダメ

フライパンは熱により膨張していますが、急冷された場合、金属とふっ素樹脂の収縮の比率が異なるため剥がれてしまいます。一度に剥がれるわけではありませんが、コーティングが浮き上がった状態になり、ヘラ等で擦れた時に剥がれやすくなってしまいます。

剥がれたコーティングは口に入っても大丈夫？

当センターにも、よくそのような問い合わせがあります。ふっ素樹脂はもし口に入っても、体に吸収されず、体内をそのまま通過し排出されますので問題はありません。

日常生活を豊かにするための様々な製品も、使い方を間違えると思わぬ事故を起こすことがあります。製品の特徴をよく理解して、上手にそして安全に使うよう心掛けましょう。

【参考にした情報】

- ・「ふっ素樹脂製品取扱マニュアル」日本弗素樹脂工業会
http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling_manual.pdf
- ・「フッ素樹脂加工したフライパンのテスト」神奈川県民局 暮らし県民部 消費生活課
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370222/p440348.html#>



◇ 『アクティビティノート』第248号（2017年10月発行）掲載



知っておきたい リチウムイオン電池の危険性



『リチウムイオン電池』は1990年代に日本で開発された比較的新しい二次電池（繰り返し充電が可能な電池）です。従来から使われていた、ニッケルカドミウム電池、ニッケル水素電池などの二次電池と較べて高容量、高出力で軽量という特徴があります。このため、小型で大量の電力を必要とするノートパソコン、スマートフォン、タブレット、携帯充電器（モバイルバッテリー）等のIT機器やビデオカメラ、デジタルカメラ、電子たばこなどの製品に広く使われています。これらの製品の普及には、リチウムイオン電池の存在は欠かせないと言っても過言ではないでしょう。

私たちの日常生活に密接に入り込んでいるリチウムイオン電池。でも気をつけないと思わぬ事故に見舞われることがあります。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、今年の7月に、「急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故～リコール製品や誤った使い方に注意しましょう～」とのNews Releaseで、リチウムイオン電池に起因する事故が増えていることを警告しています*1。また、東京消防庁は昨年12月に「リチウムイオン電池からの火災にご注意を！」との報道発表を行い、注意喚起を呼びかけています*2。

リチウムイオン電池に潜む危険

リチウムイオン電池の持つ危険性は、その特徴の裏返しとも言えるもので、次のようなものです。

- ◆高容量、高出力で軽量ということはエネルギー密度（単位重量または容積当たりに取り出せるエネルギー）が高いということですが、**そのため事故の際の危険性も高い。**
- ◆高電圧を得られるが、常用領域（一般に4.2ボルト以下）と危険領域（4.3ボルト以上）が近接しており、過充電等により火災等の危険がある。
- ◆リチウムが水と激しく反応するため、電解液に可燃性の有機溶媒が使用されており、高温で発火の危険がある。

これらの危険性に対応して、リチウムイオン電池には、内部ショート、過充電、過放電から電池を守る保護回路が組み込まれています。しかし、間違った使い方や乱暴な使い方等が思わぬ事故を招くことがあります。

どのような事故が起こるの？

何らかの原因で内部ショートが起こると、異常な発熱や破裂をし、可燃性の電解液に引火すると激しく燃え上がります。さらに周辺に可燃性の物があ



ると燃え広がって周辺を焼損することもあります*^{1, 2}。NITE や東京消防庁の再現映像が web.に掲載されています。

<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/17072701.html>

<https://www.youtube.com/watch?v=Dsr7m0HAXuQ&feature=youtu.be>

リチウムイオン電池を搭載した製品を使う際の留意点*^{1, 2, 3}

①リコール対象製品かどうか確認する

リチウムイオン電池はデリケートな製品であり、製造上の不具合等でリコールが行われている製品もあります。NITE の情報によれば平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間に報告のあった、ノートパソコン、スマートフォン、モバイルバッテリーの製品事故は 274 件あり、そのうちの 34% (93 件) はリコール対象製品によるものとのことです。一度、今お使いの製品がリコール対象製品に該当しないか確認しておくとう良いでしょう。リコール情報は下記で確認できます。

(http://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/recall_new/index4.html)

②衝撃を与えない

リチウムイオン電池は外部からの衝撃により、へこむなどすると内部ショートを起こし、激しく発火します。落とす、ぶつける等に気をつけるのはもちろんのこと、スマートフォンなどをおしりのポケットに入れたまま座って荷重を掛けるのも好ましくありません。

③水濡れ注意

リチウムイオン電池を水、海水、ジュースなどの液体で濡らさない。保護回路が壊れ、発熱、破裂、発火の原因になります。

④高温になるところに置かない

自動車のダッシュボードや窓際など直射日光の当たる場所、炎天下駐車車の車内など、高い温度になるところで充電しない。高温になると危険を防止するための保護機構が働き、充電できなくなったり、保護回路が壊れて発熱、破裂、発火の原因になります。

⑤分解や改造などをしない

リチウムイオン電池を搭載した製品は、容易にバッテリーパックが取り外せない構造になっているものが多くあります。無理にこじ開けると、バッテリーパックに傷がつき、内部ショートし発火の恐れがあります。また、バッテリーパックの配線を改造するような行為も保護回路が正常に働かなくなるなどして危険です。

⑥充電器や AC アダプターは機器を購入した時に付属しているものかメーカー指定のものを使用する

指定以外の充電器、AC アダプターで充電すると、充電条件が異なるため、発熱等の原因となります。接続部が合致するからといって、充電電圧等を確認せずに使用するのは危険です。

⑦使用中に異常を感じたら使用を中止し、購入店または製造・輸入業者の窓口に相談する

充電できない／充電中に熱くなる／異臭がする／外装やバッテリーパックが膨張し変形している／落とす、ぶつけるなどして一部が変形している／不意に電源が落ちる等、おかしいなと思ったら使用を中止し、購入店または製造・輸入業者の窓口に相談するようにしてください。

リチウムイオン電池を廃棄する時は*3

リチウムイオン電池は小型充電式電池に該当し、「資源有効利用促進法」により電池の製造メーカー、電池を利用した機器メーカー、輸入業者等に回収、資源化が義務付けられています。回収はリサイクルに協力している店舗で行われており、一般社団法人JBRCのホームページにリサイクル協力店のリストが掲載されています (<https://www.jbrc.com/recycle/kensaku.html>)。また、携帯電話・スマートフォンの小型充電式電池の回収はモバイル・リサイクル・ネットワークなどで推進されており、各社のショップ等で実施されています (<http://www.mobile-recycle.net/>)。

※リチウムイオン電池が内蔵されたモバイルバッテリーを一般ごみとして廃棄すると、ごみ清掃車の回転板で圧縮されて発火し、ごみ清掃車の火災になることがあります。廃棄の際は必ず、リサイクルに出すようにしてください*4。

リチウムイオン電池の見分け方

リチウムイオン電池は通常、プラスチック等でカバーしたパック電池として、各電池メーカーから生産・販売されています。また、リチウムイオン電池を含む小型充電式電池は下記のリサイクルマークの表示が義務付けられており、リチウムイオン電池の場合『Li-ion』の表記が付記されています。



- *1 『急増！ノートパソコン、モバイルバッテリー、スマホの事故～リコール製品や誤った使い方に注意しましょう～』平成29年7月27日 独立行政法人 製品評価技術基盤機構
<http://www.nite.go.jp/data/000086042.pdf>
- *2 『リチウムイオン電池からの火災にご注意を！』平成28年12月22日 東京消防庁
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kouhouka/pdf/281222.pdf>
- *3 『リチウムイオン電池をご使用の際は次のことを必ず守ってください』一般社団法人電池工業会 <http://www.baj.or.jp/frombaj/03.html>
- *4 『モバイルバッテリーの火災が増えています！』東京消防庁
<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/topics/201412/denchi/>

◇ 『アクティビティノート』第249号（2017年11月発行）掲載



電子レンジで使えるプラスチック製品とは…

「電子レンジに掛けたらプラスチック製の容器が一部融けてしまったが大丈夫か?」。こんな問合せをよく頂きます。

電子レンジは食品にマイクロ波をあて、食品中の水分を加熱させる機器です。一般的に、プラスチックはマイクロ波を吸収しないので、マイクロ波が原因で温度が上昇したり、変質することはありません。しかし、加熱された食品の熱が伝わることで容器も熱くなります。容器の温度は中の食品の種類と加熱時間によります。水分の多い食品の場合は100°C前後までしか上がりませんが、油性の食品はかなり高温になり、部分的に100°Cを大きく超えることもあります。プラスチックには沢山の種類がありますが、それぞれ耐熱温度が決まっています。ポリエチレン(略号;PE)、ポリプロピレン(略号;PP)、ポリスチレン(略号;PS)などのプラスチックは熱可塑性プラスチックと呼ばれ、加熱すると軟化し、冷却すると固化する性質(熱可塑性という)があり、耐熱温度を超えると軟化して変形しやすくなります。

ただし、変形したからといって、安全性に問題がある訳ではありません。プラスチックそのものは、もし少量を食べてしまったとしても、消化されずにそのまま体外に排出されます。プラスチックに使われている添加剤の溶出を気にされる方もいますが、食品用プラスチック製品は食品衛生法により規格基準が設けられ、その安全性が担保されています。また、業界においては国の基準よりさらに厳しい自主基準を設けていますので、過度にご心配になる必要はありません。

とは言え、熱変形してしまえば容器の役割を果たせません。また、食べても問題ないとは言え、決して気持ちのいいものではありません。電子レンジに使用できるプラスチック製品は、たいてい刻印またはラベル、あるいは箱にその旨の表示がありますので、表示をよく確認して使うよう心掛けてください。耐熱温度で判断する場合、高いものほど熱変形のリスクは低くなります。

プラスチック製食器類のJIS規格では、耐熱温度140°C以上のプラスチックを「電子レンジ使用可能」としています。

保存容器、食器等の繰り返し使うプラスチック製品



「電子レンジ使用可能」の表示があるものを使うようにしましょう。材質としてはポリプロピレンやポリメチルペンテン(略号;PMP)、シリコン樹脂(略号;SI)製のものになります。逆に使えない(熱変形の可能性の高い)素材は、ポリエチレン、ポリスチレンなどの耐熱温度の低いプラスチックです。また、メラミン樹脂(略号;MF)、フェノール樹脂(略号;PF)、ユリア樹脂(略号;UF)は熱硬化性プラスチックといって、熱が加わっても変形することはないのですが、そのものがマイクロ波を吸収して発熱してしまい、発煙・発火の恐れがあるため、電子レンジには使用できません。

注意すべきは、本体と蓋の材質が異なる場合です。電子レンジでの使用を想定していない、お弁当箱などの製品の場合、本体がポリプロピレンでも、蓋にはAS樹脂(アクリロニトリル・スチレン樹脂)

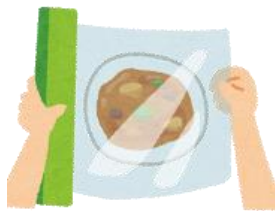
などの耐熱性の低いプラスチックが使われていることがあります。

食品トレイ等の繰り返し使うことのないプラスチック製品



スーパーなどでお惣菜が入れられているトレイやプラスチック容器、コンビニの弁当などで使われているプラスチック容器には、一般にポリスチレン（発泡スチロールもポリスチレンの一種です）か、ポリプロピレンが使われています。耐熱温度は一般的にポリスチレンが70～90℃、ポリプロピレンが100～140℃ですので、ポリスチレンは使用不可。ポリプロピレンは使用可です。ただし、薄いフィルム成型品で食品からの熱の影響を受けやすいと考えられますので、から揚げや餃子、てんぷらなどの油分の多い食品の場合は、電子レンジで使える容器や食器に移して加熱するようにしましょう。コンビニのお弁当などは、電子レンジで温めることが多いので、本体はポリプロピレンが使われていることが多いのですが、蓋は食品に直接触れていないためポリスチレンが使われていることがあります。あたためる程度に留め、過度な加熱は避けたほうがよいでしょう。

食品用ラップフィルム



家庭用のラップフィルムに使われているのは、ポリ塩化ビニリデン（略号；PVDC）かポリエチレンです。製品に記載されている耐熱温度は、ポリ塩化ビニリデンが140℃、ポリエチレンが110℃です。また、飲食店やスーパーなど業務用用途には、ポリ塩化ビニル（略号；PVC）製のラップフィルムが使われることが多いようです。ポリ塩化ビニルの耐熱温度は130℃です。

電子レンジでの使用には、耐熱温度の高いポリ塩化ビニリデンやポリ塩化ビニル製のラップがより適しています。ただ、加熱された水分の蒸気が触れるような状況（100℃以下）までならば、どのタイプでも問題なく使えます。油分の多い食品に直接触れるような状況では、150℃を超えることがありますので、どのタイプでも、融けたり、熱収縮して破れることがありますので注意が必要です。

◇ 『アクティビティノート』第250号（2017年12月発行）掲載



ホワイトボードの不思議

学校やオフィスでよくみかけるホワイトボード。会議室の壁一面がホワイトボードになっていたり、どこでもホワイトボードにできるシートタイプのものなど、多種多様な製品が開発されています。また、ご家庭での家族の予定の共有や連絡メモなど、暮らしの中でも幅広く活用されています。書いて消せる手軽な使い方のホワイトボードですが、「なぜ消える？」と改めて考えてみると不思議ですよ。また、使用しているうちに「きれいに消えない」など、不満を経験されたこともあるのではないのでしょうか。そこでホワイトボードの不思議なメカニズムと不満の原因を調べてみました。



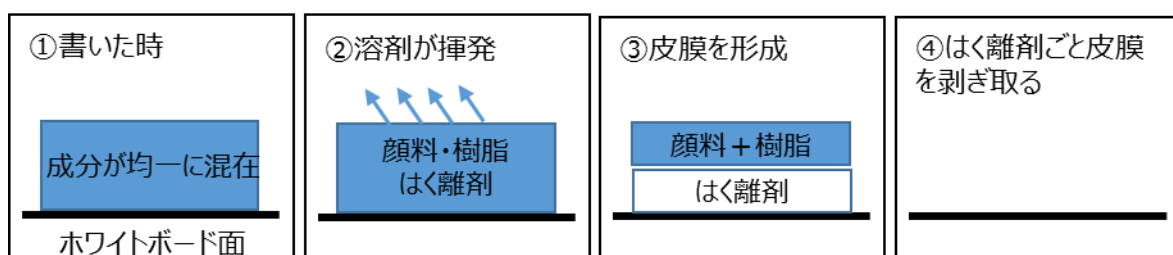
消えるのはなぜ？

ホワイトボードの表面塗装には、ホーローやアクリル・ウレタン樹脂製などがありますが、書いて消せる秘密は、実は使用するマーカーにあるのです。ホワイトボードには専用のマーカーを使う必要がありますが、ホワイトボード専用マーカーには通常のマーキングペンとは異なり、着色剤に「顔料」が使われています。さらに、添加剤として「はく離剤」が使われているのです。一般的なホワイトボードマーカーの成分組成は下記のようなっています。^{1*}

	溶剤	着色剤	主な添加剤
通常の油性マーキングペン	主としてアルコール	主に染料	樹脂、定着剤
ホワイトボードマーカー	主としてアルコール	顔料	樹脂、はく離剤

消えるメカニズムは？

- ①筆記後、ホワイトボードマーカーのインクは、溶剤、着色剤、樹脂、はく離剤の成分が混ざり合った状態でボード表面に付着します。
- ②直後から溶剤（主にアルコール）が揮発していきます。
- ③溶剤が揮発してしまうと着色剤と樹脂が結合して皮膜を形成します。この皮膜は、はく離剤があることでボード面から浮いた状態になり、はく離剤だけがボード面に付着している形となります。
- ④はく離剤とホワイトボード面は弱く接着しているため、その後、ホワイトボード用イレーザや布などで拭くと、はく離剤とともに皮膜が剥がれ文字が消えることとなります。



きれいに消えないのは、なぜ？

会議中にホワイトボードを使って説明をしながら、サッと消して書くを繰り返すのはよく見かける光景です。消えにくいと説明を中断することになってしまい、会議の流れも悪くなってしまいます。ストレスなく、快適に使用するために、消えない原因を探り、対策を講じることができればと整理してみました。



①ホワイトボード面に傷がついていたり、チリ・ホコリや手の油分などで汚れている。

- ・汚れたイレーザを使い続けると、傷や汚れの原因となります。
- ・エアコンやOA機器の空気の吹き出し口の近くにあると、ボードが乾燥したり、ほこりが付着しやすくなります。

【対策】 ホワイトボード表面を定期的に水拭きする。汚れたイレーザは使わない。

②ホワイトボードマーカーの成分バランスが崩れてしまっている。

- ・キャップの締めが不完全だと溶剤が揮発してしまいます。
- ・縦置き保管をすると、顔料が下に沈んでしまうなど、成分の均質性が保たれなくなります。
(多くのホワイトボードマーカーの後端部は立てられないよう丸くなっています)

【対策】 ホワイトボードマーカーのキャップをしっかりと締め、横置き保管をする。
かすれたマーカーを使い続けない。

③書いてすぐ消している。

- ・着色剤と樹脂が結合して形成される皮膜が不完全な状態です。

【対策】 書いてから、10～20秒待ち、筆跡が見た目に乾燥状態になってから拭く。

④書いて長時間放置した。

- ・時間が経つとはく離剤も徐々に揮発して、皮膜がボード面にくっついてしまいます。

【対策】 書いたまま長時間放置しない。

⑤異なるメーカーの成分が混ざり合っている。

- ・ホワイトボードマーカーはメーカーによって成分が異なりますので、ボード上の消去メカニズムが崩れてしまう場合があります。

【対策】 同一メーカーのホワイトボードマーカーを使用する。

IT化が進んでいる今の時代にあっても、まだまだアナログのホワイトボードは重要なコミュニケーションツールです。使う人も、見る人も気持ちがよく利用したいものですね。

*日本筆記具工業会：http://www.jwima.org/markingspen/05markingspen_%20wb/05-1markingspen.html

◇ 『アクティビティノート』第251号（2018年1月発行）掲載



電子レンジで飲みものを温める時は “突沸”に注意！

冬の寒い日、外出から帰ったら、暖かい飲みものでホッとしたいですよね。そんな時、一人分の飲みものを温めるのに電子レンジはとても重宝します。でも、気をつけないと思わぬ事故にあってしまうことがあります。例えば…

『マグカップに豆乳を入れて電子レンジの“あたためボタン”で温めた。取り出してスプーンでかき混ぜたところ、突然激しく沸騰。熱い豆乳が吹き上がって顔にかかり、顔をやけどしてしまった』



この事故の原因は電子レンジで加熱された豆乳の“突沸”にあります。突沸とは、読んで字のごとく、加熱された液体が、突然激しく沸騰する現象です。通常、液体を温めると、熱源に近いところの液温が沸点（水であれば100℃）に達し、水蒸気でブクブクと泡立ち始め、やがて液体全体が激しく泡立つようになります。しかし、まれに、液温が沸点に達してもブクブクと泡が出ないことがあります。この状態を過加熱状態と言います。この過加熱状態はとても不安定なので、何らかの刺激が加わると、突然、爆発したように沸騰し、一気に液が吹き上がります。この現象が突沸です。

突沸はどんな液体でも起きる可能性があります。常に起こる訳ではなく、加熱される液体（牛乳、豆乳、コーヒー、またスープ・カレーなどのとろみのある食品で起きやすい）や容器、過熱方法など、いろいろな条件が重なった場合に発生します。電子レンジの場合、液全体が均等かつ急速に加熱されるため、コンロなどでの直火の加熱に比べ、過加熱状態になりやすく、突沸を起こしやすいと言われています。庫内で加熱中に突沸を起こす場合もありますが、過加熱状態の飲みものを取り出す際の振動、スプーン等での攪拌、砂糖などの固形物の投入がきっかけとなって、後から突沸が発生することもあり、大変に危険です。思わぬ事故に合わないため、下記の2つの注意点を心に留めておきましょう。

◆温めすぎに注意！（沸点以上に温めなければ突沸は起きません）

自動のあたため加熱（「あたためボタン」など）を使うと温めすぎてしまうことがあります。専用の温め機能（「飲みものボタン」など）を使うようにしましょう。手動で温める場合、加熱時間は控えめに、電子レンジの取り扱い説明書に従って温めましょう。

◆温めすぎた、と思ったらすぐに取り出さず、そのまま1～2分冷ます！（過加熱状態の時は刺激を与えない）

過加熱状態になっていると、取り出した際の振動や攪拌、砂糖などを入れることによる刺激で突沸することがあります。液温が沸点以下になるまで冷ましてみましょう。沸点以下であれば突沸が起こることはありません。

参考情報；『食品加熱時の突沸に注意』国民生活センター（2014年12月4日）

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20141204_1.pdf

◇ 『アクティビティノート』第252号（2018年2月発行）掲載



知って 防ぐ 着衣着火による事故

『着衣着火』をご存知ですか。着用している衣服に火が燃え移って燃え上がる現象のことですが、毎年多数の事故が発生しており、火傷の危険だけでなく、火災や死亡事故に発展することもあります。調理など、日常生活で火を使う機会は多く、着ている服は可燃性ですから、思わぬ動作で火が付いてしまうことは充分考えられます。しかし、『表面フラッシュ現象』といって、わずかな炎の着火で瞬間的に衣服の表面を火が走り、あっという間に燃え広がってしまうことはあまり知られていません。人間の皮膚は70℃くらいの熱を1秒でも受けると皮膚組織が破壊されて火傷を起こします。また、程度にもよりますが、火傷の範囲が体表面積の30パーセント以上に及ぶと生命に危険が生じると言われており、着衣着火には大きな危険が伴います。服に火が付けば、さすがにすぐに気が付くはず、と思われるかも知れませんが、気が付いたときには、想像以上に火が燃え上がっており、気が動転して迅速で的確な対応が取れないこともあり得ます。着衣着火の起こるメカニズムを理解して、起こさないための注意、もし起こってしまった時に慌てないための対処方法を知って、事故を未然に防ぎましょう。

繊維素材の燃えやすさと衣服の形状

繊維素材や衣服の形状によって燃えやすさに違いがあります。着衣着火は着火源があれば、あらゆる場面で起こりうることであるため、燃えやすい繊維素材や形状を確認しておきましょう。

■繊維素材の燃えやすさ

とても燃えやすい繊維		燃えやすい繊維	燃えにくい繊維
綿、キュプラ レーヨン	アクリル※ ビニロン	ポリエステル、ナイロン絹、 毛	アクリル系※ フェノール系
炎を上げてすみやかに 燃え上がる	融けながら炎を出して すみやかに燃える	炎の広がりはややかで 徐々に燃焼する	炎に触れている間は燃える か焦げるが、炎を遠ざけると すぐ消える

※アクリル繊維はポリアクリロニトリルを85%以上含有する。一方アクリル系繊維はポリアクリロニトリルの含有率が35～85%で、塩化ビニルまたは塩化ビニリデンを含有する。

■衣服の形状による起こりやすさ

ゆったりとした袖口がコンロに近づいてしまい火が付いた、垂れ下がる飾りのデザイン・マフラーやスカーフなどを着用したままで調理し火が付いたなど、衣類の形状や身につけるものによって起こりやすくなります。また、素材と表面形状の条件が揃った場合、『表面フラッシュ現象』が発生する可能性があります。

■表面フラッシュ現象について

表面フラッシュ現象とは、衣類にわずかな炎が接触しただけで、表面に火が走る現象のこと。一瞬のうちに衣服全体に火がまわり、表面だけでなく生地にも燃え広がることもあり大変に危険です。

表面フラッシュ現象は、素材と表面形状の条件が揃った場合に発生することが知れており、国民生活センターの商品テストによれば、『表面フラッシュ現象が起きやすいのは、①綿やレーヨン等の易燃性のセルロース系繊維素材で、②ネル地等のように生地の上に細かい繊維が起毛されていて、毛羽の間隔がある程度あり空気を含みやすい形状で、③生地が静電気等で毛羽立っていて、④乾燥している時であった。また、ポリエステル、アクリル、ナイロン等の合成繊維は生地の上に毛羽があ

っても、炎に接しても表面フラッシュすることはないが、炎に接した部分が溶融して皮膚に付着する危険はある』とのこと。

事故を防ぐために

日常の無意識に行っている何気ない動作で、衣類に火が燃え移り、それが重度のやけどや死亡事故にもつながることを知っておくことが防災意識を高めることとなります。

【具体的な注意点】

- ・火を扱う時には、袖や裾の広がっている衣類は避けましょう。
- ・エプロンなど、調理時に着用する繊維は燃えにくい繊維・形状のものを選びましょう。
- ・ガスコンロの奥には料理道具や調味料を置かないようにしましょう。
- ・直火でない電気ストーブも着火源になりますので、近寄り過ぎないように気をつけましょう。



事故が発生してしまったら！

着衣着火は、日常生活の中で、誰にでも起こる可能性がある事故であり、日頃から起こった時の対処法を身につけておくことが大事です。

【具体的な対処法】

- ・すばやく脱げる場合は衣類を脱ぎ捨てましょう。
- ・水をかけて火を消しましょう（水道水、洗い桶の水、浴槽の水、花瓶の水、ジュースなど）
- ・水がない時は、決して走り回らず、燃えているところを地面に押し付ける様に、その場で倒れこみ、転がって消火しましょう^{※1}。

※1 「Stop、Drop and Roll (SDR)」と言って、アメリカで一般的に行われている方法です。

- ①Stop（止まる）：走り回ると火の回りが速くなる
- ②Drop（倒れる）：立っていると、火災が頭部に延焼し、頭部や気道を熱傷する恐れがある
- ③Roll（転がる）：手で顔を覆うようにして、左右に転がり火災を窒息消火させる

参考にした情報

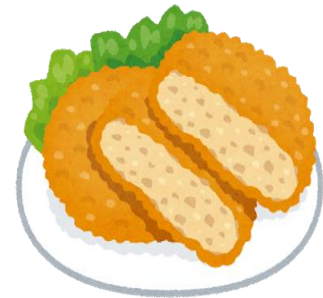
- 1) 国民生活センター「衣料品の表面フラッシュに関するテスト結果」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-19991004_1.html
- 2) 国民生活センター「服が燃えておおやけど！知られざる危険『着衣着火』」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/a_W_NEWS_031.html

◇ 『アクティビティノート』第253号（2018年3月発行）掲載



じゃがいもの天然毒素による食中毒

肉じゃが、カレーライス、ポテトサラダ、コロッケなど、じゃがいも料理には日本の代表的な家庭料理が多くあります。また、ポテトチップスもスナック菓子の代表選手です。このように、じゃがいもはなじみ深い野菜のひとつであることは言うまでもないことです。しかし、幅広く食されているじゃがいもでも稀に食中毒が起こることがあります。自然の物だから安全、天然の物だから安全、または加熱すれば安全などと思わずに正しい知識をもって、調理することで、食中毒を防ぎましょう。



食中毒の原因は？

じゃがいもに含まれる天然の毒素が原因です。その毒素の正体は、ソラニンやチャコニン。これらは、グルコースやガラクトースなどの「糖」と、植物由来の窒素を含んだアルカリ性物質であるアルカロイドからできているグリコアルカロイド（GA）の一種です。じゃがいもに含まれるGAの約95%はソラニンやチャコニンです。これらを一定量摂取すると、嘔吐、下痢や頭痛などの中毒症状が起こります。これらの毒素は、じゃがいもの芽の部分、緑色の皮の部分に多く含まれます。未熟で小さなものに多く含まれ、傷をつけることで含有量が多くなります。このため、扱い慣れない学校などの菜園や家庭菜園で育てたじゃがいもでの事故が報告されています。



加熱すれば大丈夫？

食中毒は加熱によって防げるものと防げないものがあります。例えば、白いんげん豆は、「レクチン」というタンパク質に起因する食中毒を起こすことがありますが、加熱を充分に行うことで「レクチン」は活性を失います。しかし、じゃがいもの中の天然毒素であるソラニンやチャコニンは、加熱しても確実に減ることは期待できません。じゃがいもでの食中毒を防ぐためには、芽や緑色になった皮の部分をしっかりと取り除き摂取しないようにすることが大切です。

栽培から調理まで、各段階でのポイント

■栽培時・収穫時のポイント

①じゃがいもに太陽の光が当たらないようにすること

太陽の光が当たることで毒素が増え、皮が緑色になります。じゃがいもは、種いもを植え付けて栽培します。新しくできるじゃがいもは種いもより上にできる性質がありますので、地表に出て太陽の光が当たらないように「土寄せ」をすることです。

②大きく育てること

未熟なじゃがいもは天然毒素の濃度が高いことがあります。十分な肥料をまき、芽が出て、10cmほど伸びたら、太い芽を2〜3本残して「芽かき」をしましょう。

③じゃがいもに傷をつけないように収穫しましょう。

■保管時のポイント

①蛍光灯などの光も避けること

太陽の光だけでなく、蛍光灯などの光でも発芽し、皮は緑色に変色し毒素が増えます。通気性がよい、冷暗所に保管しましょう。

■調理時のポイント

①芽をしっかり取り除くこと

②緑色に変色している部分は厚めに広くむきましょう。

③苦みを感じたら、食べないようにしましょう（毒素の濃度が高いと苦くなる）



じゃがいもはデンプンを主成分として、他にビタミンCや食物繊維なども豊富に含まれている栄養価の高い食物です。一般的にビタミンCは熱に弱いことは知られていますが、じゃがいもに含まれているビタミンCはデンプンに包まれているため、比較的熱に強いという特徴があります。せっかく美味しく調理して、栄養を摂取しても食中毒を起こしては台無しです。正しい知識をもって、じゃがいも料理を楽しみたいものですね。

参考にした情報

- ・農林水産省 知識があれば怖くない！天然毒素

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/foodpoisoning/naturaltoxin.html>

- ・農林水産省 ジャガイモによる食中毒を予防するためにできること

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/solanine/yobou/attach/pdf/yobou-5.pdf>

- ・農林水産省 ソラニンやチャコニンとは

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/solanine/solanine/solanine.html>

◇ 『アクティビティノート』第254号（2018年4月発行）掲載



洗たく物が臭い！ その原因と対策は…

先日、北陸地方にお住まいの女性から、着用中の衣類のニオイについての相談がありました。

『最近、着用中に衣類から嫌なニオイがして困っている。最初は大丈夫なのに、着ているうちにツンとしたニオイを感じる。周囲の人に臭いと思われていないかとても気になる』

お話を伺うと、雪の多い冬場は部屋干しをするので、洗たく物が中々乾かないことがある、とのことでした。よく洗ったにもかかわらず、使用し始めると後から発生する不快なニオイ。その原因は雑菌の繁殖です。



ニオイ発生メカニズム

最近の研究で、特定の菌種がニオイを発生させていることがわかってきました。そして、ニオイの原因菌の種類により、雑巾のようなニオイだったり、汗のようなニオイだったり、発生するニオイも変わってきます。この原因菌は適度な温度下で水分と栄養があれば、もの凄い勢いで繁殖します。身体から出る皮脂汚れを栄養分として分解し、イソ酪酸、イソ吉草酸といった短鎖脂肪酸、4-メチル3-ヘキセン酸といった中鎖脂肪酸を産出し、これらがニオイ物質となります。部屋干しなどで中々乾かない状況は、原因菌の繁殖に好適な環境です。特に、タオルなどの水を多く含みやすく厚手の繊維製品は乾燥しにくいいため、原因菌やニオイ物質が蓄積しやすく、乾いた後で鼻を近づけると雑巾の様なニオイがすることがあり、「生乾き臭」と呼ばれています。

一般に雑菌は乾燥や紫外線に弱く、洗たく物を陽に当てて乾燥すればほとんどが死滅してしましますが、ニオイの原因菌は乾燥や紫外線に強く、乾いた後の衣類にも残っていることが知られています。このため、最初は臭わなくても、着用後汗をかいいたりすると、急激に繁殖しニオイ物質を放出します。これは「もどり臭」などと呼ばれています。

洗たく物のニオイの発生を防ぐには…

洗たく物のニオイを防ぐポイントは次の4つです。

①ニオイ原因菌繁殖の栄養源となる「汚れをしっかりと落とす」

◆洗たく機に洗たく物を詰め込み過ぎないようにし、適量の洗剤と水で洗う。

◆すすぎにはお風呂の残り湯は使わない。必ず水道水ですすぐ。

※お風呂の残り湯は水道水に比べて水温が高いため洗剤の洗浄力を高めますが、一方で汚れや雑菌が含まれています。洗いに使うのはOKですが、すすぎはNGです。

②洗たく物に「ニオイ原因菌を残さない」

◆洗たく時に漂白剤を併用する。または除菌効果のある洗剤を使用する。

※除菌効果のある洗剤には漂白成分が配合されています。この場合、漂白剤の併用は不要です。

◆漂白剤で除菌するときは、ぬるま湯でつけ置きをするとより効果的。

※衣類（素材）によって洗濯できる温度や漂白剤の使用可否が決まっています。洗たく前に衣類に付いている洗たく表示を確認しましょう。

③洗たく物に残る「ニオイ原因菌を増やさない」

◆洗たく前に洗たく物を濡れた状態で放置しない。

◆抗菌効果のある洗剤を使う。

◆抗菌効果のある柔軟剤を使う。

④干している時にニオイ原因菌が繁殖しないように「早く乾燥させる」

◆干す時は、洗たく物の間隔をあけて干す。

◆部屋干しの時は、除湿や換気をして室内の湿度を下げる。

除菌と抗菌の違い

最近、衣類からのニオイを防ぐ目的で、「除菌」や「抗菌」を謳った製品が数多く販売されています。「除菌」とは、対象物から増殖可能な菌を有効数減少させることです。これに対し、「抗菌」とは菌の増殖を抑制、あるいは阻害することになります。それぞれ役割が違うことを覚えておきましょう。



3.6 「コラム」

◇ 『アクティビティノート』第243号（2017年5月発行）掲載



ヘアカラーの誤解



髪色を明るくしたり、白髪を黒く染めたりするヘアカラーは、ファッションや身だしなみの一つとして、老若男女を問わず広く利用されています。でも、安全に使うには、ちょっとした注意が必要です。消費者庁の事故情報データベースには、ヘアカラーによる「かぶれ」などの皮膚障害の事例が毎年200件程度登録されています。この「かぶれ」には非アレルギー性の刺激性接触皮膚炎とアレルギー性接触皮膚炎があります。刺激性接触皮膚炎は誰にでも起こり得るもので、皮膚の状態や体調によって起こったり、起こらなったりします。一方、アレルギー性接触皮膚炎は一度起こると、原因物質に触れるたび（つまりヘアカラーを使うたび）に症状が現れます。また、使用を繰り返すと症状が重くなり、日常生活に支障を来たすほど重症化することもあります。ヘアカラー製品には注意表示があることもあり「ヘアカラーがアレルギーを起こすことがあることくらい知っているよ」という方も多いのではないのでしょうか。では、ここでちょっと質問です。

「かぶれ等の症状が現れた場合、別の製品に変えれば改善される」YesかNoか？

消費者安全調査委員会が平成27年度に行った実態調査では、過半数の56.5%の方が、「非常にそう思う、またはそう思う」つまりYesと答えています。しかし、正解はNo。実はヘアカラーでアレルギーを起こした場合、ヘアカラーのメーカーやブランド、色番号などを変えてもアレルギーは起こります。ヘアカラーには、すべて酸化染料という反応性染料が使われており、アレルギーは、ほとんどこの酸化染料が原因です。このため、違うヘアカラー製品に変えてもダメという訳です。また、美容室で使われるヘアカラーにも酸化染料が使われており、プロに任せればOKという訳にもいきません。

では、ヘアカラーによるアレルギーから身を守るにはどうしたらよいのでしょうか？ヘアカラー製品には、必ずセルフテスト（パッチテストとも言う）を行うためのキットが付属しています。使用前に必ずセルフテストを行い、アレルギー反応がないことを確認しましょう。セルフテストは一度やればよいというものではありません。面倒でもヘアカラーを使うたびにやるようにしましょう。また、ヘアカラー後に「かぶれ」などの異常を感じた時は、必ず医療機関を受診し、適切な処置を受けるようにしましょう。不幸にもアレルギーが出て、ヘアカラー製品が使えなくなってしまった場合には、ヘアマニキュアと呼ばれる染める仕組みが異なる染毛剤がありますのでこれを使うと良いでしょう。色持ち期間は2～4週間程度と短いですが、酸化染料を用いておらず、セルフテストも不要です。

【参考にした情報】

- 1) 消費者庁「毛染めによるアレルギーに注意」

<http://www.caa.go.jp/safety/index29.html>

- 2) アカラー工業会ホームページ <http://www.jhcia.org/>

◇ 『アクティビティノート』第244号（2017年6月発行）掲載

コラム 振るべきか振らざるべきかそれが問題だ！

使うときに適量を均一に取り出せるエアゾール製品、とても便利ですよね。皆さんは使う時に、振ってから使いますか、それとも振らずに使いますか。実は、エアゾール製品には、振ってから使うものと振ってはいけないものがあります。製品の注意表示を見てみると、制汗剤などは「ご使用前に容器を斜めに強く振り…」と振ってから使えと書いてあります。一方、育毛トニックなどは「振らずに…」と振らないように指示されています。ではヘアスプレーはどうか、と見てみるとヘアスプレーには振る、振らないの注意表示がありません。さあ困った、これはどうしたらいいのでしょうか。実は、注意表示のないものはどちらでもいい、つまり使い方を指示する必要がないので、注意表示もないということなのです。このような違いがあるのは何故なのか、調べてみました。



使う前に振るもの

エアゾール製品の中身は内容液と噴射剤から成っていますが、噴射剤としてよく使われる液化石油ガスやジメチルエーテルは、缶の中（高圧下）で多くが液体で存在しています。内容液と液状の噴射剤が混じり合わずに分離している場合、使用前によく振る必要があります。また、制汗剤のようにパウダー成分が配合されている場合や、内容液に油性の成分が含まれる乳化系の製品も振ってから使う必要があります。つまり、中身が分離していて不均一な製品は、よく振って均一にしてから使うということです。

使う前に振ってはいけないもの

最近では、噴射剤に窒素や炭酸ガスのように不燃性ガスを使う製品も増えてきました。これらの噴射剤はエアゾール缶の中で、液化しておらず、圧縮ガスとして充填されています。このような製品は使用前に振ってしまうと、ガスが内容液に溶解または分散してしまうので、そのまま使い続けると、ガスが必要以上に放出されてガス欠を起こしてしまうのです。このため、振らずに使うように指示されています。

振る、振らないの表示のないもの

内容液が、噴射剤を溶かし込んで均一になっている場合があります。例えば、内容液にエタノールを多く含み、噴射剤に液化石油ガスやジメチルエーテルが使われている場合などが、これに該当することが多いようです。この場合、すでに中身が均一になっていますので、振っても振らなくてもどちらでもかまわないことになります。

エアゾール製品、上手に使うには振る・振らない、の他にも、噴射口を上に向けて使うか下に向けて使うかなど、細かい注意事項があり、製品に絵入りで丁寧に説明されています。毎日使い慣れた製品も一度確認してみるとよいでしょう。

◇ 『アクティビティノート』第246号（2017年8月発行）掲載



リスクホメオスタシスと徒然草

去る6月30日に、当センターの平成28年度活動報告会を開催いたしました。今回は『誤使用』をテーマに、当センターの活動報告と早稲田大学小松原教授のご講演で構成いたしました。ご講演では、誤使用が起こる要因や背景について、また誤使用をいかに予見し対処していくかというリスクアセスメントの手法について、わかりやすくお話しいただきました。最後に参加者からの質問を受けたのですが、印象に残る質疑応答がありましたので紹介いたします。

〔質問者〕 今は本当にフルプルーフでメーカーも気をつけて作っているので、例えば昔だったらアイロンをつけっぱなしにすると火事になるのでみんな気をつけようという意識があったのですが、今は何でも安全になってきているのでそういう意識がどんどん失われて、ちょっと人は劣化しているのではと思うことがある。そう言ったことを啓発するのですが、やはり、身につまされて危険に遭わないと人は学ばないみたいなこともあるので、その辺のバランス感覚が非常に大事と思っているのですが、先生はどのようにお考えでいらっしゃるか聞かせていただければと思います。

〔小松原先生〕 ものが安全になると世の中全部が安全だと思ってしまうところがあり、結局リスクの総量は変わらないといわれますよね。リスクホメオスタシスが言われていて、だから悩ましいのですが、ただ生活の中においても危ないものがあるんだよ、という基本的な考え方は教える必要がある。あれが危ない、これが危ないと具体的にいうのではなく、世の中には危ないものがある、その危ないものからは（危なさを回避する仕組みやルールで）守られているんだという基本的な心構えを言っていけないだろうということは感じます。ご指摘のとおりだと感じます。

リスクホメオスタシスとは、危険を回避する手段・対策をとって安全性を高めても、人は安全になった分だけ利益を期待してより大胆な行動をとるようになるため、結果として危険が発生する確率は一定の範囲内に保たれるとする理論。例えば、交通事故の多い、狭くて曲がりくねっていて見通しの悪い道路があったとする。この道路を拡張し、直線化して見通しを改善したら事故は減るかという問いに対し、道路が改良されたら、ドライバーは当然スピードを上げ、安全になったという意識との裏返しで運転中の注意力は低下する。結果として事故は減らない。という考え方で、カナダの交通心理学者ジェラルド・ワイルドが提唱したものです。この理論そのものには賛否両論あるようですが、ここで言われているような消費者の行動変化はごく一般的に見られるもののように思われます。



安全対策を講じても、それだけでは必ずしも十分とは言えません。一方で消費者のリスク感度を高めるような働きかけが必要。その二つがバランスよく作用して初めて製品事故が低減できると考える

べきでしょう。それでは、消費者のリスク感度を高める働きかけは誰が、どのようにやればいいのでしょうか？

この質疑応答を聴いて、「徒然草」の中の「高名の木登り」の一説を思い出しました。

木登り名人と言われている男が、人に指示をして、高い木に登らせて枝を切らせた。高い場所での作業で、とても危なく見えたときには声をかけることもなかったのに、降りてきて、軒の高さぐらいになった所で、

名人：「怪我をするな。気をつけておきなさい。」

と、初めて声をかけた。そこで、

私：「この程度の高さならば、飛び降りても降りることができるでしょう。どうしてこのように言のですか。」

と尋ねたところ、

名人：「そのことでございます。高さでめまいがし、枝が細く折れ

そうで危ないうちは、登っている人は自分で怖がりますから、敢えて気をつけなさいとは申しません。失敗は、簡単どころになって、必ず起こるものでございます。」

と言います。この木登り名人は身分の低い下人ではあるけれど、言っていることは徳の高い人の戒めと合致しています。蹴鞠も、難しいところきた鞠を蹴り出したあとで、簡単どころきた鞠をけるときに容易だと思っていると、必ず落ちると言われているようでございます。

という話です。

この木登り名人は、木登りのリスクをしっかりと認識しており、その上でちょっとした気の緩みが事故を招くことを、経験上よく知っています。消費者サイドのリスク感度を高めるといのは、このようなことなのでは無いでしょうか。

「徒然草」が書かれたのは鎌倉時代の末期。そのころには事故防止の原理原則となるようなことが語られていたことを考えると、ものごとの原理原則といったものは、時代が移り、生活環境が大きく変化しても変わらないものなのだとつくづく思います。しかし、人はどんどん更新されて行きます。大事なことを継承する努力は、常に継続していかなばすぐに途絶えてしまいます。そうすると、消費者のリスク感度を高める努力は、企業だけでなく、家庭や、学校教育など、社会全体で担っていかなばならない課題であるように思われます。

「これが危ない、あれが危ないと具体的にいうのではなく、世の中には危ないものがある、それは守られているんだという基本的な心構えを言っていけないといけない」というのは、根本的な原理原則から理解した木登り名人を増やすことが必要だということで、木登り名人が更にその弟子に伝承していく、そのような動きを世の中に作っていくことが大事なのではないのでしょうか。



◇ 『アクティビティノート』第247号（2017年9月発行）掲載



『出前講師』出動



去る7月18日、三重県の鈴鹿亀山消費生活センターの依頼を受けて、鈴鹿市にて化学製品に関するセミナーの出前講師を務めてきました。会場となった公民館では、毎月高齢者向けの生活セミナーを実施しており、その一環で、化学と化学製品に関する話をしてほしいという依頼で、当日は60～80歳代の女性を中心に80名ほどお集まりいただきました。

セミナーのタイトルは『化学と化学製品のあれこれ ～身の回りの化学製品の知識～』。前半は、身近な現象や製品を題材に、昆布のうま味成分の話や、梅酒を作る際の浸透圧現象、地球上で最も危険な生物^{※1}とその対処方法（答えは下）など、日常生活の中での化学との関わりをお話ししました。後半は「化学製品による事故を防ぐために」をテーマに、具体的な事象事例を挙げて事故の要因と事故を起こさない為の注意点についてお話ししました。事例としては、塩素系製品の「まぜるな危険」、防水スプレーの吸引事故、ヘアカラーによる皮膚障害、高齢者の誤飲・誤食について、を取り上げました。



今回、事前に予測していた、いい意味で裏切られたことが3つありました。一つ目は、きっと早く来る人がいるだろうから、早めに会場に着くようにしようと思い、開始時間の45分前に会場入り。しかし、すでに5名ほどお見えになっており、その後も続々と集まり、30分前には約半数が集結。皆さん顔見知りで、おしゃべりが始まり賑やかなこと賑やかなこと。そうでした、セミナーは勉強の場と同時に社交の場でもあるのです。二つ目は、90分の持ち時間、途中で眠らずに聴いてもらえるだろうかという心配。これは杞憂に終わりました。皆さん、集中力を切らさずにしっかりと聴いていただけました。三つ目は、セミナーへの反応。世の中には化学と聞いただけで、亀の子アレルギーを起こす人もいます。なるべく興味を持ってもらえるように、所々にクイズを差し込んだり、と工夫を試みたのですが、これが受けずにスベッタらどうしよう（汗）。しかし、反応は上々、クイズにも真剣に取り組んでいただけました。

セミナーは参加者と講師の交流が大事。参加者に前向きに臨んでもらえれば、講師もやりがいを感じてテンポよく話せます。今回のセミナーはとても気持ちよく終えることができました。まだまだ不慣れなところもあり、内容や進め方に工夫の余地はありますが、少しでも参加者の啓発に役立てて頂けたら幸いです。

化学製品 PL 相談センターでは、消費者啓発の一環として出前講師の派遣を行っています。お話しさせて頂く内容についても、ある程度ご要望に応じることが可能です。お気軽にご相談ください。

※1 地球上で最も危険な生物（死者を多く出している生物）とは、『蚊』です。

<https://www.gatesnotes.com/Health/Most-Lethal-Animal-Mosquito-Week>

◇ 『アクティビティノート』第248号（2017年10月発行）掲載



もし化学製品で事故にあったら… その1 製造物責任（PL）法の概要

私たちは日常生活において様々な製品を利用しています。もし、これらの製品に起因する事故で損害を被った時、どう対処したら良いのでしょうか。

製造業者に責任を問い、損害賠償を求めるときに拠り所となるのは製造物責任法になります。製造物責任法はProduct（製造物）のPと、Liability（責任）のLの頭文字をとり、一般にPL法と呼ばれています。ここでは、PL法の概要について、簡単に解説したいと思います（PL法の詳細は消費者庁や国民生活センターのホームページで詳しく解説されています^{1), 2)}）。

PL法とは…

PL法は「**製造物の欠陥により人の命、身体又は財産に係る損害が生じた場合における製造業者等の責任について定める**」ものです。ここでいう損害はいわゆる拡大被害のことで、製造物自体の損害にとどまった場合は、損害賠償請求の対象になりません。ただし、PL法が適用されない場合であっても、民法上の不法行為責任（第709条）、債務不履行責任（第415条）、瑕疵担保責任（第570条）などの要件を満たしていれば、それぞれの責任に基づき損害賠償を請求することが出来ます。

製造物とは…

PL法で製造物は「**製造又は加工された動産**」と定義されており、サービス（医療、理容、美容、エステなど）、不動産（土地、建物など）、未加工の農林蓄水産物、無体物（電気、ソフトウェアなど）は、それに該当しないとされています。

欠陥とは…

欠陥とは、「**製造物が通常有すべき安全性を欠いていること**」を指し、安全性にかかわらないような品質上の不具合は該当しません。欠陥には三つの類型があり、設計上の欠陥（安全性に配慮して設計されていなかった等）、製造上の欠陥（製造工程に誤りがあったために安全性を欠いている等）、指示・警告上の欠陥（有用性や効用との関係で除去できないような危険について、それによる事故を防ぐための指示・警告が適切でなかった等）が、これにあたります。ただし、皮膚トラブルのように個人の体質に左右されるような場合は、被害発生の可能性とその程度も考慮した上で、欠陥の有無が判断されることとなります。また、製品表示や取扱説明書に従わずに誤った使い方をしたり、本来の用途とは異なる目的に使ったりしたために事故に至った場合は、使用者の責任とみなされる可能性があります。

被害者が証明すべき3つの事柄

PL法に基づく損害賠償を請求するには、**1) 被害が発生したこと、2) 製造物に欠陥が存在していたこと、3) 被害が製造物の欠陥により生じたこと**、を被害者自身が立証しなければなりません。もし

も事故が起きてしまったら、事故現場の状況を写真、ビデオ、メモなどに記録し、事故の原因となった製品、被害が及んだ家財などは大切に保管しておきましょう。原因究明等のために、警察署、消防署、製造業者等に事故品を預ける必要があるときには、預り証などの交付を受け、送った場合は運送会社などの控えも保管しておきましょう。また、ケガや病気の場合には、医師の診断書、諸経費の領収証などを保管しておきましょう。そして、事故が発生した日時・場所、そのときの使用状況、被

害の内容などを整理した上で、製造業者等に申し出ましょう。その際、先方の担当者名や対応内容などを、メモや録音テープなどに記録しておくといでしょう。

PL法の目的は「…（略）…の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」とされています。被害を救済するだけでなく、事故の未然防止・再発防止に向けて活かしていくことが求められています。そのためには、製造業者はより安全な製品設計を心がけ、品質管理を徹底し、必要な情報が正確に伝わるような表示の工夫に努めることが求められます。また、消費者も、購入・使用する際は製品表示や取扱説明書をよく読んで、正しく使用する必要があります。日頃から製品回収情報や事故情報に関心を持つようにしましょう。

- 1) <http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/seizoubutsu/pl-j.html>
- 2) <http://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-hhkouza.html>



◇ 『アクティビティノート』第249号（2017年11月発行）掲載



もし化学製品で事故にあったら… その2 相対交渉のコツ

日本で製造物責任（PL）法が施行されたのは1995年、今から22年前になります。PL法は消費者保護の観点から立法された法律であり、製造物に起因する事故による被害から消費者を救済するために、無過失責任主義に基づく製造物責任を定めています。PL法以前は民法の不法行為を根拠にせざるを得ず、被害者である消費者は、加害者である製造業者の「過失」を主張立証しなければならず、その負担が被害者救済を妨げていました。これが、PL法の施行により、製造物の「欠陥」の存在を立証すればよいことになり、被害者救済の道が拓けたと言われています。



では、PL訴訟はどの程度起こっているのか、消費者庁が公開している「製造物責任（PL）法による訴訟情報の収集¹⁾」を見てみると、施行以来の累計で訴訟数は382件、うち、和解に至ったケースは71件となっています。決して多いとは言えない数に留まっています。

理由は色々ありますが、そのひとつにPL訴訟に持ち込む前に、製造業者との直接の話し合いで決着するケースが多いことが考えられます。確かに、被害状況にもよりますが、訴訟を起こすほどではないが、製造業者に何らかの損害賠償をしてほしいと思うケースはよくあるように思います。事故の被害者が製造業者に直接申し出て、当事者どうして話し合いをすることを「相対交渉」といいます。ここでは、相対交渉をスムーズに進めるために知っておきたい事柄、心得ておくべき事柄について述べたいと思います。

まず、必要なこと

製造物に起因する事故としては、PL法の対象となるような案件、即ち、身体被害や財産被害などの拡大被害があったものを想定して話しを進めたいと思います。まず明確にしておかなければならないことは次の3つです。①損害（被害）が発生したこと、②製造物に何らかの欠陥があること、③損害（被害）が製造物の欠陥により生じたこと。これはPL法において、被害者側に立証責任のある内容ですが、製造業者にとっても、自らの責任を判断するときに考慮する事柄になりますので、状況を整理し、予め考えをまとめておく必要があるでしょう。

いつ、申し出たらいいの？

製造業者への申し出は早いに越したことはありません。もちろん、事故発生時に緊急を要すること、例えば救急搬送が必要な身体被害を被った、火災が起きて延焼しているとか、何をおいてもやらなければならないことは優先されますが、その場合でも、緊急事態が解消したらなるべく早く申し出るとよいでしょう。

製造業者は製品の欠陥による事故が起こった場合、被害者救済と同時に、同様な事故の発生を予防する必要があります。欠陥を修正するだけでなく、被害の重大性や拡大性によっては、リコールなどの対応を取るケースもあります。製造業者への申し出は、勇気のいる行為でもありますが、社会的責任と言う観点からも、事故が起こったら速やかに申し出るようにしましょう。

製造業者が訪問を申し出てきたのだが…

製造業者は被害状況を確認し、それが製造物（の欠陥）によるものかを判断するために事故状況を確認する必要があります。このため、電話での事情聴取だけでは不十分な場合には、訪問を申し出て

くることもあります。物損の場合は被害の程度と範囲を確認する必要があります。身体被害の場合も、外見確認や詳細な事情聴取のために面会を求めたり、医師の診察への同席を求めることもあります。また、化学製品の場合、使用環境や使い方が事故を誘発することもあり、現場を確認し、場合によっては再現テストの実施を求めてくる場合もあります。

製造業者に製品を渡してもいいの？

「製造業者が製品を調べたいと言ってきたが、渡してしまってもいいの」という質問をよく受けます。製造業者が事故クレームを受けた時に、該当製品を調査するのは基本的なことですので、渡して調査してもらいましょう。その際、該当製品は被害者の所有物ですので、返却されない場合は代替品を貰うか、返金してもらいましょう。また、調査の内容を確認し、結果報告の仕方についても確認しておきましょう。面会するかどうか、また調査結果を文書で貰うか、口頭でよいか等を取り決めておくとも良いでしょう。

調査結果に納得がいかない

よくあるのは「製品を使って損害を被ったのに、製造業者からは、該当製品は『正常品』なので問題ないと言われ納得できない」というものです。製造業者が該当製品を調査する際には、まず製造している工場の品質保証部門に送って、製品規格に該当する項目を検査し、該当製品の製造年月日当日の製造記録と使用された原材料の記録を調べる人が多いように思います。その結果、問題がなければ、『正常品』と表現します。これは、工場から出荷する際の基準を満たしており、市場に出回っている製品と同等であると言う意味です。

『欠陥』には、製造上の欠陥、設計上の欠陥、指示・警告上の欠陥と3つの類型がありますが、上記は、このうちの製造上の欠陥の有無について述べていることとなります。製造業者は製品開発の段階でリスクアセスメントを行い、リスクをなるべく排除する方向で製品設計を行い、排除しきれないリスクを警告表示や使用上の注意などで明確化していきます。つまり、設計上の欠陥と指示・警告上の欠陥については検討済みと考えがちです。また、製品調査が製造工場の品質保証部門で行われた場合、どうしても、製造上の欠陥を中心に見る傾向があるように思います。

PL法における欠陥は「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」と定義されています。別の見方をすれば、常識の範囲内で普通に使用していたのに事故に合い、被害を被った場合には、製造物に何らかの欠陥があったと考えることは否定できないとも言えます。回答に納得がいかない場合は、事故原因をどう考えているのか問い質してみるのも一つの手です。また、文書で回答してもらうことで曖昧さが排除され、専門的な知識を持った第三者に意見や見解を求めやすくなります。回答内容が専門的で理解しにくい場合は、文書回答を求められても良いでしょう。

心構えとして…

ドラマや映画で「出るところに出て白黒はつきりさせようじゃないか」といった台詞がありますが、ものごとは白黒だけではなく、実はグレーの部分が大きいものです。化学製品に関連した事故においても、製品欠陥の有無の判断が難しいケースや、誤使用が絡むケースなど判断が難しいケースは多々あります。

相対交渉ではご自身の主張を明確にして交渉に臨むことは大事なことです。一方、このグレーの部分でお互いに納得できる妥協点を見つける作業と捉えることも必要のように思います。



- 1) 消費者庁「製造物責任（PL）法による訴訟情報の収集」
<http://www.caa.go.jp/safety/index19.html>

◇ 『アクティビティノート』第250号（2017年12月発行）掲載



もし化学製品で事故にあったら… その3 ADR（裁判外紛争解決手続）とは

「泣き寝入りはしたくないが、裁判だとお金も時間も掛かる」、「当事者同士で直接交渉（相対交渉）をしてきたが、解決しそうもない」、「中立で信頼できる専門家に仲立ちしてもらって早く解決させたい」。消費者トラブルに見舞われた被害者が、このように思うことは決して少なくありません。

そんな時、有効な解決手段として、ADRを考えてみてはいかがでしょうか。ADRとは、Alternative Dispute Resolution、の略で日本では裁判外紛争解決手続と呼ばれています。

ADRにはどんな種類があるの？

ADRには「あっせん」「調停」「仲裁」の3つがあります。

「あっせん」と「調停」は当事者同士での交渉で解決を図る事を目的とし、第三者が間に入って当事者同士の話し合いを進めて解決をはかるものです。一般には解決策の提示までを行うのが「調停」で「あっせん」では解決策の提示は行わないとされています（機関によっては「あっせん」の場合でも解決策の提示までするケースもあるようです）。尚、ここでの解決策には拘束力はなく、拒否することもできます。「仲裁」とは事前に当事者同士が仲裁を受けることに同意（仲裁同意）した場合に、仲裁人が解決内容を判断するものです。仲裁判断は裁判の判決と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。また控訴や上告等の不服申し立ての制度はなく、仲裁判断がなされた事件について、裁判を起すことはできなくなります。

	ADR			裁判
	あっせん	調停	仲裁	
相手の合意	必要	必要	必要 (仲裁合意)	不要
解決案の提示	しない	する (調停案)	する (仲裁判断)	する (判決)
解決案の拒否	－	できる	できない (訴訟の提起不可)	できない
解決案の強制	－	できない	できる	できる
手続・解決案の公開	されない	されない	されない	される

ADRを利用するにはどうしたら良いの？

ADRを行う機関としては、提供主体から司法型、行政型、民間型の3つに分類されます。司法型とは、裁判所内で行われる民事調停等のことで、所轄の簡易裁判所に申し立てることで手続が始まります

(http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html)。

行政型とは独立の行政委員会や行政機関が行っているものです。代表的なものは地方自治体の消費生活センターです。消費生活センターは消費生活に関連した様々なトラブルの相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供を行っています。また、必要に応じてあっせん等を行うこともあります (<http://www.consumer.go.jp/trouble/donnatokoro/>)。

国民生活センター紛争解決委員会は消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要である重要消費者紛争について、和解の仲介や仲裁を行っています。通常、手続は各地の消費生活センターを通して行われますが、当事者が直接、申請することもできます

(<http://www.kokusen.go.jp/adr/index.html>)。

民間型とは、弁護士会や消費者団体、業界団体などが運営するものです。弁護士会が運営しているものは紛争解決センター、示談あっせんセンター、仲裁センター等の名称で、全国36ヶ所に設置されています (<https://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/conflict.html>)。

製造物責任（PL）に関連した事故案件を扱う場合、製造物毎の専門性が必要とされることから、業界毎にPL相談センターが設置されています。PL相談センターはすべての業界にある訳ではなく、各PLセンターの業務範囲も異なりますが、一般の消費者では知りえない専門的な情報や助言を得ることができます (<http://www.caa.go.jp/safety/plcenter.html>)。

化学製品PL相談センターもその一つで、化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会などに対応しています。ただし、当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

最後に

「転ばぬ先の杖」ということわざがありますが、思わぬトラブルに見舞われた時、慌ててパニックになり困らないよう、対応方法を知っておくことはとても大事なことです。3回に渡って、「もし化学製品で事故にあったら…」として、知っておいて欲しい事柄を書いてきました。事故を起こさないことがなによりですが、もしもの時の知識として、頭の隅にしまっておいていただけると幸いです。



◇ 『アクティビティノート』第251号（2018年1月発行）掲載



人は皆、崖の上の家に住んでいる

当センターに寄せられる相談に、化学製品やそこに含まれる化学物質の安全性についての問合せがあります。

「〇〇〇には有害物質が含まれていると聞いたのですが、使っても大丈夫でしょうか？」
といったものです。具体的な身体被害が出ている訳ではなく、漠然とした不安にかられて相談してきます。相談者によっては、ご自身でインターネット等を調べて、そこに様々な情報、中には危険性を指摘するようなものがあることから、不安を膨らませる場合もあるようです。一つ気になりだすと次から次へと心配になり、気にする必要のないことまで過度に心配していることも多く、これでは気が休まらないのではと、かえって心配になってしまいます。洗剤、化粧品、殺虫剤、接着剤、プラスチック製品等々、毎日の生活に欠かせないこれらの製品の安全性について、私たちはどの様に捉えたらいいのでしょうか。



南米のギアナ高地にエンジェルフォールと言う有名な滝があります。ここの崖は高さ 979m もあります。崖から落ちたら、まず命はないでしょう。しかし、日本にいてエンジェルフォールに落ちる心配をする人はいません。これは落ちる心配をする必要がないほど距離が十分に離れているからです。しかし、崖の上に家を建てて住んでいたとしたらどうでしょう。何かのほずみに崖っふちまで行って、足を滑らせて転落してしまうかもしれません。少なくとも、日本にいるよりは崖から落ちる確率は高まると言えるでしょう。

ある化学物質（あるいはそれを含有する化学製品）が安全であるかどうかを考える時に、2つの捉え方があります。ひとつはその化学物質の有害性の大きさを問題にするものです。これをハザードと言います。エンジェルフォールを例にとると、崖の高さがこれに当たります。もうひとつはリスクで捉えるもので、実際に被害をこうむる確率を問題にします。崖の高さだけではなく、そこからどれだけ離れているか、その距離を考慮したうえで、落ちる可能性を考えるということです。化学物質のリスクは、「有害性（ハザード）」と「身体に取り込まれる量（曝露量）」との関係で決まってきます。曝露量が大きいということは崖からの距離が近いということで、曝露量が小さいということは距離が遠く離れているということです。

日本人は、安全と言え、一切の危険が存在しないことと捉えがちですが、それを求めているのは生活がなりたちません。16世紀に活動した医師パラケルススは、「すべての物質は有害である。有害でない物質はなく、用量によって毒であるか薬であるかが決まる」と説いています。現代の毒性学でも、ほとんどの物質は多かれ少なかれ毒性があるとするのが基本的な考え方であり、砂糖や食塩、水でさえ大量摂取すれば体に害が及びます。そこで、安全とは「受け入れ不可能なリスクが存在しないこと」と捉えて、リスク

を管理していくことが大事になってきます。崖の高さ、ハザードだけを問題にするのではなく、崖からどの程度離れているかを考えて、落ちることのない距離を保って生活するようにしよう、また崖に近づきすぎることがないように管理して行こうということです。いま、世界的にも化学物質をリスクベースで捉えて管理していこうという取り組みが色々行われて成果を上げてきています。

では「何も心配いりませんよ、安心してください」ということかと言うと、そうではありません。その理由は3つあります。一つ目は、私たち人間は世の中のものすべてを分かっている訳ではない、ということです。科学技術の進歩により、様々なことが解明され、イノベーションが起きて、私たちは便利さや健康長寿を手に入れました。しかし、中には今まで知らなかった新たな危険が発見されることもあります。新たな危険に対しては、やがて何らかの対応が取られ、その状況は刻々と変化していきます。私たちには、新しい情報にアンテナを張って『いまを知る』努力が大切です。インターネットには膨大な情報が蓄積されていますが、利用するときには最新の情報は何か、情報元は信頼できるかに気を付けるとよいでしょう。

二つ目は、人の作るモノに完璧はない、ということです。意図的に欠陥製品を販売する企業はありませんが、ちょっとした不注意や管理の不備が欠陥を生むことは十分に考えられます。そこで、私たちが日常的に使っている製品で事故にあった時には、『声を上げる』ことが大事になってきます。企業や公的機関に申し出ることで、同じ被害の拡大や類似の事故を未然に防ぐことが可能になります。また、製品回収（リコール）情報にも関心を持つようにしましょう。

三つ目は、製品を間違った使い方をした場合です。著しい誤使用や誤飲・誤食などがこれにあたります。誤使用といっても、予め想定できる範囲の誤使用に対しては、製造メーカーが製品で安全を確保すべきとされていますが、非常識といえるような誤使用はこの限りではありません。大人は大丈夫でも、判断力の劣る子どもや高齢者については、特に注意が必要です。これに関しては『危険を察知する』目を持つことです。一朝一夕には出来ないことですが、日頃から事故情報に関心を持つようにしましょう。様々な事故情報を知ることで視点が養われ、より多くの気づきを得ることができます。

私たちは、崖の上の家に住んでいるようなものです。日常生活の中では崖までの距離は確保されているので、落ちることはありませんが、何かの拍子に崖に近づいてしまうこともあります。日頃から、崖の高さと崖までの距離感を意識して生活することが大事ではないでしょうか。



◇ 『アクティビティノート』第252号（2018年2月発行）掲載



チョコレートにまつわるエトセトラ

世界中で広く親しまれているチョコレート、近年、栄養面・健康面でも脚光をあびています。チョコレートの歴史は古く、ルーツは紀元前にまで遡るといわれています。嗜好品というより不老長寿としてのくすりとしてカカオ豆をすりつぶして飲んでいたようです。日本に伝わってきたのは、江戸時代と史料に記されています。2月14日のバレンタインデーに女性から好きな男性にチョコレートを贈るという習慣が定着していますが、最近では男性から女性へ贈ったり、友人や家族へ日頃の感謝の気持ちを込めて贈ったりと、コミュニケーションのひとつとして対象が広がってきています。



チョコレートの原料とその成分

チョコレートの原料は主にカカオ豆から採れるカカオマスとココアバター（カカオバターともいう）、そして砂糖やミルクなどです。カカオマスは炒ったカカオ豆から皮などを取り除いてすりつぶしたもので、これがチョコレート独特のほろ苦さのもとになっています。一方、ココアバターはカカオ豆に含まれている油脂分で、カカオマスから圧搾して作られます。その他の成分としては、タンパク質、脂質、糖質、食物繊維、ミネラル類、カカオポリフェノール、テオブロミンが含まれています。近年、カカオポリフェノールは生活習慣病の予防や改善によい影響があるとされ、様々な研究成果が報告されるなど注目されています。

チョコレートのくち融けの秘密

ココアバターをはじめ、バター、ラード、魚油、オリーブ油など、動植物から採った油や脂肪を総称して油脂といいます。この油脂を構成する油脂分子は、30種類ほどある脂肪酸（例：オレイン酸、リノール酸など）のうち、いずれか3つが組み合わさってできていて、その組み合わせのパターンによって、それぞれの油脂分子がとける温度、すなわち固体から液体に変化する温度が異なります。その結果、例えば常温ではバターやラードは固体、魚油やオリーブ油は液体というように、油脂そのものがとける温度も、含まれている油脂分子のとける温度によって左右されるのです。

しかし、ひとつの油脂の中には複数の種類の油脂分子が含まれているため、温度を上げていくと、とける温度の低い油脂分子から順にとけていきますが、油脂全体から見るととけ始めてからとけきるまでの温度には幅があります。ところが、ココアバターの中に含まれている油脂分子は、脂肪酸の組み合わせのパターンが互いによく似ているため、28℃前後の狭い温度の幅ではほぼいっせいにとけるのです。チョコレートが一般に、食べる前は固まっても口の中に入れるとなめらかにとけていくのは、油脂としてはたいへん珍しいココアバターの特性によるものなのです。最近では、原料に生クリームなどを加えることによってさらに口どけを良くしたチョコレートも作られています。ココアバターの特性は、化粧品、医薬品などにも活用されています。

いまさら聞けないチョコレートのQ&A

Q：チョコレートを暖かいところに置いておくと浮き出てくる白い粉は何？

A：これはとけたココアバターが表面に浮き出し、その後冷えて再び固まったもので、ブルーム現象（ブルミニング）といいます。食べても害はありませんが味や見た目が損なわれるため、チョコレートは直射日光を避けて涼しいところに保管しましょう。

Q：ホワイトチョコレートはなぜ白いの？

A：チョコレートの主原料であるカカオマスは黒っぽい茶色、ココアバターは淡黄色～白色を呈しています。ホワイトチョコレートは、ココアバターにミルク、砂糖を原料として作られており、カカオマスを使っていないため見た目が白くなります。ミルクのコクとうま味が特徴です。

Q：生チョコレートって何？

A：通常、食品の”生“とは、加熱・殺菌などの処理をしていないものと言われていますが、生チョコレートは、焙炒などの通常の工程で作られたチョコレートの生地に生クリームや洋酒などを練り込んだものです。水分が多いため一般的に賞味期限は短くなっています。また、「生チョコレート」と表示できるのは、「チョコレート公正競争規約」に適合したもののみです。

Q：なぜ、猫や犬にチョコレートをあげてはいけないの？

A：カカオ豆に含まれるテオブロミンという成分が中毒症状（麻痺や呼吸困難など）を引き起こし、生命の危険に繋がる恐れがあるためです。知らないうちに食べてしまった、とならないように保管場所に注意しましょう。



【参考にした情報】

- ・「チョコレート・ココア健康講座」日本チョコレート・ココア協会
<http://www.chocolate-cocoa.com/lecture/index.html>
- ・「家庭の化学」一般社団法人 日本化学工業協会

3. 7 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

機関名・所在地	電話番号	対象製品
	受付時間 (土・日・祝日を除く)	
医薬品 P L センター 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル 5 階	0120-876-532 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	医薬品 (医薬部外品を含む)
化学製品 P L 相談センター 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル 7 階 (一社) 日本化学工業協会内	0120-886-931 (フリーダイヤル) 9:30~16:00	化学製品 (食品、医薬品、化粧品、建材などは除く)
ガス石油機器 P L センター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館	0120-335-500 (フリーダイヤル) 10:00~16:00	ガス石油機器
家電製品 P L センター 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 5 階	0120-551-110 (フリーダイヤル) 9:30~17:00	家電製品
玩具 P L センター 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル 5 階 (一社) 日本玩具協会内	0120-152-117 (フリーダイヤル) 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	玩具
建材 P L 相談室 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 浜町平和ビル 5 階 (一社) 日本建材・住宅設備産業協会内	03-5640-0902 10:00~17:00	建材・住宅設備機器
公益財団法人 自動車製造物責任相談センター 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階	0120-028-222 (フリーダイヤル) 9:30~17:00 (12:00~13:00を除く)	自動車 (二輪自動車、部品用品も含む)
住宅部品 P L 室 〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3 階 (公財) 住宅リフォーム・紛争処理 支援センター内	住宅リフォーム・紛争 処理支援センター ダイヤル: 0570-016-100 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	相談は「住宅紛争処理支援センター」 (0570-016-100) 住宅部品のあっせん・調停 (ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、 サッシ、建材等)
消費生活用製品 P L センター 〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階 (一財) 製品安全協会内	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)	消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・家庭・ 厨房用品、スポーツ・レジャー用品、高齢 者用品、自転車、喫煙具等)
生活用品 P L センター 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-15-2 松島ビル 4 階 (一財) 生活用品振興センター内	0120-090-671 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 水曜日のみ	生活用品 (家具、ガラス製品、嘱託・台所 製品、プラスチック製品、文房具、玩具、 釣具、運道具、装身具、靴、楽器等)
日本化粧品工業連合会 P L 相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 メトロシティ神谷町 6 階	0120-353-532 (フリーダイヤル) 月、水、金 9:30~16:00	化粧品 (薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉 剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む)
プレジャーボート製品相談室 〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-10-12 国際興業第二ビル 4 階 (一社) 日本マリン事業協会内	0120-356-441 (フリーダイヤル) 10:00~17:00 (12:00~13:00を除く)	プレジャーボートおよびその関連製品 (モーターボート、ヨット、パーソナルウ ォータークラフト、船外機(機関)、航海機 器、ディーゼルエンジン(機関))
防災製品 P L センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 7 階 (一財) 日本消防設備安全センター内	0120-553-119 (フリーダイヤル) 9:00~17:00	防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備等の消防用設備・機器、 防災物品・製品、消防用服装装備品、危険 物容器、ガソリン計量機等)

お知らせ

◇ インターネットホームページの紹介 (<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)

化学製品PL相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

- ・『アクティビティノート』
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。(毎月10日頃に発行)
- ・『化学製品による事故を防ぐために』
『アクティビティノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になると思われる記事を集めました。
- ・『家庭の化学』
身近な暮らしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。
- ・『Livingの化学』
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。
- ・『“おもしろ化学”の豆知識』
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。
- ・『ちょっとためになる化学の話』
知っている友達に自慢できるかもしれない化学の話です。
- ・『なるほど!ザ・WORD』
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。
- ・『記念日の化学』
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。
- ・『化学はじめて物語』
身近なところで役に立っている化学技術・化学製品の誕生秘話を紹介しています。
- ・『暮らしに役立つ法律の話』
日常生活において知っているとか何かと役立つ法律等について紹介しています。
- ・『化学の目でみる日本の伝統工芸』
日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

◇ 化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中!

『アクティビティノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
 - ・お申し込みはE-mail(PL@jcia-net.or.jp)で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
 - ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡頂きました個人情報、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。
- ・お申込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

- ※ 本報告書はホームページ(URLは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
- ※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

化学製品P L相談センター
2017 年度活動報告書

2018年6月

編集・発行:化学製品P L相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル7階

TEL. 03(3297)2602 FAX. 03(3297)2604

<http://www.nikkakyo.org/plcenter>

本報告書に掲載した内容の無断転載を固く禁じます。